

矢掛町地域防災計画

(風水害等対策編)

令和4年3月
矢掛町防災会議

目 次

風水害等対策編

第1章 総則

第1節 総則	1
第1項 計画の目的	1
第2項 計画の性格	1
第3項 計画の構成	1
第4項 災害の想定	2
第5項 用語の意義	2
第2節 防災会議	4
第1項 矢掛町防災会議	4
第2項 矢掛町地域防災計画の作成及び修正	4
第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1項 実施責任	5
第2項 処理すべき事務又は業務の大綱	6
第4節 矢掛町の概要	18
第1項 自然的条件	18
第2項 社会的条件	18
第3項 災害の想定	19
第4項 主な災害状況	20

第2章 災害予防計画

第1節 防災業務施設・設備等の整備	22
第1項 消防施設・設備等	22
第2項 通信施設・設備等	23
第3項 水防施設・設備等	25
第4項 救助施設・設備等	26
第5項 その他の施設・設備等	29
第2節 防災業務体制の整備	30
第1項 職員の体制	30
第2項 情報収集・連絡体制	31
第3項 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等整備計画	35
第4項 避難及び指定避難所の設置・運営計画	39
第5項 指定避難所の運営体制の整備	41
第6項 業務継続体制の確保	43
第3節 自然災害予防対策	44
第1項 治山対策	44

第2項	造林対策	46
第3項	土砂災害防止対策の推進	47
第4項	河川防災対策	50
第5項	ため池等農地防災対策	52
第6項	都市防災対策	54
第7項	地盤沈下対策	56
第8項	文教対策	57
第9項	文化財保護対策	59
第10項	危険地域からの移転対策	60
第4節	複合災害対策	61
第5節	防災活動の環境整備	62
第1項	防災訓練	62
第2項	防災知識の普及	65
第3項	自主防災組織の育成及び消防団の活性化	72
第4項	企業防災の促進	74
第5項	災害教訓の伝承	75
第6項	要配慮者等の安全確保計画	76
第6節	防災対策の整備・推進	82
第1項	防災に関する調査研究の推進	82
第2項	緊急物資等の確保計画	83
第3項	公共用地等の有効活用	84
第4項	被災者等への的確な情報伝達活動	85
第3章	災害応急対策計画	
第1節	防災組織・防災体制	86
第1項	矢掛町の防災組織	86
第2項	注意体制	89
第3項	警戒体制	91
第4項	矢掛町本部	93
第2節	防災活動	102
第1項	予報及び警報等	102
第2項	通信連絡	105
第3項	情報の収集・伝達	109
第3節	災害広報及び報道	149
第4節	罹災者の救助保護	151
第1項	災害救助法の適用	151
第2項	避難の指示及び避難所の設置	156
第3項	救助	166
第4項	食料の供給	167

第5項	飲料水の供給	169
第6項	被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	170
第7項	医療・助産	171
第8項	遺体の捜索・検視・処理・埋火葬	173
第9項	防疫・保健衛生	174
第10項	廃棄物処理等	176
第11項	住宅の給与・応急修理及び障害物の除去	179
第12項	文教災害対策	181
第5節	交通規制	185
第6節	輸送	187
第7節	電気・通信サービス・ガス・水道の供給	189
第8節	防災営農	193
第9節	水防	195
第10節	流木の防止	197
第11節	雪害対策	198
第12節	集団事故災害対策	199
第13節	自衛隊の災害派遣	201
第14節	広域応援及び雇用	205
第15節	ボランティアの受入及び活動支援計画	207
第16節	義援金品等の募集・受付	209
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	復旧・復興計画	211
第1項	地域の復旧・復興の基本方向の決定	211
第2項	被災者等の生活再建等の支援	212
第3項	被災中小企業の復興の支援	214
第4項	公共施設等の復旧・復興計画	215
第5項	激甚災害の指定に関する計画	217
第2節	財政援助等	219
第1項	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	219
第2項	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	221
第3項	低所得者及び生活困窮者に対する住居対策	223
第4項	義援金品等の配分計画	225
第3節	復興本部の設置及び復興計画の策定	226
第4節	義援金品等の配分	227
第5章	原子力災害対策	
第1節	放射性物質等災害予防対策	228
第2節	放射性物質災害応急対策	229

第3節 避難者等受入れ対策	231
---------------	-----

第6章 事故災害対策

第1節 事故災害予防対策	232
--------------	-----

第1項 道路災害予防対策	232
第2項 鉄道災害予防対策	234
第3項 大規模な火災予防対策	236
第4項 林野火災の防止対策	237
第5項 危険物等保安対策	239
第6項 高圧ガス保安対策	241
第7項 火薬類保安対策	243
第8項 爆発・火災等労働災害予防対策	245

第2節 事故災害応急対策	246
--------------	-----

第1項 道路災害対策	246
第2項 鉄道災害対策	248
第3項 航空機事故災害対策	250
第4項 大規模な火災対策	251
第5項 林野火災対策	252
第6項 危険物等災害対策	254
第7項 高圧ガス災害対策	256
第8項 火薬類災害対策	258
第9項 有害ガス等災害対策	260
第10項 流出油対策	261

第1章 総則

第1節 総則

第1項 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、矢掛町防災会議が作成する計画であり、矢掛町・関係機関・住民等が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を示している。これを効果的に活用することによって、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

第2項 計画の性格

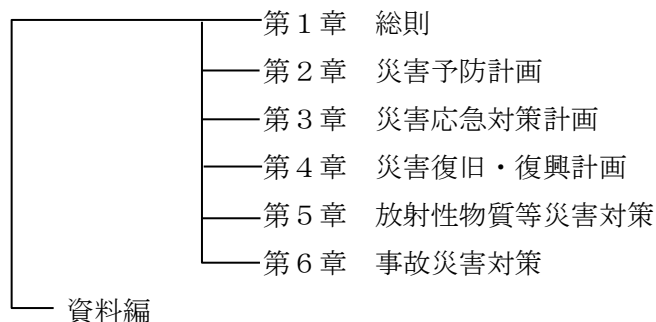
矢掛町地域防災計画は、「風水害等対策編」と「地震災害対策編」及びこれを補完するための「資料編」をもって構成するものとし、「岡山県地域防災計画」とも十分な調整を図る。

本計画は、「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

第3項 計画の構成

本計画は、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」及び「放射性物質等災害対策」、「事故災害対策」の6本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。

矢掛町地域防災計画（風水害等対策編）



第4項 災害の想定

本計画の作成に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案したうえで、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震災害対策は別編とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害
- 3 上記1, 2のほか異常気象による災害
- 4 大規模な火災
- 5 危険物の爆発等による災害
- 6 可燃性ガスの漏洩・拡散等による災害
- 7 有害ガスの漏洩・拡散等による災害
- 8 道路構造物の被災等による道路災害
- 9 鉄道における災害
- 10 航空機事故による災害
- 11 その他の特殊災害

第5項 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 矢掛町関係
 - (1) 町本部・・・・・・・・・・矢掛町災害対策本部をいう。
 - (2) 町現地本部・・・・・・・・・・矢掛町災害対策現地連絡調整本部をいう。
 - (3) 防災計画・・・・・・・・・・矢掛町地域防災計画をいう。
 - (4) 町本部長・・・・・・・・・・矢掛町災害対策本部長をいう。
 - (5) 町現地本部長・・・・・・・・・・矢掛町災害対策現地連絡調整本部長をいう。
 - (6) 防災関係機関・・・・・・・・・・矢掛町、岡山県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
 - (7) 消防組合・・・・・・・・・・井原地区消防組合消防本部をいう。
- 2 岡山県関係
 - (1) 県本部・・・・・・・・・・岡山県災害対策本部をいう。
 - (2) 県地方本部・・・・・・・・・・岡山県備中地方災害対策本部をいう。
 - (3) 県防災計画・・・・・・・・・・岡山県地域防災計画をいう。
 - (4) 県本部長・・・・・・・・・・岡山県災害対策本部長をいう。
 - (5) 県地方本部長・・・・・・・・・・岡山県地方災害対策本部長をいう。
 - (6) 県警察・・・・・・・・・・岡山県警察をいう。

3 その他

(1) 指定緊急避難場所

災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市町村長が指定したもの。

(2) 一時避難所

集会所や公会堂等で、被災者等が地震や風水害等の被害から、身の安全を守るため、一次的に避難する施設。

(3) 避難所

公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。(町に届出たものを含む。)

(4) 指定避難所

災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市町村長が指定したもの。

(5) 要配慮者

高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

(6) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

(7) 指定福祉避難所

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させることができる老人福祉施設、障害者支援施設等の施設。

第2節 防災会議

第1項 矢掛町防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、地域内の公共機関その他防災関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第16条及び矢掛町防災会議条例に基づき、矢掛町防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。防災会議は、町の地域に係る防災計画を作成し、及びその実施を推進し、また、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

第2項 矢掛町地域防災計画の作成及び修正

防災会議は、災害対策基本法に基づき防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県防災計画を参考とし、特に県防災計画において計画事項として示すものについては、地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と、自発的協力を得ることが重要である。

また、防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

町は、防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定める。

資料編 資料2-1 矢掛町防災会議条例

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 実施責任

第1 矢掛町

矢掛町（以下「町」という。）は、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、岡山県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

第2 岡山県

岡山県（以下「県」という。）は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 矢掛町

[町行政機関]

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令等を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (13) 水防活動及び消防活動を行う。
- (14) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全安心な生活環境を確保する。
- (15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林業施設等に対する応急措置を行う。
- (17) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
- (20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (21) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (22) 被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。

[矢掛町消防団]

- (1) 消火活動を行う。
- (2) 火災予防及び水防活動を行う。
- (3) 住民の避難・誘導を行う。
- (4) 行方不明者の捜索を行う。
- (5) その他災害現場の応急対策を行う。

第2 岡山県

[県行政機関及びその出先機関]

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市町村が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法・地すべり等防止法に基づく立ち退きの指示を行う。
- (9) 災害時の防疫，その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示，調整を行う。
- (11) 被災児童生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設，農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物，家畜，林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い，標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 防災に関する施設，設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設，農地及び農林水産業施設等の新設改良，防災及び災害復旧を行う。
- (17) 救助物資，化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導，助言及び立入検査を行う。
- (19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導，助言を行う。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (21) 指定行政機関等に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
- (22) 市町村長に対し，災害応急対策の実施の要請，他の市町村長への応援の要請を行う。
- (23) 内閣総理大臣に対し，他の都道府県知事に対し応援することを求める要請を行う。
- (24) 市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整，代行を行う。
- (25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (26) 市町村が災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (27) 運送業者である指定公共機関，指定地方公共機関に対し，災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請，指示を行う。
- (28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (29) 有害ガス，危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体，環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

[県警察]

- (1) 災害警備計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視，身元確認等を行う。
- (6) 交通規制，緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防・取締り，その他治安維持に関する業務を行う。

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

(8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

第3 井原地区消防組合消防本部

- (1) 消防施設の整備を行う。
- (2) 災害救助及び救急活動を行う。
- (3) 消防活動における統括指揮を行う。
- (4) 予警報等の通報の連絡及び情報収集を行う。
- (5) 相互応援を行う。
- (6) 災害予防及び防災活動を行う。
- (7) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (8) 市町災害対策本部との連絡及び調整を行う。

第4 指定地方行政機関

[中国四国管区警察局]

- (1) 管内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。
- (2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- (3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
- (4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- (5) 警察通信の運用に関する業務を行う。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立ち合わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付けの措置を適切に運用する。
- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関との協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払い戻し及び中途契約、手形交付又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払及び保険料の払込猶予について、緊急機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

[中国四国農政局]

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の災害状況等の把握を行う。

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- (5) 農地，農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに，これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理地，又は工事中の農地，農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ，農林水産省の保有する農地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において，応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは，応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど，迅速な調達・供給に努める。

[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）]

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について，山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに，災害に際し，緊急復旧を必要とする施設については，国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- (2) 国有林野の火災を予防し，火災が発生したときは，速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- (3) 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに，災害発生に当たっては，極力部外への危害を及ぼさないように処置する。
- (4) 応急復旧用として，国有林材の供給を促進するとともに，木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- (5) 知事，市町村長から災害応急対策に必要な機材器具等の貸付又は，使用の要請があったときは，これに協力する。

[中国経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気，ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物（生活必需品，災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等を行う。
- (4) 中小企業の業務を確保するため，その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中四国産業保安監督部]

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 火薬類，高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設，電気施設，ガス施設等の保安の確保に必要な監督，指導を行う。
- (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国運輸局（岡山運輸支局，水島海事事務所）]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 鉄道，バス及びトラックの安全運航の確保に必要な指導監督を行う。
- (3) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため，自動車運送事業者に対し，自動車の調達あつせん，輸送の分担，迂回輸送，代替輸送等の指導を行う。

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- (4) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪航空局（岡山空港出張所）]

- (1) 航空機による輸送の確保に関し必要な措置を講じる。
- (2) 関係機関への必要な航空情報の提供を行う。
- (3) 管理する航空保安施設等が被災した場合、直ちに応急復旧を実施する。
- (4) 空港管理者の管理する施設の応急復旧体制について必要な助言を行う。
- (5) 必要な情報を収集し、大阪航空局へ伝達する。

[大阪管区气象台（岡山地方气象台）]

- (1) 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表を行う。
- (2) 気象，高潮，波浪，洪水の警報・注意報並びに台風，竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するように努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善，情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
- (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報，大津波警報・津波警報・津波注意報，噴火警報等を関係機関に通知する。
- (6) 国又は県の洪水予報河川において，それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
- (7) 県や市町村，その他の防災関係機関と連携し，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動に努める。
- (8) 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して，技術的な支援・協力を行う。

[中国総合通信局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- (3) 災害時における非常通信の運用監督を行う。
- (4) 非常通信協議会の指導育成を行う。
- (5) 災害対策用移動通信機器，臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

[岡山労働局]

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として，爆発その他の災害を防止するため，監督指導を実施する。特に大規模な爆発，火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては，災害発生時における避難救助等について，労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- (2) 被災者の医療対策のための必要があるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こす恐れのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏えい防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- (8) 災害原因調査を行う。

[中国地方整備局（岡山河川事務所，岡山国道事務所）]

- (1) 気象，水象について観測する。
- (2) 吉井川，旭川，高梁川，金剛川，百間川，小田川直轄河川の改修工事，維持修繕，防災施設の整備，その他管理及び水防警報の発表を行う。
- (3) 「旭川及び百間川」，「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において，岡山地方气象台と共同して洪水予報を行う。
- (4) 「旭川及び百間川」，「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において，洪水浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
- (5) 一般国道2号，30号，53号，180号直轄管理区間の改修工事，維持修繕，その他管理及び道路情報の伝達を行う。
- (6) 緊急を要すると認められる場合は，申合せに基づく適切な応急措置を実施する。

[中国四国防衛局]

- (1) 米軍及び自衛隊の艦船，航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に，関係地方公共団体等に連絡を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

[中国四国地方環境事務所]

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関するを行う。
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

[中国地方測量部]

- (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力
- (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第5 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）

災害派遣要請者（知事，管区海上保安本部長，空港事務所長）からの要請に基づき，防災活動を実施するとともに，災害の発生が突発的で，その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは，要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお，実施する救助活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備品等によって異なるが，通常，次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援護救助を行う。
- (3) 遭難者の捜索，救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消火活動を行う。
- (6) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (7) 応急医療・救護・防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 炊飯及び給水の支援を行う。
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- (11) 交通整理の支援をする。
- (12) 危険物の保安及び除去を行う。
- (13) その他，臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

第6 指定公共機関

[日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）]

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対し，お年玉付郵便葉書等の寄附金の配布を行う。

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]

- (1) 災害時における情報等の正確，迅速な収集，伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して，通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策資機材，人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保，被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 災害状況を市町村へ連絡する。

[株式会社 NTT ドコモ（岡山支社），KDDI 株式会社（中国総支社），ソフトバンク株式会社（九州・中国総務課）]

- (1) 災害時における情報等の性格，迅速な収集，伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信について，通信施設を優先的に利用させる。

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本銀行（岡山支店）]

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡を取った上、輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮する要請する。

(4) 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講ずるよう要請する。

- ① 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- ② 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払い戻し又は預貯金を担保とする貸し出し等の特別取扱を行うこと。
- ③ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- ④ 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 各種金融措置に関する広報

上記(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、必要に応じ所要の災害応急対策を実施する。

[日本赤十字社（岡山県支部）]

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救助を行う。
- (2) 緊急援護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- (4) 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
- (5) 義援金の募集及び配分を行う。

[日本放送協会（岡山放送局）]

- (1) 気象等の予警報及び被害状況等の報道を行う。

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送，避難指示等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力株式会社（岡山支店），中国電力ネットワーク株式会社]

- (1) 電力供給施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は，被災施設の早期復旧を実施するとともに，供給力の確保を図る。

[日本通運株式会社（岡山支店）]

- (1) 災害時における知事の車両借上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

[水道事業者（町内の水道工事事業者を含む）]

- (1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (2) 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

[西日本高速道路株式会社（中国支社），本州四国連絡高速道路株式会社（岡山管理センター）]

- (1) 災害防止に関すること。
- (2) 交通規制，被災点検，応急復旧工事等に関すること。
- (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。
- (4) 災害復旧工事の施工に関すること。

[国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）]

- (1) 原子力災害の防止及び応急対策を行う。

第7 指定地方公共機関

[民間放送会社（山陽放送株式会社，岡山放送株式会社，テレビせとうち株式会社，岡山エフエム放送株式会社）]

- (1) 日本放送協会に準ずる。

[岡山ガス株式会社]

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は，被災施設の復旧を実施し，供給不能等の要配慮者に対して，早期供給再開を図る。
- (3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[岡山県貨物運送株式会社]

日本通運株式会社に準ずる。

[公益社団法人岡山県医師会]

- (1) 医療及び助産活動に協力する。

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
- (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※ 日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（JMAT（ジェイマツト））。

[公益社団法人岡山県看護協会]

- (1) 公益社団法人岡山医師会に準ずる。

[一般社団法人岡山県トラック協会（岡山県トラック協会県西支所）]

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のための各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

[一般社団法人岡山県LPガス協会]

- (1) LPガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
- (2) 災害時におけるLPガス供給の確保を図る。

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、町その他防災関係機関の防災関係の防災活動に協力する。特に、本町に關係する当該機関を記載する。

[災害拠点病院]

- (1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- (4) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出しを行う。

※災害派遣医療チーム（DMAT（ディーマツト））

災害の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

[災害時精神科医療中核病院]

- (1) 災害時にひっ迫する精神科医療について、診療機能を提供する。
- (2) 医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。
- (3) 被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・あっせんを

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

行う。

(4) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入れ・派遣を行う。

※災害派遣精神医療チーム（DPAT（ディーパット））

災害の急性期（おおむね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する，精神科医師，看護師，その他医療従事者で構成される，専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。

[水防管理団体]

(1) 水防施設，資機材等の整備と管理を行う。

(2) 水防計画の作成とその実施を推進する。

[一般社団法人岡山県建設業協会（矢掛支部）]

(1) 災害応急活動に係る建設機械による人命救助及び障害物除去に協力する。

(2) 災害応急活動に係る資機材の提供に関すること。

[農林業・経済団体（晴れの国岡山農業協同組合，備中南森林組合，備中西商工会矢掛支所，矢掛町土地改良協会）]

所管事項に係る被災調査を行い，対策指導並びに必要な機材及び融資の斡旋についての協力をする。

[文化・厚生・社会団体（矢掛町社会福祉協議会，矢掛町ボランティアのぞみ会，やかげ女性連絡協議会）]

被災者の応急救助活動及び義援金品の募金等について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[自治協議会及び自治会]

地域防災のため自発的な防災組織として，災害に際し危険箇所の監視，災害予防及び応急活動の協力等を行う。

[危険物施設の管理者]

自社の施設に関し，防災管理上必要な措置を行うとともに，近隣で災害が発生した場合の防災活動の協力等を行う。

[医療機関（笠岡医師会）]

(1) 救護班，医療班の編成及び医療救護を行う。

(2) 開設又は管理する医療施設の救護所，委託医療機関としての活用を行う。

[井原鉄道株式会社]

(1) 旅客鉄道事業に係る車両・施設・設備等の災害予防，災害応急対策，災害復旧等を行う。

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- (2) 災害から人命及び施設等を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救助、救護等に必要な措置を講ずる。
- (3) 災害時における鉄道輸送の確保を行うとともに、万一不通になった場合は、自動車等による代替輸送、振替輸送等を行う。
- (4) 県、市町村の防災活動が円滑に行われるよう、災害時における緊急輸送のための交通の確保に協力する。

[矢掛放送株式会社]

- (1) 日本放送協会に準ずる。

第4節 矢掛町の概要

第1項 自然的条件

第1 位置及び地勢

本町は岡山県の西南部に位置し、北西は井原市、南は笠岡市及び浅口市と隣接し、東は倉敷市及び総社市とそれぞれに接して、高梁川の支流小田川の流域に開けた町である。

小田川とその支流美山川の流域に開けた矢掛町は、周囲を比較的ゆるやかな丘陵に囲まれた盆地をなしており、東西の長さは12km、南北は15km、周囲は55kmで、総面積は90.62km²である。

総面積に対し、山林、原野65.9%、耕地15.8%、宅地4.6%、その他13.7%の比率となっている。

地質は、ほとんどが上部古生層に属し、花崗岩地帯が大半を占めている。

第2 気候

矢掛町の気象は、瀬戸内海気候に属しており、気温が温暖で降雨量が少なく、日本の最寡雨地帯に属しており、年間平均気温は15℃位で、年間降雨量は1,155.2mm程度である。

- ・ 四季の特徴点 四季の変化が著しく、夏は南東季節風が卓越し比較的雨が多く、冬は北西の季節風の影響により乾燥したものとなる。
- ・ その他の特徴点 台風に伴う集中豪雨、季節風による火災、春から夏にかけて梅雨前線の停滞による豪雨が多く、これらに起因する災害がしばしばあり、被害も甚大である。

第2項 社会的条件

第1 人口

矢掛町の人口は、令和2年国勢調査による令和2年10月1日現在の人口は13,414人となり、前回調査（平成27年）より、787人減少している。岡山県人口に占める割合は0.7%である。

一方、同時点での人口密度は1km²当たり148.0人で、岡山県全体の265.4人に及ばない。

第2 歴史的変遷

矢掛町には多くの遺跡があり、代表的な遺跡として、弥生時代の清水谷遺跡、古墳時代の橋本荒神塚、小迫大塚古墳などがあげられる。奈良時代から平安時代の初めに道が整備されたとき、古代山陽道（大路）が小田川流域を通り、備中国小田駅（毎戸遺跡）が置かれた。そして、江戸時代には矢掛に本格的な宿場が整備されるとともに、小田川を利用した高瀬舟の川湊により陸運・水運の要衝として産業・文化の両面で賑わいをみせた。現在でも本陣・脇本陣をはじめ、本瓦葺・漆喰塗の町家その名残をとどめている。

矢掛町の町政の変遷は、明治22年（1889年）、町村制の施行に伴う合併で矢掛村をはじめ

第1章 総則

第4節 矢掛町の概要

とする7村が誕生したことによる。昭和29年（1954年）に、矢掛町、美川村、三谷村、山田村、川面村、中川村が合併し、さらに昭和36年（1961年）に小田町を編入合併し、現在の矢掛町となった。

近年では、道路や下水道などの生活基盤の整備、観光拠点として商工・観光の活性拠点づくり、企業誘致や宅地分譲、町営住宅及び特定公共賃貸住宅の提供、営農組合等の支援などの農業振興やほ場整備等による農業基盤の充実、やかげ文化センターを拠点とする文化振興事業などの事業を行っている。

第3項 災害の想定

第1 台風

台風は8～9月に来襲することが多く、台風災害は暴風による風害と豪雨等による水害である。

台風が矢掛町より東方200km以上、西方400km以上離れた地点を北東進する場合には、町内に被害は比較的に少ないが、西側すなわち九州東部から四国西部、そして広島県へと台風が通過する場合には、台風の移動速度に台風のうず巻きの速度が加わるために強風となる。

また、このうず巻きに伴って温暖気流が四国山地と紀伊山地間の紀伊水道低地部より、瀬戸内海東部に流れ込むため、豪雨を伴って洪水を引き起こすなど大きな被害を発生させる。

台風の被害は農作物が中心で、家屋、山林等にも被害を受けるが、台風による被害よりも、これが原因で生ずる豪雨等による被害が甚大である。

第2 大雨

大雨の原因を大別すると、台風、梅雨前線、雷雨の3種がある。大雨の時期は6月から9月までが一番多く、特に6・7月の梅雨末期に前線の停滞による大雨が降りやすく、8月・9月には台風が豪雨を伴い来襲することが多い。

過去、小田川水系では60mm～80mm程度の雨量で小規模の被害が発生しはじめ、100mm～150mm程度の雨では河川のはん濫、堤防の決壊、山崖くずれ、洪水等による全般的な大災害を発生させている。

降雨状況から見ると、一口に何mm程度を超える水害が発生するといっても、長雨が続いているような場合と干天後のような場合、また、降雨時間等によって状況が異なるので、その状況によっては、そう多くない雨量でも局地的に被害が発生することがあるので、予断を許せない。

さらに、この時期には雷雨による集中豪雨に襲われることも多く、大きな被害を引き起こすおそれがある。

第3 地すべり、山崖崩れ

町内には採石・採土場が多く、長期にわたる降雨があれば、特に大きな被害をもたらすおそれがある。

第4 火災

火災の発生は、年間を通じて12月から4月にかけて多く発生している。発生件数は、年間平均10件前後で、そのうち林野火災と建物火災がほとんどである。

第1章 総則

第4節 矢掛町の概要

出火原因は、たばこの火、たき火、草焼き等が多く、人為的要因が大部分を占めている。

一方、社会経済の発展と生活様式の変化に伴い、火災形態が複雑多様化、大規模化する危険性が増大しており、火災を取り巻く環境は厳しくなってくるものと予想される。

第5 交通事故

国民皆免許時代の到来とともに大量交通時代を迎える中で、高齢化社会への移行や若者を中心とした交通安全意識の希薄化等、道路交通を取り巻く環境は益々悪化しており、今後も交通事故の多発が懸念される。

事故原因は、高齢者では車両の直前直後の横断や交差点での一時不停止、若者では暴走運転によるものなど、基本的ルールの無視によるものが大半である。

第6 鉄道災害

平成11年1月11日から第3セクター井原鉄道株式会社が、総社市から広島県福山市神辺町までを結ぶ鉄道の営業を開始しており、災害時における鉄道交通の確保と安全性が求められるとともに、列車の衝突等による大規模な被害も予想される。

第7 その他の産業災害

産業経済の急速な発展により、予測することの出来ない大災害が起きる潜在的な危険性を有している。

特に、石油、ガスの流出等により火災、爆発、中毒などの災害を生ずる危険性が大きくなっている。しかも、これらの災害は突発的に発生し、多数の人命、身体に被害を与えるおそれがある。

第4項 主な災害状況

第1 本町における主な災害記録

1 水害

(1) 昭和47年7月集中豪雨災害

① 災害の原因

昭和47年7月11日から降り始めた集中豪雨

② 災害の期間

昭和47年7月11日から7月13日

③ 災害発生場所又は地域

町内全域

④ 災害及び被害の状況

矢掛市街地、小田市街地、山田土生集落、小田寺迫集落の家屋へ浸水、特に山田土生集落の被害が大きく、軒先まで浸水した家屋は、対策本部の指示により山田小学校へ避難、また、町内全域で中小河川の決壊、山崖崩れが発生したが、大きな被害には至らなかった。

⑤ 降水量及び小田川水位

延降水量 201.5mm (S47.7.11 20:00~7.12 17:00 矢掛地域雨量観測所)

小田川最高水位 5.50m (S47.7.11 10:00 矢掛地域雨量観測所)

第1章 総則
第4節 矢掛町の概要

(2) 昭和51年9月台風17号による豪雨被害

① 災害の原因

昭和51年9月11日から13日にかけて台風17号の接近による集中豪雨

② 災害の期間

昭和51年9月11日から9月13日

③ 災害発生場所又は地域

町内全域

④ 災害及び被害の状況

昭和51年9月8日から13日にかけて来襲した台風17号は、当地方にとっては60年ぶりという大きな被害をもたらした。特に矢掛市街地では約90%の家屋が床上浸水し、また、公共施設、道路、河川並びに農林業施設に壊滅的な損害をもたらした。

(9月12日 災害救助法適用)

⑤ 降水量及び小田川水位

延降水量 443.5mm (S51.9.8 13:00~9.13 21:00 矢掛地域雨量観測所)

小田川最高水位 5.30m (S51.9.12 6:00 矢掛地域雨量観測所)

(3) 平成30年7月豪雨被害

① 災害の原因

平成30年7月5日から9日にかけて前線と台風7号による豪雨

② 災害の期間 平成30年7月5日から7月9日

③ 災害発生場所又は地域

町内全域

④ 災害及び被害の状況

平成30年7月5日から9日にかけて前線と台風7号による豪雨が降り続き、7月6日午後10時40分には、矢掛町で初めて「特別警報」が発表された。その後、小田川の堤防3箇所、中地内の支流の堤防1箇所が決壊し、矢掛町に甚大な被害をもたらした。特に矢掛町では家屋の床上浸水215件、床下浸水42件、その他店舗や事務所で約50件が浸水し、また、公共施設、道路、河川並びに農林業施設に壊滅的な損害をもたらした。

(7月9日 災害救助法適用)

⑤ 降水量及び小田川水位

延降水量 309mm (H30.7.5 07:00~7.7 21:00 矢掛地域雨量観測所)

小田川最高水位 4.13m (H30.7.7 1:50 矢掛地域雨量観測所)

2 火災

(1) 昭和46年3月矢掛町宇角山林火災

昭和46年3月13日午後1時頃、宇角牧野の造成地から出火した火は折からの西風にあおられ、近隣の総社市及び真備町(現倉敷市)に達し、同日午後11時鎮火、山林約33haを焼失した。

(2) 平成16年2月矢掛町南山田山林火災

平成16年2月16日午後2時頃、南山田小迫地区の田から出火した火は、空気が乾燥した中、山中へと燃え広がり、ヘリコプター4機の応援を受け、翌日、午後5時頃鎮圧、約14haを焼失した。

第2章 災害予防計画

第1節 防災業務施設・設備等の整備

町は、処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を推進する。

第1項 消防施設・設備等

主な実施機関	総務防災課・消防団
--------	-----------

1	町及び消防組合等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓・防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施する。
2	町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。
3	関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

資料編 資料1-1 消防力一覧表

第2項 通信施設・設備等

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

第1 災害情報

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、市町村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、町外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

さらに、岡山情報ハイウェイの非常用電源、接続拠点施設の浸水対策等を強化することにより、災害時においても安定した通信を確保し、Web サイト、電子メール等を通じた住民への各種防災情報の安定提供に努める。

以下に詳細な対応を示す。

1 防災無線設備の整備

有線電話が途絶した場合には、基本的には本町の地域防災系防災行政無線を使用することとなり、県防災行政通信ネットワーク、警察、日本電信電話株式会社の無線を併用することとなるが、新たにデジタル化を導入した次期防災無線の整備計画を検討し、町本部と防災関係機関及び指定避難所等との連絡体制を整備する。

2 防災情報配信システム

主に屋内の町民へ直接防災情報を届けるための情報伝達手段の確保及びワンオペレーションで配信できるシステムの整備を目的として、町民所有のスマートフォン端末の活用や、高齢者のみの世帯等を中心に、戸別受信機を貸与し、避難情報等を迅速に配信できるよう整備する。

3 有線放送電話

予警報の伝達等非常時の一斉放送等、緊急措置が講じられるよう晴れの国岡山農業協同組合と事前に協議し、防災業務に利用できるよう強化を図る。

4 ケーブルテレビ

通信網の多ルート化という観点からも、有線放送電話の補完的機能として、予警報、避難の勧告・指示等の伝達等非常時の緊急一斉文字放送の緊急措置が可能となるよう矢掛放送(株)と事前に協議計画し、防災業務に利用できるよう強化推進する。

5 岡山情報ハイウェイ

岡山情報ハイウェイを活用し、県及、各市町村と及び地域事務所等との確実な情報伝達を行う。また、事前に活用方法の訓練等を実施し、防災業務に利用できるよう強化推進する。

6 民間無線の利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害時における運用について日頃から協力体制の強化を図る。

第2章 災害予防計画

第1節 防災業務施設・設備等の整備

7 日常点検

災害時に備え、平素から定期的に通信施設の保安管理について点検整備を実施する。

8 監視カメラ

矢掛放送(株)が町内に設置する河川監視カメラの情報について、協定に基づき活用する。

第2 医療情報

消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。

町及び医療機関は県・国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

第3 防災情報

町、消防組合等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、雨量、水位、潮位などの観測情報や避難情報などの各種防災情報を Web サイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等を通じて住民へ提供する岡山県総合防災情報システムの機能の習熟に努める。

第4 電気通信設備

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配置、通信服装対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努める。

資料編 資料1-2 通信施設一覧

第3項 水防施設・設備等

主な実施機関	総務防災課・建設課
---------------	------------------

第1 水防資機材の備蓄

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、麻袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する倉庫の整備、改善及び点検を実施する。

第2 自家発電施設の整備

樋門の整備、ポンプ場及びポンプ場への自家発電設備の整備を検討する。

第3 重要水防箇所の見直し

重要水防箇所の評定基準に適合した抽出ができていないかを総点検し、必要に応じて重要水防箇所を見直す。

資料編 **資料1-3 水防資機材備蓄状況一覧**

資料1-8 重要水防箇所一覧

第4項 救助施設・設備等

主な実施機関	総務防災課・教育委員会
--------	-------------

第1 職員の教育訓練

効率的な救助・救急活動を行うため、職員の安全確保を図りつつ、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第2 救助用資機材の整備・改善

人命救助に必要な救急車、ヘリコプター等の救助用機械、担架、救命胴衣、救命ボート等の救助用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。

第3 救助隊の整備等

大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先進技術による高度な技術の開発に努める。

第4 救助

1 組織体制の整備

町は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

さらに、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。

2 住民等による救出活動のための条件整備

町は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救出・救護の意識啓発並びに知識の普及及び訓練等を行うとともに、各消防団単位に消防本部とを結ぶ無線通信装置の配置等に努める。

第5 傷病者の搬送

1 組織体制の整備

消防組合は、管内市町、関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

2 広域災害救急医療情報システムの整備

町は、県、消防組合消防本部、医師会及び各医療機関と連携し、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用することとする。

3 ヘリコプター等航空機による搬送

町は、町域にヘリコプター搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図る。

第2章 災害予防計画
第1節 防災業務施設・設備等の整備

4 救急隊員等の研修

消防組合は、災害時におけるトリアージ(治療の優先順位による患者の選別をいう。以下同じ。)技術や応急手当の方法等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

資料編 資料1-4 ヘリポート適地

第6 医療体制

1 組織・体制の整備

町は、災害時に各医療機関における適切な医療活動の実施、救護所の設置、医療救護班の編成ができるよう、町内の医療機関、井原地区消防組合、岡山県歯科医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、町内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

2 広域災害救急医療情報システムの運用

医療機関は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平常時から最新の医療情報を入力する。

3 医療機関における耐震化・診療確保体制の整備

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努めるものとする。

- (1) 施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備
- (2) 貯水槽、非常用発電等の整備
- (3) 医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施
- (4) 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施
- (5) 業務継続計画の策定
- (6) 人工呼吸器等の医療機器を使用している患者等の搬送先に関する計画の策定
- (7) 携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

4 一般住民への災害医療の普及・啓発

町は、県、井原地区消防組合及び日本赤十字社岡山県支部と連携し、救急蘇生法、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、住民への普及・啓発を行う。

また、併せて道の駅等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。

第7 医薬品等の確保

1 医薬品等の確保については、県、医薬品等備蓄施設及び県赤十字血液センターが行う。

2 町及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。

3 町及び医療関係機関等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

4 必要な医薬品等の種類

災害時に必要となる医薬品はおおむね次のとおりである。

第2章 災害予防計画

第1節 防災業務施設・設備等の整備

時期	品目
発災後1～2日	包帯，ガーゼ，三角巾，副木，消毒薬，輸液等の外科的治療に用いる医薬品
発災後3日以降	上記に加え，風邪薬，胃腸薬等の一般常備薬及び高血圧薬，糖尿病薬等の慢性疾患を中心とした医薬品

第5項 その他の施設・設備等

主な実施機関	総務防災課・建設課・健康子育て課・福祉介護課・教育委員会
---------------	-------------------------------------

- 1 災害のため被災した道路，河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー，ダンプカー，トラック等の土木機械等の整備，改善及び点検を実施する。また，特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。
- 2 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け，その機能強化に努める。

第2節 防災業務体制の整備

第1項 職員の体制

主な実施機関	全課
--------	----

第1 参集体制の整備

町は、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。

第2 マニュアルの整備

町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第3 応急対策対応力の向上

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第4 人材の活用

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

第5 派遣体制の整備

町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第6 緊急呼出

夜間、休日等の職員の緊急呼出については、町（宿日直者）に入った情報を災害連絡要員に、携帯電話等において連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を指名しておく。

第2項 情報収集・連絡体制

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

第1 情報システムの活用

- 1 町は、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施するため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。
- 2 町は、風水害等により、町から県等への被災状況の報告ができない場合等を想定し、県職員等が町の情報収集のため、リエゾン（情報連絡員）として被災地に赴く場合に、迅速に情報を収集できるよう協力する。
- 3 町は、災害時、県より提供される Web 会議システム等を活用し、県等とのリアルタイムでの情報共有ができるように努める。

第2 情報収集連絡体制の整備

- 1 機動的な情報収集活動を行うために、多様な情報収集手段を活用できる体制を整えるとともに、ライブカメラをはじめとする監視カメラ等の画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- 2 電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- 3 町は、各関係機関と相互に協力し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。
- 4 災害時に有効な携帯電話、衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。
- 5 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
 - (1) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - (2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進
 - (3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - (4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
 - (5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅牢な場所への設置等

第3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、

第2章 災害予防計画
第2節 防災業務体制の整備

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない状態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔が見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

国は、県及び市町村と市町村等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。また、町は、訓練などを通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結など連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、町は、燃料、発電機、建設機器等の応急・復旧活動時に有効な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資運送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。また、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの効率的な運用調整及び安全な運航の確保について、岡山県航空運用調整会議であらかじめ協議しておくとともに、災害時において、情報収集や救助・救急活動等を複数機関のヘリコプター等、航空機により行うため、必要がある場合は、県災害対策本部内に関係機関の職員で構成する航空運用調整班を設置し、航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有を行う。

- 2 町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 3 町は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 4 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、

第2章 災害予防計画
第2節 防災業務体制の整備

相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

- 5 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を整える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 6 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 7 町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- 8 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- 9 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- 10 町は、消防の応援について、近隣市町と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
また、同一の水系を有する上下流の市町間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備しておく。
- 11 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。
- 12 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- 13 町は、国及び県が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「岡山県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、県内各市町村、河川管理者、水防管理者、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- 14 県及び町、中国電力株式会社は、大規模・長期間の停電が発生した場合、中国電力株式会社への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。
- 15 町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

資料編

- 2-7 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定
- 2-8 岡山県下消防相互応援協定
- 2-9 矢掛町、笠岡市消防相互応援協定
- 2-10 岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定
- 2-11 災害時における矢掛町、矢掛町内郵便局間の相互協力
- 2-12 災害時における連絡体制および協力体制
- 2-13 災害時における情報交換に関する協定
- 2-14 災害時におけるL P ガスの供給に関する協定
- 2-15 非常災害時における避難施設利用に関する協定
- 2-16 風水害時における三谷保育園園児及び職員の緊急避難場所に関する協定
- 2-17 特設公衆電話の設置・利用に関する協定
- 2-18 災害時等における畳の提供に関する協定
- 2-19 大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定
- 2-20 災害時における特設テレビの設置及び利用に関する協定
- 2-21 災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに
関する協定
- 2-22～25 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定
- 2-26 災害時における支援協力に関する協定
- 2-27 災害時における応急生活物資供給等に関する協定
- 2-28 災害救助物資の調達に関する協定
- 2-29～30 災害時における応急措置等の実施に関する協定
- 2-31 アマチュア無線による災害時応援に関する協定
- 2-32 災害時における情報共有と緊急放送に関する協定
- 2-33 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定
- 2-34 災害時における行政書士業務相談に関する協定
- 2-35 災害時における被災車両の撤去等に関する協定
- 2-36 災害時の福祉避難所に関する協定
- 2-37 災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定
- 2-38 災害救助物資の調達に関する協定
- 2-39 災害時における段ボール製品の供給に関する協定
- 2-40 災害時における法律相談業務等に関する協定
- 2-41 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定
- 2-42 災害時における物資供給に関する協定

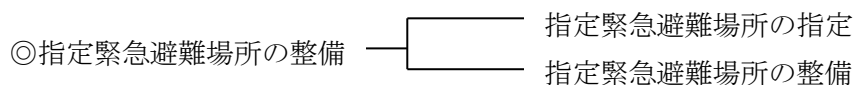
第3項 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等整備計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

町は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。また、国、県及び町は指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

第1 指定緊急避難場所の整備

町は、地域の実情に即した指定緊急避難場所の指定、整備を推進するものとする。



1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 町は、避難路、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (2) 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される災害の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所の指定に関しては、国・県等の被害想定等の見直しに合わせて、随時見直す。

- (3) 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (4) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

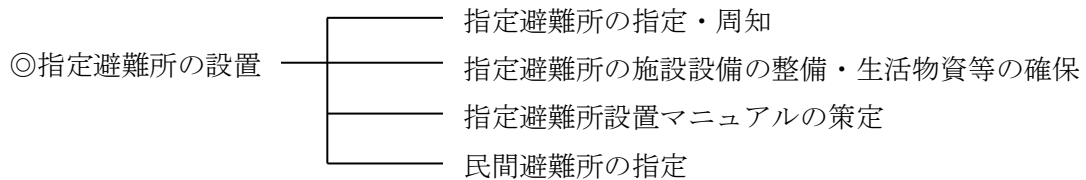
2 指定緊急避難場所の整備

- (1) 市街地における緑とオープンスペースは、指定緊急避難場所などの確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として、公園事業、土地区画整理事業等により積極的に整備を図る。整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

(2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを住民にわかりやすく明示するよう努める。

(3) 県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第2 指定避難所の設置



1 指定避難所の指定・周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者等の要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を設置する。なお、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

町内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は

第2章 災害予防計画
第2節 防災業務体制の整備

仮設住宅を設置して避難所を開設し、または、近隣市町村への委託や近隣の民間施設の借り上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町村や民間業者等との間での協定締結等に努める。

2 指定避難所の施設設備の整備・生活物資等の確保

町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

特に、小中学校の体育館については、矢掛放送(株)と連携し、避難者に対し災害情報等の入手のため、テレビ等の設置を進める。

さらに、緊急の際の指定避難場所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、燃料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。福祉避難所についても、同様とする。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

町は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

3 指定避難所設置マニュアルの策定

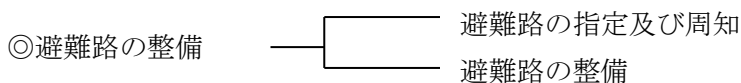
町は、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。また、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 指定避難所の開設・管理責任者、体制
- (2) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）
- (3) 町本部への報告、食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (4) その他開設責任者の業務

4 民間避難所の指定

公共施設以外の避難所として民間施設を利用した避難所を検討する。

第3 避難路の整備



第2章 災害予防計画
第2節 防災業務体制の整備

1 避難路の指定及び周知

想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て避難路を指定する。指定に当たっては、避難路が災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

2 避難路の整備

道路は、交通施設であるだけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能をもつ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生の恐れのある建築物については改修を指導する。

避難路には避難路であることや指定緊急避難場所等の方向の標示を各所に行い、避難地への速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、道路照明の整備にも努める。

資料編 資料1-13 避難所、主要避難路等一覧

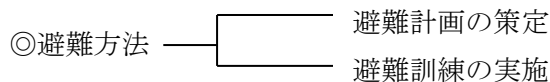
第4項 避難及び指定避難所の設置・運営計画

主な実施機関	総務防災課・消防団・健康子育て課・福祉介護課・教育委員会
--------	------------------------------

災害発生時には、浸水や火災、崖崩れ、落石等により、住民の生命に危険が及ぶことも想定されることから、あらかじめ避難経路について複数ルートの確保に努め、総合的な避難計画を策定し住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練の実施推進に努める。

第1 避難方法

町は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。



1 避難計画の策定

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の施設管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

また、避難計画策定に当たっては、要配慮者に十分配慮するとともに、消防団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

さらに、避難指示等の発令区域・タイミング、指定避難所、避難経路等の住民の避難誘導等避難体制をあらかじめ計画するよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

さらに、避難誘導・支援の訓練の実施により、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

町内会等においては、平常時から自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に検討するとともに、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握及び避難支援方法等を具体化する取組に努める。

小売店、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、突

第2章 災害予防計画
第2節 防災業務体制の整備

発性の災害の発生に備え、多数の避難者の集中や混乱にも配慮しつつ、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアル等の作成に努める。なお、避難誘導マニュアル等の策定に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

また、社会福祉施設等の要配慮者利用施設においては、別途、避難確保計画の策定を促進する。

資料編 1-14 要配慮者利用施設一覧

2 避難訓練の実施

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、防災関係機関と共同し、又は単独で地域住民の参加を得て、避難訓練を実施するものとする。また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

地域住民は、町等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施するものとする。

小売店、駅、学校、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ作成した避難誘導マニュアル等を活用した避難誘導訓練の実施に努める。

第5項 指定避難所の運営体制の整備

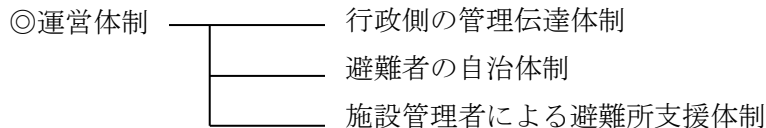
主な実施機関	総務防災課・消防団・健康子育て課・福祉介護課・教育委員会
--------	------------------------------

指定避難所の運営に当たっては、平常時から町の防災・福祉・保健衛生部局や指定を受けた学校等、施設の管理者、自治会・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

そのため、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。

また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて適切な対応を行う。

なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借り上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。



第1 行政側の管理伝達体制

町は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法、避難者に対する正確な情報の伝達、円滑な食料・飲料水等の配布などについてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

また、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第2 避難者の自治体制

町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

また、避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や行政区、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について事前に「避難所運営マニュアル」の作成に努めるとともに、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

「避難所運営マニュアル」作成にあたっては、避難者の自主運営を想定し、町は、「HUG（避難所運営ゲーム）」等を取り入れたワークショップを実施するなど、住民主体の避難所運営が確立で

第2章 災害予防計画
第2節 防災業務体制の整備

きるよう努める。

なお、指定避難所の運営に当たっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

1	避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続き等）にかかる事項
2	避難所生活上の基本的ルールにかかる事項（居住区画の設定及び配分、トイレ・ゴミ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
3	避難所のレイアウトに係る事項
4	避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項
5	避難者に対する情報伝達、要望等の集約等にかかる事項
6	その他避難所生活に必要な事項
7	平常体制復帰のための対策 ・ 事前周知、自治組織との連携 ・ 避難者の生活と授業環境の確保のための対策 ・ 避難所の統合・廃止の基準・手続き

なお、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

また、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

第3 施設管理者による避難所支援体制

指定避難所設置施設の管理者は、指定避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、町や関係自主防災組織等とともに避難所マニュアルの策定に参加するものとする。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第6項 業務継続体制の確保

主な実施機関	総務防災課・企画財政課
--------	-------------

- 1 町及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続の確保を図る。
また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。
- 2 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎・施設の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。
- 3 町は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- 4 町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

第3節 自然災害予防対策

第1項 治山対策

主な実施機関	建設課・総務防災課
--------	-----------

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

また、山地災害対策の一環として、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等に努める。

第1 山地治山事業等の推進

町は県と連携し、荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。

第2 水源地域整備事業の推進

町は県及び備中南森林組合と連携し、水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

第3 防災森林造成事業の実施

町は県及び関係機関と連携し、強風等による被害を防止するため、森林造成等の防災工事を行う。

第4 地すべり防止事業の推進

町は県及び関係機関と連携し、地すべりによる被害を防止、軽減するために排水工、杭打工等の防災工事を行う。

第5 山地災害危険地区調査の推進

町は県及び関係機関と連携し、山腹崩壊等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

第6 山地災害危険地区等の周知

町は、山地災害危険地区等を防災計画への掲載、情報の提供及び現地への表示板の設置等を実施し、地域住民等への周知を行うとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

第2章 災害予防計画

第3節 自然災害予防対策

第7 防災工事の実施

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、こども園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

第8 関係調整事項

町は、治山事業等の効率化、適正化及び山地災害危険地対策の推進のため、砂防治山岡山地方連絡調整会議や岡山県総合土砂災害対策推進連絡会等の関係機関との調整を図る。

資料編 資料1-5 急傾斜地崩壊危険地区

第2項 造林対策

主な実施機関	産業観光課・総務防災課
---------------	--------------------

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保有や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

第1 普及啓発活動

町は、下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため適切な間伐等の保有を普及啓発する。

また、スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

第2 関係調整事項

町は、造林対策の効果的な普及啓発のため、県、森林農地整備センター、おかやまの森整備公社、備中南森林組合等の関係機関との連携を図る。

第3項 土砂災害防止対策の推進

主な実施機関	建設課・総務防災課
--------	-----------

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

また、避難指示等を発令するタイミングや速やかな住民の自主避難を実現するために、事前に避難判断基準について定めるよう努める。

第1 土砂災害警戒区域等の点検

町は、災害の未然防止のため、県が実施する土砂災害警戒区域等の点検調査やその実態把握に協力する。さらに、土砂災害警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

[土砂災害警戒区域等]

- ・土砂災害警戒区域（土石流），土砂災害特別警戒区域（土石流）
- ・土砂災害警戒区域（地滑り），土砂災害特別警戒区域（地滑り）
- ・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊），土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

第2 土砂災害防止法に基づく調査・指定等

1 警戒避難体制の整備等

町の防災会議は、警戒区域の指定があったときは、防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定める。

- （1）土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項
- （2）土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項
- （3）避難場所及び避難経路に関する事項
- （4）土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- （5）避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設で土砂災害の恐れがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報の伝達について定める。

警戒区域の指定を受けた場合は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

第2章 災害予防計画
第3節 自然災害予防対策

2 警戒避難体制

町は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

(1) 警戒等基準雨量表

区 分	前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100mm あった場合	前日までの降雨がない場合
第1次警戒体制	当日の日雨量が 50 mm を超えたとき	当日の日雨量が 80 mm を超えたとき	当日の雨量が 100 mm を超えたとき
第2次警戒体制	当日の日雨量が 50 mm を超え、時間雨量 30 mm 程度の強雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が 80 mm を超え、時間雨量 30 mm 程度の強雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が 100 mm を超え、時間雨量 30 mm 程度の強雨が降りはじめたとき

ただし、降雪、融雪時並びに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

(2) 第1次警戒体制においては、町消防団員が危険箇所の警戒巡視を行い、情報連絡員との連絡を密にするとともに、住民等に対し広報を実施する。

(3) 第2次警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難指示等の措置を実施する。

(4) 警戒措置

梅雨期、大雨期には、土石流危険渓流、地すべり及び急傾斜地崩壊危険箇所については、雨水の排除に努めるとともに、常時巡回を行い地勢の変化や湧水に注意し、異常が発見された場合は、警戒体制を整え、必要に応じ町長は避難について指示するものとする。

3 警戒避難体制の支援

(1) 土砂災害警戒情報等

大雨警報（土砂災害）発表中に大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、町長は、岡山県と岡山地方気象台が発表する土砂災害警戒情報及び岡山県土砂災害危険度情報に基づき、危険地区及び危険度を判断するとともに、必要性を認めるときには、住民に対して避難指示等を発令する。

(2) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、町長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地すべり）については県が緊急調査を行い、被害が想定される地域の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

第2章 災害予防計画
第3節 自然災害予防対策

4 防災工事の実施

土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者利用施設などがある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。

(1) 砂防事業

土石流や流木を捕捉する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

砂防指定地は、砂防法第2条の規定に基づき、国土交通大臣が指定することとなっている。町は、土石流危険溪流を調査、把握し、一覧表を町防災計画に掲載するとともに、指定の要望、対策工事の推進について県と連絡を密にし、土石流危険溪流の解消に努める。

(2) 地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

地すべり防止区域は、「地すべり等防止法」第3条の規定に基づき、主務大臣が指定することとなっている。町は、地すべり危険箇所を調査把握し、一覧表を町防災計画に掲載するとともに、指定の要望、対策工事の推進について県と連絡を密にし、地すべり危険区域の解消に努める。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害に対処するため、保全する人家が5戸以上で土地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて防止施設の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法の規定に基づき、知事が基礎調査を実施し、指定することとなっている。

町は、警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項を定める。

(1)	避難、救助その他当該計画区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関すること。
(2)	土砂災害警戒情報の活用・伝達に関すること。
(3)	土砂災害発生時の情報の収集・伝達に関すること。

また、当該区域で円滑な警戒避難が行われることを目的に、土砂災害ハザードマップの配布等により、土砂災害情報の伝達方法や避難場所等を周知する。

資料

資料1-6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

資料1-7 山地災害危険地区

第4項 河川防災対策

主な実施機関	建設課・総務防災課
--------	-----------

洪水等による災害を未然に防止し、被害軽減を図るため県等と協力し、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。洪水予報河川及び水位周知河川については、あらかじめ洪水の恐れがあると認められるときは、適切に洪水予報を行うとともに、水位周知河川において避難判断水位及び洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位に当該河川水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。また、河川改修だけでは限界があるため、住民の避難行動を促すこと目的に水位計の充実などソフト対策にも努める。

第1 被害軽減を図るための措置

1 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

町長は、中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県から提供される情報（河川の状況や今後の見通し等）に基づき必要と認めるときは、洪水時における避難指示等を住民等に対して発令する。

2 洪水浸水想定区域の指定、公表等

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

3 円滑かつ迅速な避難の確保

矢掛町防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報の伝達方法、避難場所及び避難経路ごとにに関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、防災計画において、次の施設の名称及び所在地並びに当該施設の所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（1）要配慮者利用施設等

高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

資料編	1-14 要配慮者利用施設一覧
-----	-----------------

第2 河川改修事業等の実施

1 河川維持修繕

平常から河川を監視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去等を実施する。また、緊急度の高い箇所から樹木伐採等を実施する。

なお、県管理河川においては、その修繕や樹木伐採等を要請する。

2 河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水

第2章 災害予防計画
第3節 自然災害予防対策

制等を施工するとともに、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。また、浸水実績等を踏まえ、緊急性の高い箇所から優先的、段階的な河川整備に努める。

なお、県管理河川においては、河川整備・改修を要請する。

3 流域治水

気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。

また、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存のダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用するため、「ダム洪水調整機能協議会」等を活用し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

資料編 資料1-8 重要水防箇所一覧

第5項 ため池等農地防災対策

主な実施機関	建設課・総務防災課
--------	-----------

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて町土の保全に資する。

第1 ため池整備

町管理のものについては、建設課において管理されているため池台帳により、そのため池の状態をよく把握するとともに、ため池の決壊を未然に防止するため早急に補強を行い、次のとおり維持管理を行う。

また、地元管理のものについても、同様の維持管理を行うよう指導する。

1	堤体は常に草木等の繁茂を除き、亀裂、漏水などの異常がすぐ発見できるようにする。
2	余水吐の堰上げは絶対さける。
3	斜樋、低樋等の構造物は、貯水前に点検する。
4	老朽化の著しいため池は、常に控え目な貯水にとどめる。
5	ため池内に流入浮遊して堤体の破損、余水吐の閉塞の原因となる物体は除去する。
6	町及び受益者は、その池の危険箇所を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

また、町の管理者は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、県と連携しながら、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、町は、防災重点農業用ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。

資料編 1-9 矢掛町ため池管理一覧

第2 湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、排水機、樋門、再水路等の新設、改修や各施設の老朽化による低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。

第3 用排水路対策

市街化の進展、田畑等の減少の進行等により、町内の遊水機能の低下や、市街地の雨水出水対策の重要性に留意する必要がある。

- 1 水路の破損部分、ぜい弱部分等のある場合は、出水に備え補修を行う。
- 2 地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検、管理を行い災害を未然に防止する処置をとる。
- 3 水路内にじん介等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。
- 4 防災関係機関、町内会等の団体及び住民との協力一致体制によるじんかい除去、清掃運動を推進する。

第2章 災害予防計画

第3節 自然災害予防対策

5 緊急時に備え排水ポンプ施設の点検を行い、特にエンジンの調整は平素から十分行う。

第4 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設、改修を行う。

第5 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

第6 森林整備等

流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

第6項 都市防災対策

主な実施機関	建設課・総務防災課・企画財政課
--------	-----------------

都市区域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1 災害に強い都市づくり

1 都市施設の整備促進

都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して土地区画整理事業等の面的整備を進め、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

(1) 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(2) 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

2 都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心なまちづくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

(1) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

(2) 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

3 都市防災対策の推進

防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、地域を指定し、必要な規制を行う。

(2) 市街地再開発事業

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の

第2章 災害予防計画
第3節 自然災害予防対策

更新を図る。

(3) 住宅地区改良事業

住環境の整備改善を行うとともに集团的に改良住宅を建築し、都市における災害の防止を図る。

(4) 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生じるおそれが著しい区域を知事が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

(5) その他防災対策の推進

立地適正化計画における防災指針等の各種計画を踏まえ、ハード・ソフト面から防災・減災対策を行う。

4 防災建築物の整備促進

都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

(1) 公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

(2) 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

(3) 市街地再開発事業

用途地域内において、市街地再開発事業を施行する組合に対して補助を行い、防災に配慮した建築物の建設を促進する。

第2 関連調整事項

1 都市施設の整備

土地区画整理、街路の整備、公園緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業の相互の連携を図り、防災面にも配慮した安全で住みよい都市の早期整備に努める。

2 都市排水対策の推進

効率的な都市排水対策を実施するためには、河川改修事業等との統合が必要であり、関係機関との計画段階及び事業実施段階において調整を行う。

第7項 地盤沈下対策

主な実施機関	建設課・総務防災課
--------	-----------

地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取を規制することを重点とし、地下水転換用の代替水の整備を図る。

第1 地下水汲上げの規制

地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼす恐れのある区域を揚水規制区域として指定し、地下水汲上げの規制を実施する。

第2 堤防の嵩上げ等

地盤沈下の残っている地域においては、河口ポンプの増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防の嵩上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

第3 代替水の整備

地下水汲上げの代替措置として工業用をはじめとする各用途に必要な施設の整備を図る。

第8項 文教対策

主な実施機関	教育委員会
--------	-------

町教育委員会等の関係機関は、園児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

第1 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員の任務の分担及び相互の連携について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

第2 防災上必要な教育の実施

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

1 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の高揚を図るため、学校、こども園において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

2 地域に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

3 関係職員の専門知識の醸成及び技能の向上

町は、関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門知識の醸成及び技能の向上を図る。

4 防災知識の普及

町は、PTA、青少年団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

第3 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとることができ、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

1 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の

第2章 災害予防計画
第3節 自然災害予防対策

場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、学校等は、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを学校等と保護者の間であらかじめ定めるよう努める。

さらに、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第4 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため建築に当たっては、十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

なお、木造建築物等については、使用木材の大断面化、厚手化、難燃化等に配慮した構造とするとともに、建物配置などに十分な防災措置を講じる。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

第5 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い、整備に留意する。

第6 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い、適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう、適切な予防措置を講じる。

第9項 文化財保護対策

主な実施機関	教育課・総務防災課
--------	-----------

文化財保護のため住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護，管理体制の確立，防災施設の整備促進を図る。

第1 実施内容

- 1 文化財に対する住民の愛護精神及び防災思想の普及を図る。
- 2 文化財の所有者や管理者に対し，防災意識の普及を図るとともに，管理・保護について指導・助言を行う。
- 3 適時，適切な指示を実施し，予想される被害を未然に防止する。
- 4 自動火災報知器の設置，貯水槽，防火壁，消防道路等の施設の整備を促進する。
- 5 文化財及び周辺環境整備を常に実施する。
- 6 伝統的建造物群保存地区等の防災対策に努める。

第2 関連調整事項

- 1 町は，県や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて，災害時の連携強化を推進する。

第10項 危険地域からの移転対策

主な実施機関	建設課・総務防災課
--------	-----------

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

第1 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適當な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

第2 がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域等に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第4節 複合災害対策

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

町、県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

第1 対応計画の作成

町は、県等と協力し、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

第2 訓練の実施

町は、県等と協力し、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第5節 防災活動の環境整備

第1項 防災訓練

主な実施機関	全課
--------	----

町は、県等の防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、防災士会、NPO・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図り、町民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。

また、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第1 基礎防災訓練の実施

1 水防訓練

町は、防災計画及び岡山県水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討する。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行う。

(1) 実施事項

- ・ 観測
- ・ 通報
- ・ 作業工法
- ・ 輸送
- ・ 樋門の開閉操作
- ・ 避難

(2) 実施時期

出水期までに実施する。

2 消防訓練

消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他市町及び消防関係機関等と合同して実施する。

3 避難・救助訓練

災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓

第2章 災害予防計画
第5節 防災活動の環境整備

練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、スーパーマーケット等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

4 情報収集伝達訓練

町は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

5 通信訓練

町は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

6 非常招集訓練

町は、非常配置体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

7 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

8 危険物等特殊災害訓練

町は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

9 鉄道事故災害訓練

鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するように努める。

第2 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びNPO・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

- 1 実施時期・・・防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。
- 2 実施場所・・・災害の発生のおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。
- 3 実施の方法・・・町は、防災関連機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

第3 水害対応訓練

出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、市町村・防災関係機関と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練を実施する。この際、住民避難等の実動訓練との連携に努める。

- ・ タイムラインの作成訓練
- ・ 防災配置体制の段階的強化訓練
- ・ 情報の収集・伝達訓練

第2章 災害予防計画

第5節 防災活動の環境整備

- ・ 災害対策本部会議訓練
- ・ 避難指示等の発令・伝達訓練
- ・ 避難及び避難所運営訓練

第2項 防災知識の普及

主な実施機関	全課
--------	----

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個々人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動に取り組むための行動と投資を息長く行う町民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育及、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」から迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第1 防災教育

1 住民に対する防災教育

(1) 県及び町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等を周知し、地域住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災

害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図るものである。

教育機関及び民間団体等は、生徒、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。

また、インターネット上のホームページ等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。
- (3) 防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。
- (4) 県及び町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及を図る。
- (5) 県及び町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (7) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、

第2章 災害予防計画
第5節 防災活動の環境整備

自らの判断で避難行動をとること及び早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じうること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等でハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、住民自らの判断で「屋内安全確保」することも可能であることについて周知徹底に努める。

(8) 町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・ 浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- ・ 土砂災害危険区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・ 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。
- ・ 町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- ・ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるように周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・

第2章 災害予防計画
第5節 防災活動の環境整備

知人宅等も選択肢としてあること，警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- (9) 電気通信事業者は，災害時における通信量の増加を抑制するため，災害時の不急不要な通信は控えるよう周知に努める。

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル	
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨 特別警報 氾濫発生情報 キキクル (危険度分布)	5相当	
<警戒レベル4までに必ず避難！>					
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害 警戒情報 高潮 特別警報	極めて危険 氾濫 危険情報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報 ※1 高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報	非常に危険 警戒 (警報級) 氾濫 警戒情報	3相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報 高潮 注意報 大雨注意報 洪水注意報	注意 (注意報級) 氾濫 注意情報	2相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の間連絡体制を確認	早期 注意情報 (警報級の可能性)		

第2章 災害予防計画
第5節 防災活動の環境整備

2 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、園児、児童生徒が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実に努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

3 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

第2 防災広報

住民に対し、町広報紙、矢掛放送(株)、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会を捉え積極的な普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

第3 ボランティア活動のための環境整備

防災ボランティアについて、自主性に基づき、その支援力を向上し、県、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

- 1 町は、災害発生時に町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より町社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。
- 2 災害時（ここでは、復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築やボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。
- 3 町及び国・県等の行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- 4 町は、国・県と連携して、町及び県社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。
- 5 県及び町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- 6 県及び町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれ

第2章 災害予防計画
第5節 防災活動の環境整備

き、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

第4 防災週間等における啓発事業の実施

町は、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、町民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

(各種の予防運動実施時期)

- ・ 防災とボランティア週間 (1月15日～21日)
- ・ 防災とボランティアの日 (1月17日)
- ・ 春季全国火災予防運動期間 (3月1日～7日)
- ・ 建築物防災週間 (3月1日～7日, 8月30日～9月5日)
- ・ 山火事予防運動月間(3月1日～31日)
- ・ 水防月間 (5月1日～31日)
- ・ 山地災害防止キャンペーン (5月20日～6月30日)
- ・ がけ崩れ防災週間 (6月1日～7日)
- ・ 土砂災害防止月間 (6月1日～30日)
- ・ 危険物安全週間 (6月第2週)
- ・ 火薬類危害予防週間 (6月10日～16日)
- ・ 河川水難事故防止週間 (7月1日～7日)
- ・ 道路防災週間 (8月25日～31日)
- ・ 防災週間 (8月30日～9月5日)
- ・ 防災の日 (9月1日)
- ・ 救急の日 (9月9日)
- ・ 救急医療週間 (9月9日を含む1週間)
- ・ 国際防災の日 (10月の第2水曜日)
- ・ 高圧ガス保安活動促進週間 (10月23日～29日)
- ・ 津波防災の日 (11月5日)
- ・ 秋季全国火災予防運動期間 (11月9日～15日)
- ・ 雪崩防災週間 (12月1日～7日)

第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この町民の隣保共同の精神に基づき、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、自助・共助・公助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

1 平常時の活動

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 火気使用設備器具等の点検
- (4) 防災用資機材等の整備
- (5) 要配慮者の把握

2 災害時の活動

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 初期消火等の実施
- (3) 救助・救急の実施及び協力
- (4) 避難誘導の実施
- (5) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (6) 要配慮者の支援

第2 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

- 1 町は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。

第2章 災害予防計画
第5節 防災活動の環境整備

- 2 町は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格取得の奨励等を行うなどにより、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門的な活用を図りながら、組織の強化を促す。
- 3 町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。
- 4 町は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。
- 5 県及び町は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

資料編 資料1-12 自主防災組織一覧

第4項 企業防災の促進

主な実施機関	産業観光課・総務防災課
---------------	--------------------

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

- 1 町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般社員に至る全社員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- 2 町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- 3 町は、企業防災への取組みに資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- 4 町及び備中西商工会は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。
- 5 県及び町は、あらかじめ備中西商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第5項 災害教訓の伝承

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

災害によって引き起こされる被害を最小限にするため、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、町では、過去の災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

- 1 町は、過去に起こった災害の被害状況や教訓、災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を確実に後世に伝えていくため、災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、収集した各種資料は、町の防災対策の向上に役立てる等、有効に活用していく。
- 2 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第6項 要配慮者等の安全確保計画

主な実施機関	総務防災課・町民課・健康子育て課・福祉介護課
--------	------------------------

乳幼児，身体障害のある人，知的障害のある人，精神障害のある人，発達障害のある人，難病のある人，高齢者，妊婦，外国人等の要配慮者について，その状況を把握し，それに応じて防災知識の普及を図るとともに，緊急時に備え，要配慮者及びその保護者等との連絡体制，状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また，医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り，防災施設等を整備するとともに，防災拠点スペースを設置するなど，要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては，要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう，平素から，施設・設備の点検・整備，防災組織の整備，防災教育・訓練の実施等，防災対策の充実に努める。

地域においては，自主的な防災組織の設置・育成により，要配慮者に対する体制を整備するとともに，災害時に適切な避難行動をとることができるよう，日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際，女性の参画の促進に努める。

第1 要配慮者の把握，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等

1 町は，災害の発生に備え，要配慮者に対する援護が適切に行われるように，要配慮者の次のような詳細情報を，地域包括支援センターの活用等により，日頃から把握しておく。

- (1) 居住地，自宅の電話番号
- (2) 家族構成
- (3) 保健福祉サービスの提供状況
- (4) 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性
- (5) 近隣の連絡先，災害時の当該地域外の連絡先，その他災害時における安否確認の方法
(迅速確実に安否確認を行うため，複数の安否確認の方法を整備する。)

2 要配慮者及びその家族は，災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう，町役場はもちろんのこと，近隣の住民，県外の連絡先，近隣の社会福祉施設，障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力する。

また，要配慮者の近隣の住民は，日頃から可能な限り，要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

3 町は，防災計画において，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定める。

町は，防災計画に基づき，防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成する。また，福祉専門職，社会福祉協議会，民生委員，地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して，名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに，作成の同意を得て，個別避難計画を作成するよう努める。また，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由及びハザードマップの見直しや更新等を適切に反映したものとなる

第2章 災害予防計画
第5節 防災活動の環境整備

よう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用に支障が生じないように、それぞれの情報の適切な管理に努める。災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認が適切に行われるよう努める。

町は、避難支援等に係る関係者として防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議、調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

町は、地区防災計画が定められている地域において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に関し、次の事項を地域防災計画に定める。

(1) 避難行動要支援者名簿

① 避難支援等関係者となる者

- ・消防機関
- ・警察
- ・社会福祉協議会
- ・自治会、町内会
- ・民生委員、児童委員

② 名簿に登載する者の範囲

- ・65歳以上の一人暮らしの者又は65歳以上のみの世帯
- ・要介護3以上で、寝たきりや認知症の状態にある者
- ・身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・その他上記に準ずる状態であると認められる者

③ 名簿作成に必要な個人情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事項

第2章 災害予防計画
第5節 防災活動の環境整備

- ④ 名簿作成に必要な個人情報の入手方法
 - ・ 矢掛町避難行動要支援者登録調査書による
 - ⑤ 名簿の更新に関する事項

町は、整備した避難行動要支援者名簿について、災害対策基本法第49条の10に基づき更新する。
 - ⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことが出来るための通知又は警告の配慮

町は、音声告知放送・ケーブルテレビジョン等により、分かりやすく、早めの広報等により要配慮者へ避難を促すものとする。
 - ⑦ 避難支援関係者の安全確保

町は、日頃から避難支援者に対して研修等により避難支援者の安全確保についての啓発等に努める。
 - ⑧ その他、避難行動要配慮者名簿の作成及び利用に関して必要な事項
- (2) 個別避難計画
- ① 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方
 - ② 避難支援関係者となる者
 - ③ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - ④ 個別避難計画の更新に関する事項
 - ⑤ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置
 - ⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
 - ⑦ 避難支援者等関係者の安全確保
 - ⑧ その他、個別避難計画の作成及び利用に関して必要な事項

第2 指定福祉避難所等の確保

町は、平常時から一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者等の要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、指定福祉避難所として利用可能な施設の把握及び指定福祉避難所の設置を行う。

その際、老人福祉施設などと連携し、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な指定福祉避難所の設置を行う。

さらに、町は、指定福祉避難所の設置に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努めるものとする。

(指定福祉避難所の施設整備の例)

- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・ 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、通信サービス、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(指定福祉避難所の物資・器材の確保の例)

第2章 災害予防計画

第5節 防災活動の環境整備

- ・ 介護用品，衛生用品
- ・ 飲料水，要配慮者に配慮した食料，毛布，タオル，下着，衣類，電池
- ・ 医薬品，薬剤
- ・ 洋式ポータブルトイレ，ベッド，担架，パーティション，小型発電機
- ・ 車いす，歩行器，歩行補助つえ，補聴器，収尿器，ストーマ用装具，気管孔エプロン，酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

資料編 1-13 避難所，主要避難路等一覧

第3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は，福祉関係部局，自主防災組織，福祉関係者等との連携の下，一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど，具体的な個別避難計画の整備に努める。

また，町は，避難行動要支援者を速やかに避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より，避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに，情報伝達体制の整備，避難支援計画の策定，避難誘導體制の整備，避難訓練の実施を図る。

第4 防災知識の普及

- 1 町は、県が行う、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や指定福祉避難所の所在等の周知、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるための指導に協力する。
- 2 町は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や指定福祉避難所の所在等の周知について研修を通じて行う。
また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災意識の普及に当たっては、外国人にも配慮する。
防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。
- 3 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。
- 4 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

第5 生活の支援等

- 1 町は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等に係る情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画を作成する。
 - (1) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項
 - (2) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
 - (3) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
 - (4) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
 - (5) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
 - (6) 避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
 - (7) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
 - (8) 避難所・在宅等の要配慮者のうち、指定福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項
- 2 住民は、自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。また、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の修得に努める。
- 3 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。
また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。
- 4 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある

第2章 災害予防計画

第5節 防災活動の環境整備

ある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は、管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第6 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第6節 防災対策の整備・推進

第1項 防災に関する調査研究の推進

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

第1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携のもとに、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

町は、国及び県等が実施する調査研究に積極的に協力するとともに、提供された研究成果を町民等の防災対策の向上に有効に活用するため、積極的な啓発を図る。

第2 重点を置くべき調査研究事項

1 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

- (1) 水害危険地域（内水はん濫等浸水地域）の把握
- (2) 地すべり危険地域の把握
- (3) 急傾斜地崩壊危険地域の把握
- (4) 火災危険地域の把握
- (5) その他災害危険地域の把握

2 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

第3 防災研究成果の活用

国等で実施した防災に関する研究成果等をも踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、市町村防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

町は、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第2項 緊急物資等の確保計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

第1 物資の備蓄・調達

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第2 体制の整備

町は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物質の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

第3 被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第3項 公共用地等の有効活用

主な実施機関	総務防災課
---------------	--------------

町は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第4項 被災者等への的確な情報伝達活動

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

- 1 町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 町は、市町村防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- 3 町は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 4 町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 5 町、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- 6 国、県、町及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- 7 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。
- 8 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織・防災体制

町は、災害の発生防止及び拡大防止について、迅速かつ実行ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関の相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。

第1項 矢掛町の防災組織

主な実施機関	全課
--------	----

第1 防災体制の種類と基準

災害発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、町がとるべき体制は、注意体制、警戒体制及び非常体制（災害対策本部設置）とし、次の基準によるものとする。

第3章 災害応急対策計画
第1節 防災組織・防災体制

1 とるべき体制の時期及び内容

配置体制		配置基準	参集職員	参集場所
注意体制	水防対策準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・町の地域に対し、気象台から大雨注意報等の気象注意報が発表され、河川の水位やその他災害の危険が予想されるとき ・その他、防災危機管理上、対応が必要なとき 	総務防災課	所属課
			建設課	所属課 (ダム含む)
警戒体制	水防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報等の警報が発表されたとき 	水防警戒本部会議 (総務防災課・建設課)	役場2階 第4会議室
			現地活動員	各所属課
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、防災危機管理上、対応が必要なとき 	水防本部会議 (各対策部)	役場2階 第1会議室	
		現地活動員	各所属課	
第1次非常体制	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・町の地域に災害が発生した場合、又は災害対策を緊急に実施する必要があるとき。 ・特別警報が発表されたとき。 	災害対策本部会議	役場2階 第1会議室
<p style="text-align: center;">↓</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。 ・町の全域にわたって災害が発生する危険があるとき 	現地活動員 (全職員)	各所属課

第3章 災害応急対策計画
第1節 防災組織・防災体制

2 配置の基準

非 常 配 置 基 準

組 織 別		水 防 活 動 関 係								風 災, 火 災, 震 災 活 動 関 係						水災, 風災, 火災, 震災以外の災害により救助を必要とする事態が発生したとき
		岡山 方台 象本 部か ら発 表あ つた とき	山 地 象 は 部 次 表 つ き	県 が 水 防 警 報 を 発 した とき	河 川 の 水 位 が 別 に 定 め る 警 戒 水 位 に 達 した とき	水 防 管 理 者 そ の 他 の 通 報 に よ り 本 部 長 が 必 要 と 認 め て 水 防 活 動 を 開 始 す る と き	風 水 害 が 近 く 発 生 す る と 予 想 さ れ 又 は 切 迫 し た と き	大 雨 水 害 が 近 く 発 生 す る と 予 想 さ れ 又 は 切 迫 し た と き	大 雨 水 害 が 発 生 し 救 助 を 必 要 と す る と き	岡 山 地 方 気 象 本 部 の 発 表 あ つ た と き	山 地 象 は 部 次 表 つ き	大 風 災 害 が 発 生 し 救 助 を 必 要 と す る と き	火 災 が 発 生 し 大 火 災 に な る お そ れ が あ る と き	大 火 災 が 発 生 し 救 助 を 必 要 と す る と き	大 地 震 が 発 生 し 救 助 を 必 要 と す る と き	
総務防 災部	庶務班	○	○	○	○	1	1	2	3	○	3	1	3	3	○	
	情報連絡班		○	○	○	1	1	2	3		3	1	3	3	○	
企画財 政部	財政管財班		○	○	○	1	1	2	3		3	1	3	3	○	
	企画班		○	○	○	1	1	2	3		3	1	3	3	○	
町民部	住民環境班						○	1	3		3	1	3	3	○	
	窓口班						○	1	3		3	1	3	3	○	
	家屋調査班						○	1	3		3	1	3	3		
	出納班						○	1	3		3	1	3	3		
健康子 育て部	健康対策班						○	1	3		3	1	3	3	○	
	保育園班						○	1	3		3	1	3	3	○	
福祉介 護部	福祉班						○	1	3		3	1	3	3	○	
建設部	管理住宅班	○	○	○	○	1	1	2	3		3	1	3	3	○	
	応急対策班		○	○	○	1	1	2	3		3	1	3	3	○	
	応急対策ダム管理班	○	○	○	○	1	1	2	3		3		3	3		
上下水 道部	上水班		○	○	○	1	2	2	3		3	1	3	3		
	下水班		○	○	○	1	2	2	3		3	1	3	3		
産業観 光部	商工班		○	○	○	1	1	2	3		3	1	3	3	○	
	農林調査班		○	○	○	1	1	2	3		3	1	3	3	○	
教育部	学校教育班		○	○	1	1	1	2	3		3	2	3	3		
	生涯学習班		○	○	1	1	1	2	3		3	2	3	3		
	給食班						○	1	3		3	1	3	3		
医務部	医務班						○	1	3		3	1	3	3		
矢掛寮							○	1	3		3	1	3	3		

備考 ○班長の指示を待つことなく自動的に配置につくもの

1 : 第1次配置

2 : 第2次配置

3 : 第3次配置

第2項 注意体制

主な実施機関	水防対策準備室（※自動配置）
--------	----------------

第1 配置の方法及び基準

注意体制の配置基準は、おおむね次の基準とする。

- 1 町の地域に対し、気象台から大雨注意報等の気象注意報が発表され、河川の水位やその他災害の危険が予想されるとき
- 2 その他、防災危機管理上、対応が必要なとき

第2 指揮命令者及び代行順位

注意体制の配置及び指揮は、危機管理監の権限により行われるが、危機管理監の判断を仰ぐことができない場合は、以下の代行順位に基づき指揮の代行を行う。

また、代行者が指揮を行う場合は、速やかに危機管理監に報告する。

【代行順位】

- 1位 総務防災課長
- 2位 建設課長

※ただし、総務防災課長が危機管理監を兼務している場合は、代行順位1位は建設課長とする。

第3 配置の連絡

1 勤務時間中における配置の連絡

- (1) 総務防災課長は、注意体制をとったときは、関係課長に対して配置決定の指示を行い、関係課長は、所属職員に対してその旨を伝達するものとする。また、警戒体制に移行したときも同様とする。
- (2) 総務防災課長は、消防団に対してその旨を連絡する。
- (3) 対策関係課長は、それぞれの所管する関係出先機関へその旨を連絡する。

2 勤務時間外及び休日における配置の連絡

配置前における連絡

- (1) 宿日直者は、県（危機管理課）、日本電信電話（株）等から本計画に定める配置体制に該当する注意報、警報等の通報があった場合には、別に定める矢掛町水防計画書（以下「水防計画」という。）中「別表第2号」庶務班の非常連絡要員に連絡する。
- (2) (1)による庶務班の非常連絡要員は、状況に応じて宿日直者の協力を得て、水防計画別表第3号の各班の本部要員に登庁の指示を行うものとする。
- (3) (2)による本部要員は、非常連絡要員から登庁の指示を受けたときは、直ちに登庁し、登庁した旨を総務防災課長及び所属課長に連絡するとともに、「配置の基準」に基づき所定の配置につくものとする。
- (4) 配置職員は、勤務時間外において災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、進んで関係方面へ連絡をとり、所定の配置につくよう努めなければならない。

第3章 災害応急対策計画
第1節 防災組織・防災体制

第4 配置中における連絡

1 警戒体制への移行

総務防災課長から警戒体制への移行の連絡があったときは、各課配置職員は、所属課長に連絡するとともに、関係職員に登庁の連絡をする。

また、消防団は、所定の場所へ参集するよう連絡する。

2 連絡方法

(1) 有線電話、日本電信電話(株)加入電話等確実な方法により連絡する。

(2) 特に緊急配置を必要とするときは、庁用自動車により配置職員の所在場所から配置場所へ移行するなどの措置をとる。

第5 注意体制下の活動

1 水防対策準備室の所掌事務

注意体制 (水防対策準備室)	気象予報・警報等及び河川状況等に関する情報収集を行うとともに、出水あるいは水位の上昇等に応じて直ちに水防活動が開始できるよう待機し、緊急事態に備えるものとする。
-------------------	--

注意体制をとった場合は、情報収集機能の確立を図り次の活動を行う。

①	電話交換及び無線局の運用	総務防災課
②	気象等各種情報の収集、伝達、広報及び連絡	総務防災課
③	情報、被害の取りまとめ	総務防災課
④	被害速報	総務防災課
⑤	河川、道路、ため池等危険箇所の巡視、状況把握	建設課・消防団
⑥	その他の応急対策 (矢掛町水防計画による対策)	総務防災課、建設課、消防団
⑦	相互連絡 (必要に応じて相互に連絡を取り、情報の正確を期するものとする。)	消防組合、井原警察署、総務防災課その他関係各課
⑧	災害広報 (報道機関に対する被害状況の発表等)	総務防災課

第6 体制の解除

注意体制の原因となった気象予警報が解除されるなど、災害発生のおそれなくなったときは、総務防災課長は、関係課長と協議の上、注意体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

第3項 警戒体制

主な実施機関	水防本部
--------	------

第1 配置の手続及び基準

警戒体制の配置基準は、おおむね次の基準とする。

- 1 大雨警報等の警報が発表されたとき
- 2 その他、防災危機管理上、対応が必要なとき

第2 配置の決定

- 1 町長が状況の推移を判断して決定する。
- 2 総務防災課長は、配置が決定したときは必要課等に指示するものとする。
- 3 各課長は、総務防災課長の配置の指示がない場合でも必要があると認めた場合は、配置を行うとともに総務防災課長に連絡しなければならない。その場合、総務防災課長は直ちにその旨を町長に報告しなければならない。

第3 指揮命令者及び代行順位

警戒体制の配置及び指揮は、副町長の権限により行われるが、副町長の判断を仰ぐことができない場合は、以下の代行順位に基づき指揮の代行を行う。

また、代行者が指揮を行う場合は、速やかに副町長に報告する。

【代行順位】

- 1位 総合政策監
- 2位 危機管理監
- 3位 総務防災課長
- 4位 建設課長

※ただし、総務防災課長が危機管理監を兼務している場合は、代行順位3位は建設課長とする。

第4 配置の連絡

1 勤務時間中における配置の連絡

- (1) 総務防災課長は、警戒体制をとったときは、関係課長に対して配置決定の指示を行い、関係課長は、所属職員に対してその旨を伝達するものとする。また、非常体制に移行したときも同様とする。
- (2) 総務防災課長は、消防団に対してその旨を連絡する。
- (3) 対策関係課長は、それぞれの所管する関係出先機関へその旨を連絡する。

2 勤務時間外及び休日における配置の連絡

配置備前における連絡

- (1) 宿日直者は、県（危機管理課）、日本電信電話㈱等から本計画に定める配置体制に該当する注意報、警報等の通報があった場合には、別に定める矢掛町水防計画書（以下「水防計画」という。）中「別表第2号」庶務班の非常連絡要員に連絡する。
- (2) (1)による庶務班の非常連絡要員は、状況に応じて宿日直者の協力を得て、水防計画別表

第3章 災害応急対策計画
第1節 防災組織・防災体制

第3号の各班の本部要員に登庁の指示を行うものとする。

- (3) (2)による本部要員は、非常連絡要員から登庁の指示を受けたときは、直ちに登庁し、登庁した旨を総務防災課長及び所属課長に連絡するとともに、「配置の基準」に基づき所定の配置につくものとする。
- (4) 配置職員は、勤務時間外において災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、すすんで関係方面へ連絡をとり、所定の配置につくよう努めなければならない。

第5 配置中における連絡

1 非常体制への移行

総務防災課長は、配置課長及び他の全ての課長に非常体制をとる旨の連絡をする。

各課長は、各職員に連絡をとり登庁を指示する。

2 連絡方法

- (1) 有線電話、日本電信電話(株)加入電話等確実な方法により連絡する。
- (2) 特に緊急配置を必要とするときは、庁用自動車により配置職員の所在場所から配置場所へ移行するなどの措置をとる。

第6 警戒体制下の活動

警戒体制をとった場合は、危険区域に対する巡視、警戒活動機能の確立を図り、次の活動を行う。

①	気象等各種情報の伝達 (関係各課への伝達)	総務防災課
②	情報収集 (注意体制の活動基準に応じた情報収集に当る。)	総務防災課, 町民課, 健康子育て課, 福祉介護課, 産業観光課及び関係各課
③	情報, 被害の取りまとめ	総務防災課
④	災害広報	総務防災課
⑤	河川, 道路, ため池等危険箇所の警戒, 監視	建設課, 消防団
⑥	ダムの警戒, 情報連絡及び洪水調整, 放流通報	建設課
⑦	水防対策, 救助対策, その他の応急対策※	
	ア 水防対策	総務防災課, 建設課, 消防団
	イ 情報の検討, 判断	総務防災課その他
⑧	相互連絡 (注意体制に準ずる)	

※ 総務防災課その他関係各課は、必要に応じて相互に協議し、事態の推移によっては、非常体制への移行を検討準備する。

第7 体制の解除

警戒体制の原因となった気象予警報が解除されるなど、災害発生のおそれなくなったときは、総務防災課長は、関係課長と協議のうえ、警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

第4項 矢掛町本部

主な実施機関	全課
--------	----

町長は、町域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するため、必要であると認めるときは、非常体制として町本部を設置する。

第1 町本部の設置又は廃止

1 設置の方法及び基準

町長は、下記事由が生じた場合、町本部を設置する。

①	暴風、大雨、洪水の警報又は大雨特別警報が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。
②	警報発表の有無にかかわらず、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
③	町に大規模な地震、火災、爆発その他重大な災害が発生し、必要と認めるとき。
④	町域に有害物質、放射性物質等大規模な災害を誘発する物質が大量放出されたとき。
⑤	多数の死傷者を伴う自動車等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。
⑥	その他災害救助法による。

2 廃止の基準

予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

3 設置又は廃止の公表

町本部を設置し、又は廃止したときは、住民等に公表するとともに、備中県民局等関係機関に通報する。

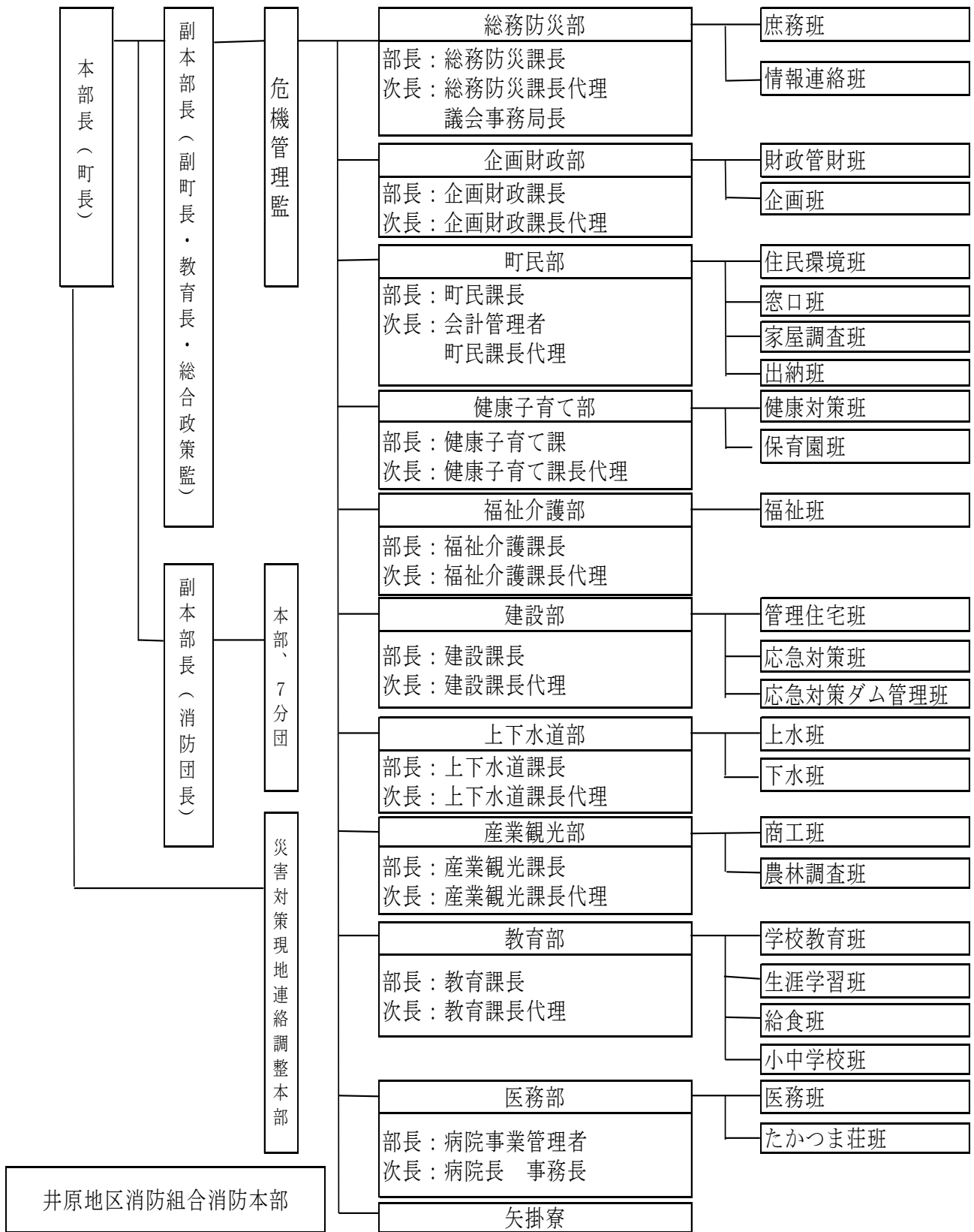
第2 町本部の任務

- 1 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- 2 災害対策の連絡調整及び広報に関すること。
- 3 水防、その他災害の応急対策に関すること。
- 4 災害救助その他の民生安定に関すること。
- 5 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- 6 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。

第3章 災害応急対策計画
第1節 防災組織・防災体制

第3 町本部の組織

矢掛町本部組織表



第3章 災害応急対策計画
第1節 防災組織・防災体制

第4 班の編成及び所掌事務

矢掛町本部一覽表

部名 (部長, 次長)	班名	発生時	災害時	復旧時	所掌事務
各部共通					1 所管に属する防災計画の作成及び修正に関すること。
					2 所管に属する災害応急対策に必要な資機材の整備及び点検に関すること。
		●	●	●	3 所管に属する被害状況調査, 災害応急対策及び災害復旧に関すること。
		●	●		4 災害時における所管事項の執行記録に関すること。
		●	●	●	5 所管に属する関係機関等の連絡調整に関すること。
		●	●	●	6 他班の応援に関すること。
総務防災部	庶務班	●	●		1 町本部会議の設置, 庶務に関すること。
部長 総務防災課長		●	●		2 町本部事務の総合調整に関すること。
		●	●		3 町本部の設置及び廃止に関すること。
次長 議会事務局 長		●	●		4 災害対策体制及び職員配置の決定に関すること。
総務防災課 長代理		●	●		5 職員の配置, 動員連絡及び出勤人員の把握に関すること。
		●	●		6 職員の活動状況記録及び報告に関すること。
				●	7 職員の罹災給付に関すること。
		●	●		8 被害状況等の取りまとめに関すること。
		●	●		9 災害応急対応の取りまとめに関すること。
		●	●	●	10 県等への災害報告に関すること。
		●	●		11 消防団等防災関係機関との連絡調整に関すること。
		●	●	●	12 自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること。
		●	●	●	13 警察等との連携による警備に関すること。
		●	●	●	14 派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること。
		●	●	●	15 県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること。
		●	●	●	16 国, 県に対する要望に関すること。
		●	●		17 町民からの連絡対応に関すること。
		●	●		18 職員への防災情報の周知に関すること。
		●	●		19 情報機器の確保に関すること。
		●	●		20 庁内電算システムの被害調査及び復旧に関すること
		●	●		21 職員の参集に関すること。
		●	●		22 自主防災組織との連絡調整に関すること。
		●	●		23 災害情報の収集及び防災関係機関への伝達に関すること。

第3章 災害応急対策計画
第1節 防災組織・防災体制

部名 (部長, 次長)	班 名	発生時	災害時	復旧時	所 掌 事 務	
		●	●		24 気象予報・警報及び河川情報等の収集・伝達に関する こと。	
		●	●		25 県, 気象台, 消防及び警察等の防災関係機関との連絡 調整に関すること。	
		●	●		26 避難指示等に関する事務に関すること。	
		●	●	●	27 人の安否確認, 捜索, 報告に関すること。	
		●	●		28 警戒区域の設定に関すること。	
		●	●	●	29 本庁と出先機関との連絡調整	
				●	30 災害救助法の適用申請事務に関すること。	
				●	31 国, 県に対する要望事項, 被害関係資料等の取りまと め及び報告に関すること。	
				●	32 町議会への報告, 連絡調整並びに提出資料の取りまと めに関すること。	
				●	33 災害対応の検証に関すること。	
		●	●	●	34 その他の庶務に関すること。	
		●	●		35 要配慮者及び避難支援者の情報伝達に関すること。	
		情報連 絡班			●	1 町長の災害視察に関すること。
					●	2 国, 地方公共団体等からの視察対応に関すること。
			●	●		3 防災関係機関等の広報内容の把握に関すること。
	●		●		4 報道機関への災害情報等の発信に関すること。	
	●		●		5 報道機関との連絡調整, 情報交換, 放送要請に関すること。	
			●	●	6 生活情報等の災害広報に関すること。	
			●	●	7 応急・復旧対策の実施状況及び写真記録等のとりまと めに関すること。	
	●		●	●	8 災害の撮影記録に関すること。	
				●	9 記録誌の作成に関すること。	
	●		●	●	10 防災行政無線, 町ホームページの管理運営及び有線放 送, 矢掛放送の活用に関すること。	
	●	●		11 矢掛町防災メール及びエリアメールの活用に関すること。		
	●	●		12 矢掛放送文字放送及び有線放送の活用に関すること。		
	企画財政部 部長 次長	財政管 財班		●	●	1 町有財産の被害調査及び復旧計画に関すること。
●			●	●	2 電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整	
●					3 防災資機材の調達に関すること。	
			●	●	4 車両の撤去・確保に関すること。	
			●	●	5 災害対策の予算及び財政計画に関すること。	

第3章 災害応急対策計画
第1節 防災組織・防災体制

部名 (部長, 次長)	班 名	発 生 時	災 害 時	復 旧 時	所 掌 事 務	
			●	●	6 国, 県等の補助金に関すること。	
				●	7 災害応急工事の契約等に関すること。	
				●	8 高速道路免除申請証明書の発行に関すること。	
				●	9 災害救助法に係る繰替支弁に関すること。	
	企画班			●	1 被災者生活再建支援金に関すること。	
				●	2 一時転居者支援に関すること。	
				●	3 住宅災害復興融資利子補給に関すること。	
				●	4 災害復興計画に関すること。	
				●	5 被災者生活復興資金貸付制度に関すること。	
町民部 部長 町民課長 次長 会計管理者 町民課長代理	住民環境班		●	●	1 ごみの緊急収集に関すること。	
			●	●	2 し尿の緊急汲取りに関すること。	
			●	●	3 仮設トイレの確保, 輸送に関すること(避難所を除く)。	
			●	●	4 災害ごみ仮置場の設置・運営・処分に関すること。	
	窓口班		●	●	1 自治会との連絡調整に関すること。	
		●	●		2 災害に関する町民相談窓口の設置に関すること。	
			●	●	3 遺体の安置及び火葬等に関すること。	
	家屋調査班		●	●	1 被害家屋の調査及び取りまとめに関すること。	
			●	●	2 税務関係の被害調査に関すること。	
			●	●	3 罹災証明書発行に関すること。	
				●	4 被災者の税・保険料に関すること。	
	出納班	●	●		1 災害対策物資及びその他資材の調達・管理に関すること。	
				●	2 義援金・援護金の取り扱いに関すること。	
	健康子育て部 部長 健康子育て課長 次長 健康子育て課長代理	健康対策班	●	●	●	1 避難者の体調管理に関すること。
			●	●	●	2 健康対策に関すること(職員含む)。
				●	●	3 食品衛生対策に関すること。
				●	●	4 感染症対策に関すること。
				●	●	5 精神医療に関すること。
			●	●	●	6 被害状況, 応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。
			●	●		7 来庁者及び職員の安全確保, 負傷者の救護
				●	8 消毒作業の手配に関すること。	

第3章 災害応急対策計画
第1節 防災組織・防災体制

部名 (部長, 次長)	班 名	発 生 時	災 害 時	復 旧 時	所 掌 事 務
	保育園 班	●	●		1 園児の安全確保に関すること。
		●	●		2 園児の避難及び報告に関すること。
		●	●	●	3 被害状況, 応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。
			●	●	4 被災園児の応急対応に関すること。
福祉介護部 部長 福祉介護課 長 次長 福祉介護課 長代理	福祉班	●	●	●	1 社会福祉施設(介護保険施設等)との連絡調整に関すること。
			●	●	2 ボランティアニーズの把握及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
			●	●	3 ボランティアセンターの応援に関すること。
		●	●		4 要配慮者避難支援体制の確立に関すること。
		●	●		5 要配慮者の安否確認及び避難誘導に関すること。
		●	●		6 要配慮者等の移送手段に関すること。
			●	●	7 物資の供給に関すること。
				●	8 義援金の募集・配分及び広報活動に関すること。
				●	9 生活救済対策に関すること。
		●	●	●	10 被害状況, 応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。
建設部 部長 建設課長 次長 建設課長 代理	管理住 宅班	●	●	●	1 土木関係施設の被害状況, 応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。
		●	●	●	2 町営住宅災害対策に関すること。
			●	●	3 住宅の応急修理に関すること。
			●	●	4 応急仮設住宅に関すること。
		●			5 排水機施設との連絡調整に関すること。
		●			6 排水対策に関すること(雨水ポンプ場の操作)。
	応急対 策班	●			1 災害応急対応に関すること。 ・通行止め等の応急対応。 ・通行止めによる迂回路の設定。 ・応援業者等の連絡調整。 ・応急工事 など。
		●			2 巡回活動に関すること。
		●			3 通行止め箇所での避難誘導に関すること。
		●	●		4 危険区域の警戒及び情報連絡に関すること。
		●	●		5 道路, 橋りょう, 河川その他土木関係の被害調査に関すること。

第3章 災害応急対策計画
第1節 防災組織・防災体制

部名 (部長, 次長)	班 名	発 生 時	災 害 時	復 旧 時	所 掌 事 務
			●	●	6 応急対策物資の輸送に関すること。
		●	●	●	7 応急応援業者等の建設資機材の調達・配分及び報告に関すること。
				●	8 公共土木施設及び農地農業用施設等の災害調査及び査定の実施に関すること。
	応急対 策ダム 管理班	●	●		1 災害地の応急対策に関すること。
		●	●		2 危険区域の警戒及び情報連絡に関すること。
		●	●		3 ダムの警戒, 情報連絡及び関係地域への広報に関する こと。
		●	●		4 農林道, 水路, ため池, その他農林業施設の被害調査 に関すること。
		●	●		5 湛水防除施設との連絡調整に関すること。
	●	●		6 水害及び土砂災害危険箇所の警戒に関すること。	
上下水道部 部長 上下水道課 長 次長 上下水道課 長代理	上水班	●	●	●	1 被害状況, 応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関 すること。
		●	●		2 水道施設の応急対策に関すること。
			●	●	3 給水対策に関すること。 ・断水エリアの特定。 ・応急給水計画の作成, 実施。 ・飲料水の確保及び供給。 ・水質検査及び安全宣言。
			●	●	4 上下水道にかかる住民・自治会等との連絡対応に関す ること。
	下水班	●	●	●	1 被害状況, 応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関 すること。
		●	●		2 下水道施設の応急対策に関すること。
			●	●	3 下水道施設等を活用したし尿処理協力に関すること。
産業観光部 部長 産業観光課 長 次長 産業観光課 長代理	商工班		●	●	1 商工, 観光関係の被害調査に関すること。
		●	●		2 観光客への情報提供に関すること。
			●	●	3 事業者の被害の認定及び証明等の発行に関すること。
	農林調 査班	●	●		1 危険区域の警戒及び情報連絡に関すること。
		●	●		2 農林産物の災害防除に関すること。
			●	●	3 作物, 家畜の伝染病予防・防疫, 写真記録及び報告に関 すること。
				●	4 被害農林業者等に対する資金の融資及び農業共済金支

第3章 災害応急対策計画
第1節 防災組織・防災体制

部名 (部長, 次長)	班 名	発 生 時	災 害 時	復 旧 時	所 掌 事 務
					払いに関する事。
				●	5 農林対策にかかる自治会, 町内会等との連絡対応に関する事。
教育部 部長 教育課長 次長 教育課長代理	学校教 育班	●	●		1 文教施設の災害応急対策に関する事。
		●	●		2 被害状況, 応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関する事。
				●	3 被災児童の学用品の給与に関する事。
				●	4 被災児童生徒等の生活救済対策に関する事。
		●	●	●	5 小中学校等との連絡調整に関する事。
		●	●	●	6 避難所の開設・運営に関する事。
		●	●	●	7 避難所等の避難者の確認と報告に関する事。
			●	●	8 児童, 生徒の応急教育に関する事。
	生涯学 習班	●	●		1 社会教育施設の災害応急対策に関する事。
				●	2 社会教育施設・文化財等の被害調査及び報告に関する事。
	給食班		●	●	1 食糧の供給に関する事(炊出し, 輸送等)。
			●	●	2 食糧供給の応援に関する事。
	小中学 校班	●	●		1 児童, 生徒等の安全確保に関する事。
		●	●		2 児童, 生徒の避難及び報告に関する事。
		●	●	●	3 被害状況, 応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関する事。
			●	●	4 児童, 生徒の応急教育に関する事。
			●	●	5 被災児童・生徒の応急対応に関する事。
	医務部 部長 病院事業管 理者 次長 事務長	医務班	●	●	
			●	●	2 災害医療支援の受入及び調整に関する事。
たかつ ま荘班		●	●	●	1 福祉避難所の開設運営に関する事。
矢掛寮		●	●		1 矢掛寮入所者の安全確保(避難誘導, 安否確認等)に関する事。
		●	●	●	2 被害状況, 応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関する事。

第5 町本部会議

町本部長は、町本部の運営並びに災害対策の推進に関し協議するため、町本部を設置したとき及びその後必要の都度、本部会議を招集する。

- 1 町本部会議は、町本部長、町副本部長及び各部長をもって構成する。
- 2 町本部会議は、町本部体制の配置及び廃止等に関することについての協議を行う。

第6 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。

資料編

資料2-2 矢掛町災害対策本部条例

資料2-8 岡山県下消防相互応援協定

第2節 防災活動

第1項 予報及び警報等

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

第1 気象に関する予報及び警報等の種別

1 気象注意報

強風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想される時、岡山地方気象台が注意を促すため発表するものである。

大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル2。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

2 気象警報

暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想される時、岡山地方気象台が警戒を促すため発表するものである。

高潮警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

3 特別警報

暴風、大雨、高潮、波浪等が原因で重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される時、岡山地方気象台が特別な警戒を促すため発表するものである。

大雨特別警報は何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

4 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

5 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせで分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

6 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情

第3章 災害応急対策計画

第2節 防災活動

報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

7 キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
※「極めて危険（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用	
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まり予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときにどこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域で降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

8 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]，[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部，北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部，北部）で発表される。

第3章 災害応急対策計画

第2節 防災活動

大雨に関して，[高]又は[中]が予想されている場合は，災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

第2 洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき，国土交通大臣又は知事が定めた「洪水予報河川」において，洪水のおそれがあると認められるときは，中国地方整備局（岡山河川事務所）と岡山地方気象台が共同して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。

第3 土砂災害警戒情報

気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき，大雨により土砂災害発生の危険度が高まったとき，岡山県と岡山地方気象台が嚴重な警戒呼びかけの必要性を協議の上，共同で発表するものである。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。なお，この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。

第4 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき，河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水，地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において，国又は県が緊急調査を実施し，被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

第5 水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき，国土交通大臣若しくは知事が指定する河川，湖沼又は海岸において，洪水，津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき，岡山河川事務所長又は備中県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。

第6 避難判断水位情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣，知事又は町長が定めた「水位周知河川」において，洪水，雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に達したときに，備中県民局長が関係機関にその旨通知するものである。

第7 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）に基づき，岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに，その状況を通報するものである。

第8 火災警報

消防法に基づき，市町村長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

第2項 通信連絡

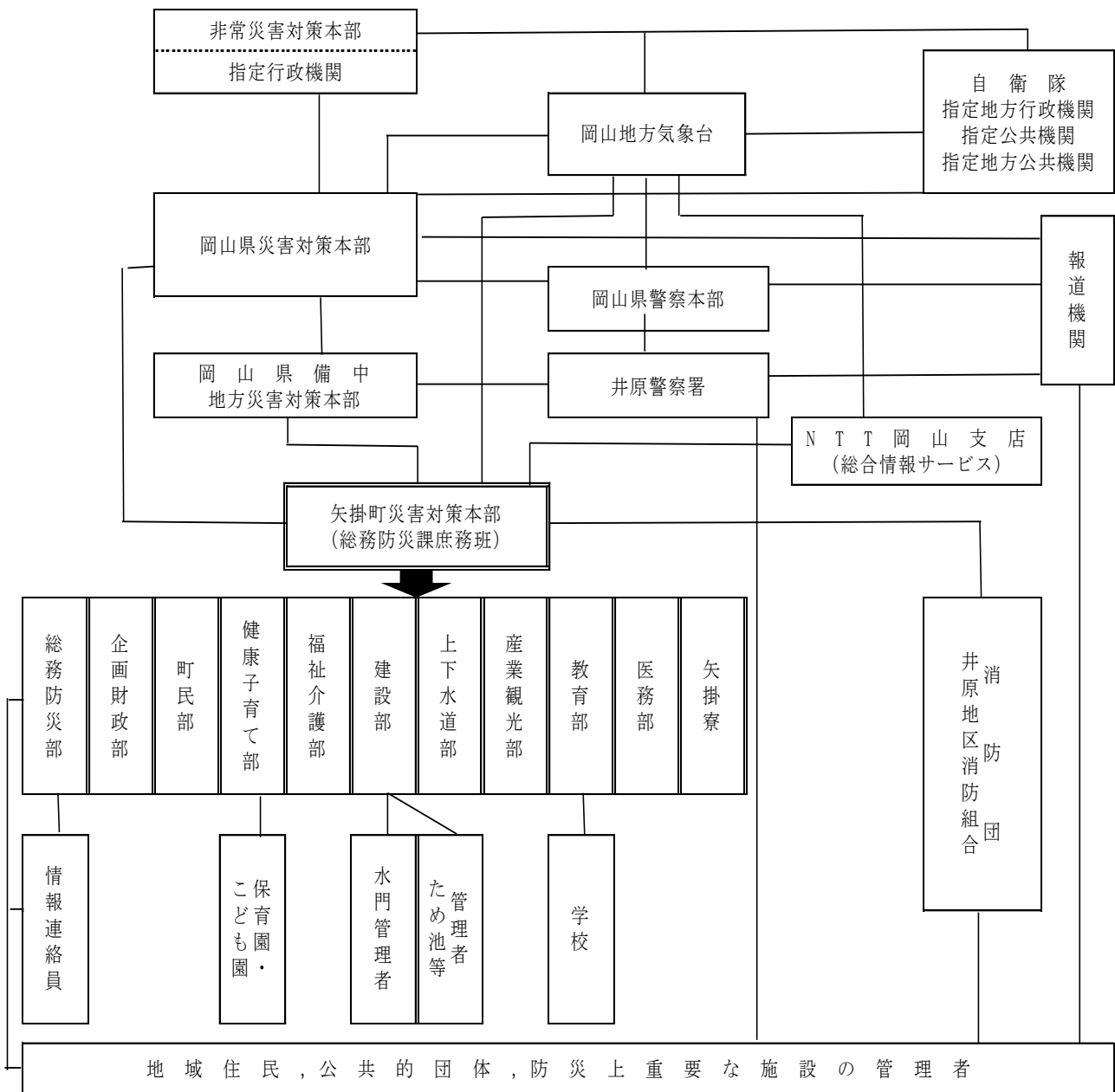
主な実施機関	全課
--------	----

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡システムを明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

第1 通信連絡システムの整備

町は、通信連絡が迅速かつ的確に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡システムを整備しておく。

[一般伝達系統]



第3章 災害応急対策計画

第2節 防災活動

第2 予警報の受入，伝達

1 勤務時間内の受入，伝達

国，県等の各機関からの各種予警報，情報は総務防災課（町本部設置時は庶務班）が受け，関係課（部），消防団及び関係団体等に連絡するとともに，町内放送等により全職員に周知させる。

2 勤務時間外の受入，伝達

（1）町本部設置前には，当直員が受信し，庶務班の非常連絡要員に連絡する。

（2）非常連絡要員は，配置の基準に該当する場合には，直ちに各配置職員に連絡する。

（3）総務防災課長は，配置の基準に該当しない場合は，必要に応じ消防団，関係団体へ連絡する。

（4）町本部設置時には，庶務班が受信し，関係部へ連絡する。

3 一般住民への通報

住民に対する通報については，必要に応じ消防団（分団），関係団体に連絡し周知を図るとともに，総務防災課（部）は，広報車，有線放送等により周知を図る。

4 総務防災課（部）は，予警報，情報，通報等の受領伝達，その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし，かつ，事後の参考に資するため，予警報等受領伝達簿を作成する。

第3 電話及び電報の優先利用

町及び各機関は，災害時の警報の伝達，必要な通知又は警告等を迅速に行うため，電話及び電報を優先利用し，又は他機関の専用電話を利用することができる。

1 一般電話及び携帯電話

（1）災害時優先電話の承認

町は，災害時における非常通信・重要通信の迅速，円滑な実施を図り，かつ，輻輳を避けるため，災害時優先電話をあらかじめNTT西日本事業所又はNTTドコモ岡山支店に申請し，承認を受ける。

2 電報

前項（1）の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

（1）非常電報

天災，事故その他の非常事態が発生し，又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援，交通，通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

（2）緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

3 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり，緊急を要するときは，各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては，警察電話，消防電話，水防電話，航空保安電話，海上保安電話，気象電話，鉄軌道電話，電気事業電話があり，その利用方法については，一般電話に準じて行う。

第4 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

町及び各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

1 非常通信

(1) 非常通信の通信内容

- ① 人命の救助に関するもの。
- ② 災害予警報(主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- ③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- ④ 電波法第74条実施の指令その他の指令
- ⑤ 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- ⑧ 遭難者救護に関するもの。
- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- ⑩ 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- ⑫ 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(2) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(3) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート(県と国を結ぶルート)」及び「地方通信ルート(市町村と県を結ぶルート)」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

(4) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

第3章 災害応急対策計画

第2節 防災活動

(5) 移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用機器

種類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：必要

【連絡先】 総務省中国総合通信局防災対策推進室

082-222-9711

携帯電話事業者等が保有する通信機器

種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等が保有する通信機器 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
MCA	同上

2 放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・解除については岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼する。

第5 通信施設の応急措置

町及び各機関は、通信施設に障害を生じた場合、通信手段の確保及び通信途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧の措置を行う。

第3項 情報の収集・伝達

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

町、国及びその他の公共機関並びに地方公共団体は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することが出来る体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

第1 情報収集

- 1 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- 2 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、県・国等に依頼し航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。また、町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図る。

第2 関係機関への連絡

- 1 発災直後において、町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市町村は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。
- 2 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町、国、指定公共機関及び県は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、矢掛町が被災した場合、町は、備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
- 3 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付 消防法第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付 消防法第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

回線別	区分	平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	(6-72-90) 49013	(6-72-90) 49102
	F A X	(6-72-90) 49033	(6-72-90) 49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

(1) 一般基準

- ① 災害救助法の適用基準に関するもの
- ② 県又は町が災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害が2件以上にまたがるもので一の県における災害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの
- ④ 気象業務法第13条の2に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの
- ⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については、(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ① 崖崩れ，地すべり，土石流等により，人的被害又は住家被害を生じたもの
- ② 洪水，浸水，河川の溢水，堤防の決壊又は高潮等により，人的被害又は住家被害を生じたもの
- ③ 強風，竜巻などの突風等により，人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準，(2) 個別基準に該当しない災害であっても，報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

- (4) 井原地区消防組合においては，災害時に119番通報が殺到した場合には，その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- (5) 応急対策活動状況について町は，活動の状況，町本部の設置状況，応援の必要性等を県に連絡する。

第3 情報連絡員の通報

- 1 現地における災害の状況等を把握するため，本町を7地区に区分し，それぞれの地区に複数の情報連絡員を置く。
- 2 情報連絡員は，町内会長，消防団員等のうちから常時連絡可能なものを選任する。
- 3 情報連絡員は，災害が発生し，又は発生するおそれがあるとき，若しくは注意体制化において地区内の危険箇所の状況把握を行うとともに，随時巡回を行うなどして，地区内の災害の状況の

第3章 災害応急対策計画

第2節 防災活動

推移に注意し、町内会長、消防団員等との連絡を密にし、情報を収集する。

- 4 災害が発生した場合又は異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し総務防災課に通報する。

第4 消防団関係

- 1 消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員等との連絡を密にする。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。
- 3 災害が発生した場合又は通報を受けた場合は、その状況を調査し、直ちに所定の方法により総務防災課へ通報する。

第5 情報の取りまとめ

- 1 各災害対策部・班は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、随時総務防災部（庶務班）に連絡する。
- 2 総務防災部（庶務班）は、情報連絡員、各災害対策部・班、消防団その他からの情報連絡を確実に受領整理し、総務防災部長に報告するとともに、関係する各災害対策部長に通報する。
- 3 総務防災部は、県及び関係機関と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

第6 災害情報の通報、報告

災害に関する報告は、岡山県災害報告規則に定めるもののほか、本計画による。

1 報告の種類

(1) 災害発生通報

災害が発生した都度、直ちに災害発生通報の内容に基づいて迅速に報告する。

(2) 災害速報

被害状況の判明次第、井原警察署等と相互連絡を取り、報告の正確を期し、逐次災害速報の内容により報告する。

(3) 被害概況報告

(1)、(2)の速報後において、被害の全体が概ね判明したとき、被害概況報告により報告する。

(4) 災害状況確定報告

被害の程度が確定したとき、災害状況確定報告の内容により報告する。

2 報告の実施

(1) 災害発生通報の報告は、災害の種類に応じ、その事務を統括する課（部）の長が、総務防災課（部）長に報告するとともに、合議の上、県（備中県民局）へ岡山県防災情報システム、ファクシミリ、電話等により迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

(2) 災害速報、被害概況報告の報告については、各課（部）が災害発生に係る被害状況を調査把握し、判明次第統括する課（部）の長が、総務防災課（部）長に報告するとともに合議の上、少なくとも災害発生通報後2時間以内に災害速報第1報を報告する。

(3) 町本部が設置された場合は、総務防災部庶務班において災害発生通報、災害速報を行うとともに県本部との連絡を行う。

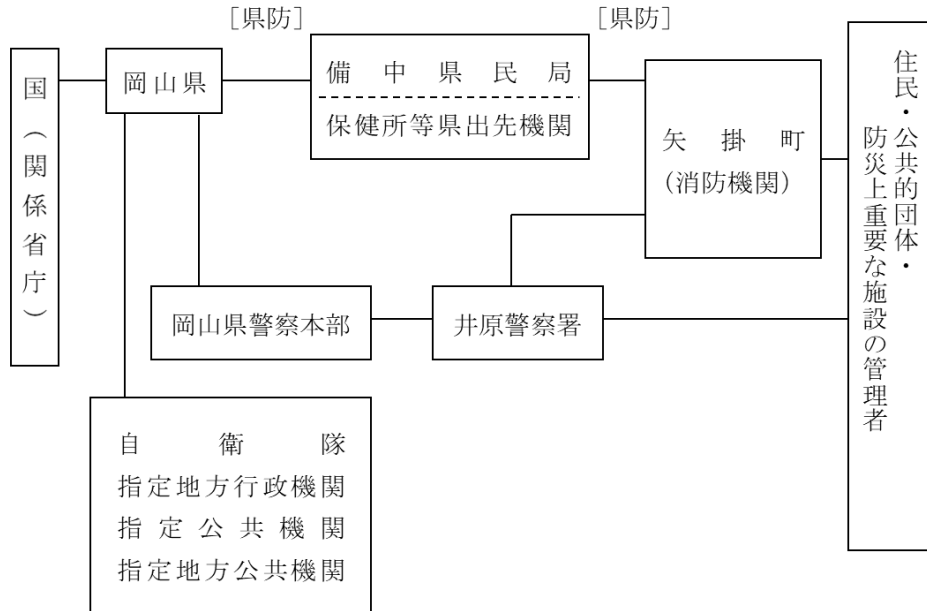
第3章 災害応急対策計画
第2節 防災活動

第7 情報の収集・伝達系統

1 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、または関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



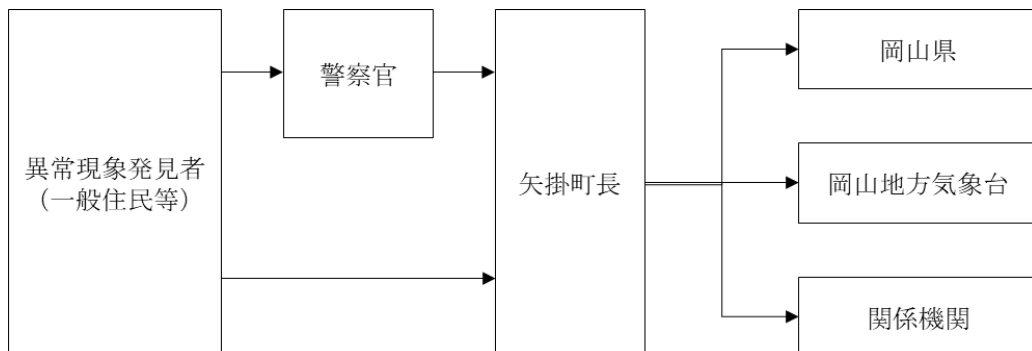
(注)：[県防] は岡山県防災情報ネットワークの略称

2 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、警察官に通報する。

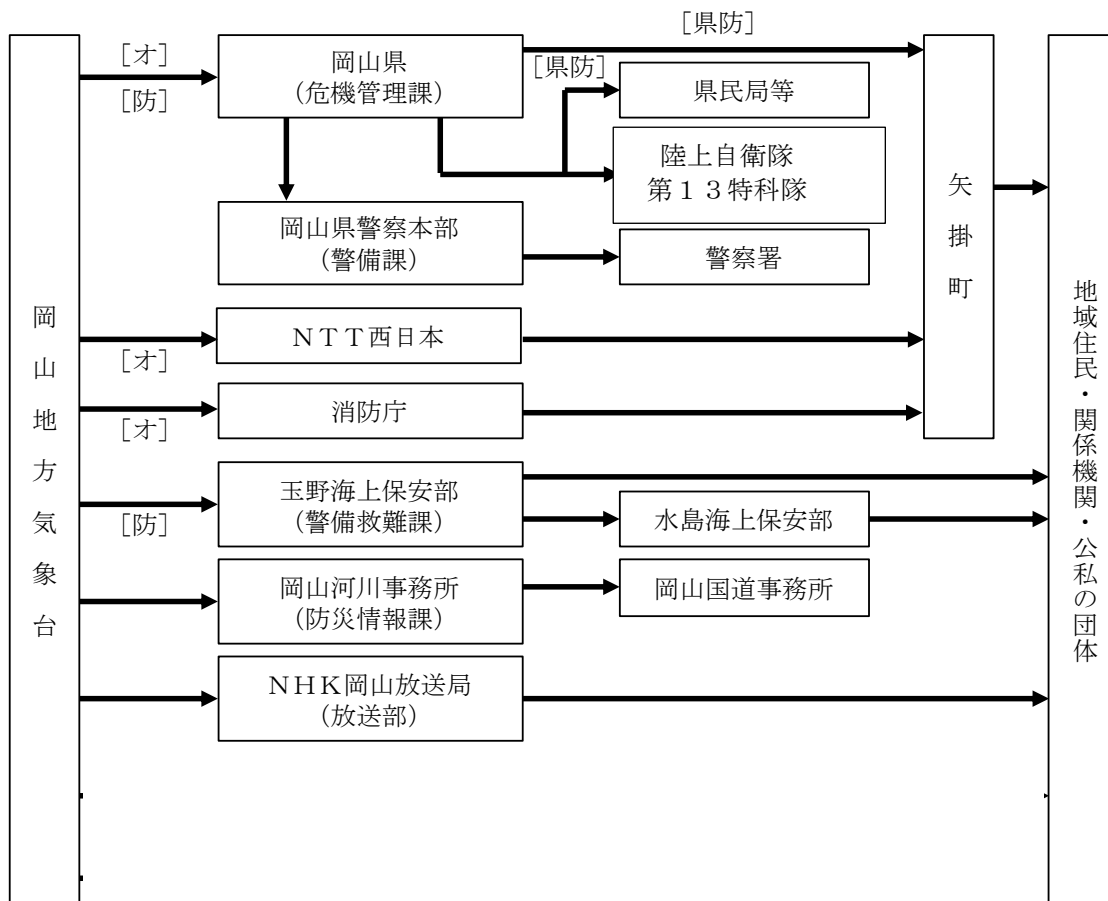
通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報し、町長は、直ちに関係機関に通報する。

また、国、県及び町は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。



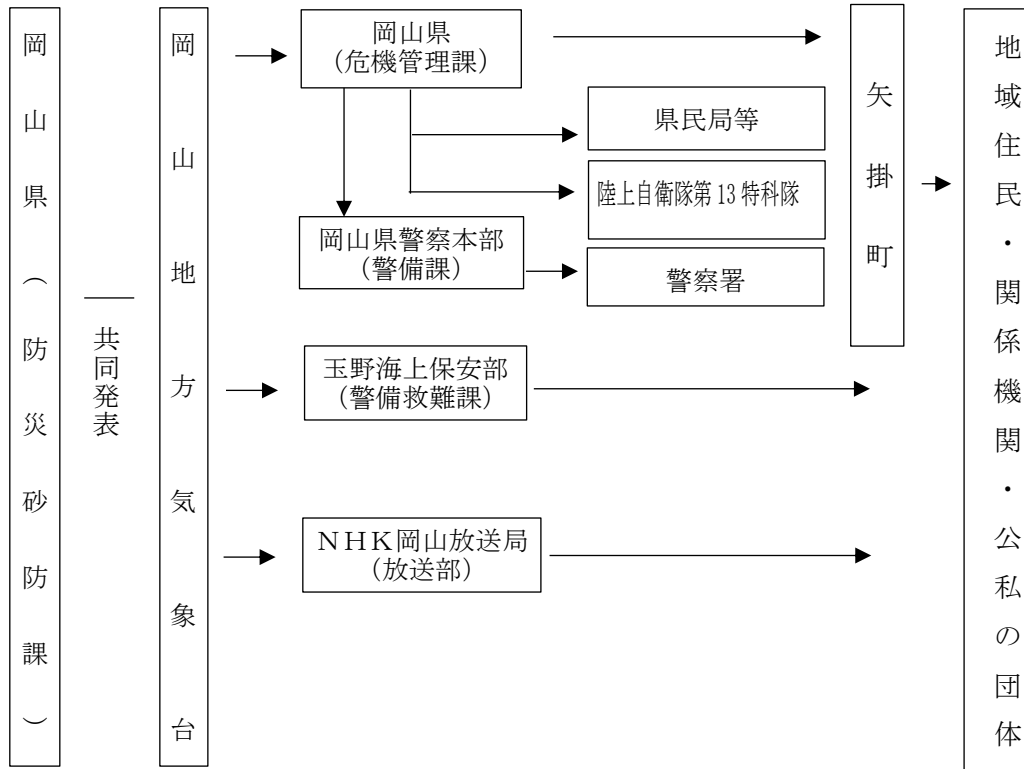
3 気象注意報・警報等の伝達

- (1) 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。
- (2) 気象注意報・警報等は、法令または地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。
- (3) 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。
 - ① 気象注意報・警報等の伝達系統



- (注) 1 県が町へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。
 2 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
 3 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
 4 陸上自衛隊第13特科隊へは、警報及び警報の解除(大雪警報及び波浪警報を除く。)
 5 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合があります。
 6 []内は、通知方法を示す。[防] 防災情報提供システム, [オ] オンライン, [県防] 岡山県防災情報ネットワーク

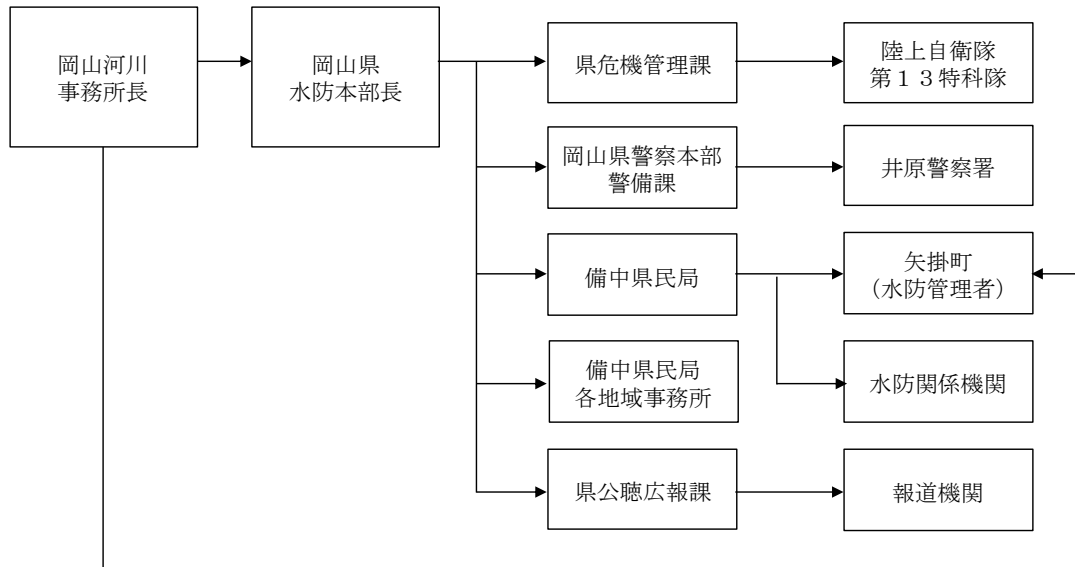
② 土砂災害警戒情報の伝達系統



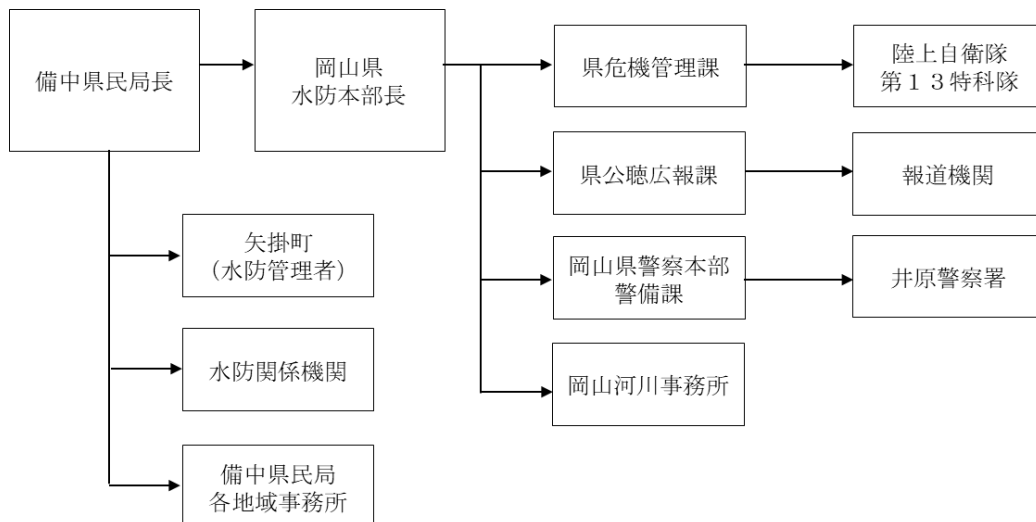
(注) NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

③ 水防警報等の伝達系統

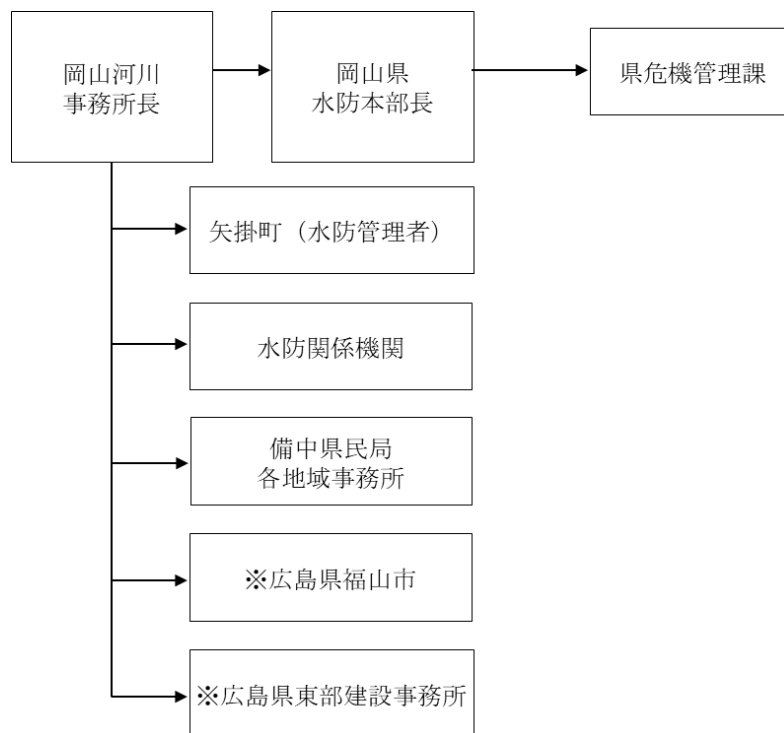
ア 国土交通大臣の発する水防警報



イ 知事の発する水防警報

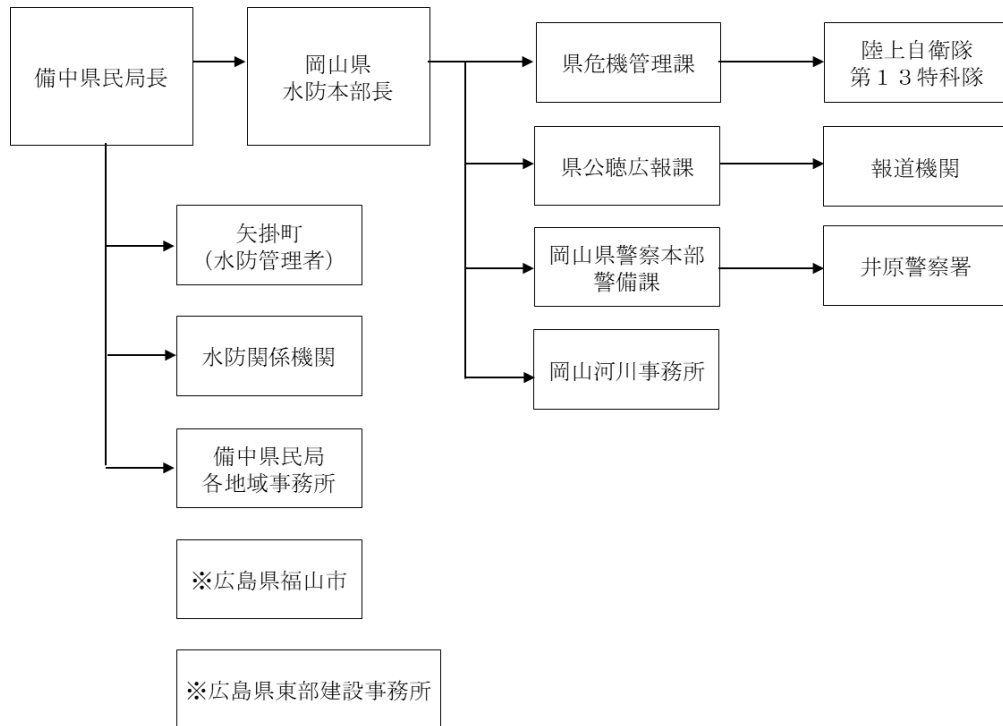


ウ 知事の発する水位情報の通知及び周知（避難判断水位）



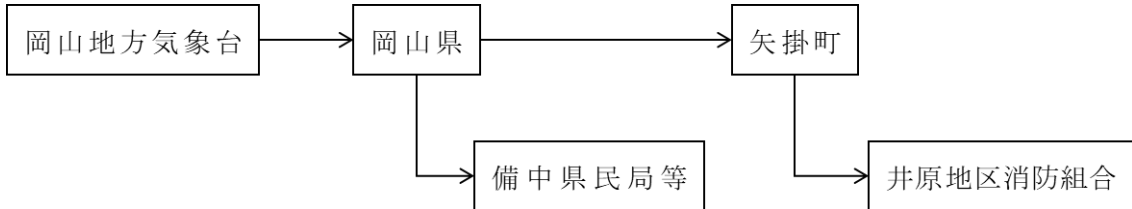
※一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。

エ 知事の発する水位情報の通知及び周知（氾濫危険水位）

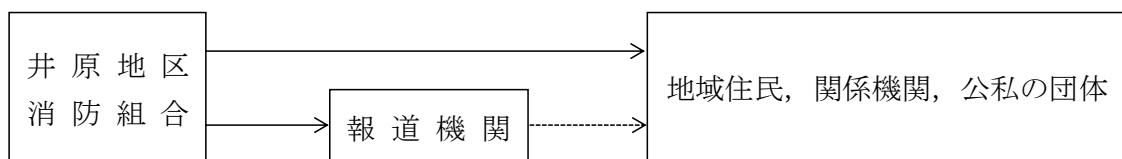


※一級河川小田川の井原観測所の水位到達に限り通知を行う。

④ 火災気象通報の伝達系統



⑤ 火災警報の伝達系統



第3章 災害応急対策計画

第2節 防災活動

4 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

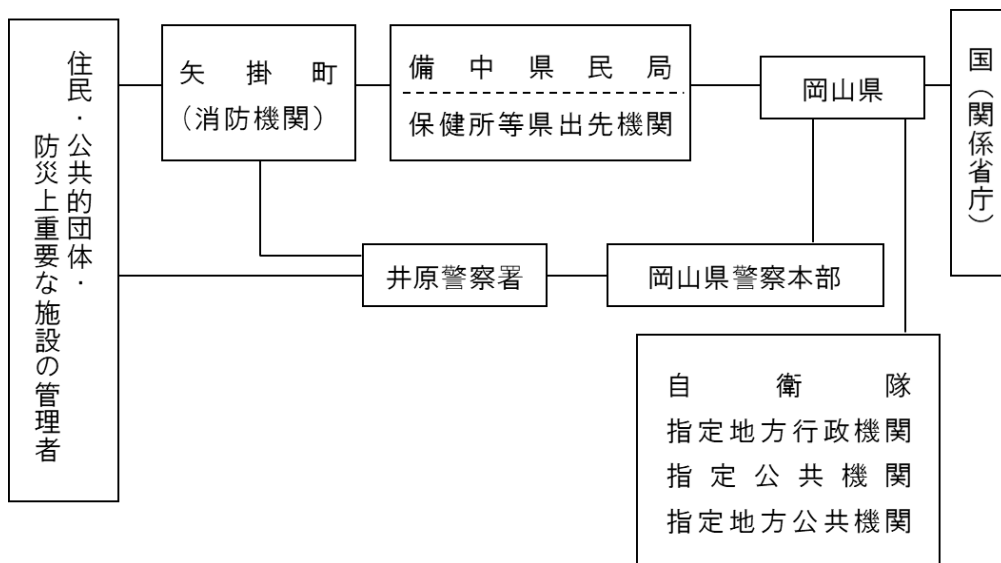
伝達の対象となる被害		伝達内容等	
①	災害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況	様式1-1及び1-2によること。	
②	人的被害・住家被害等 避難状況・救護所開設状況	様式2によること。 様式3によること。	
公共施設被害	③ 河川被害	様式4によること。	
	④ 貯水池・ため池被害		
	⑤ 砂防被害		
	⑥ 治山被害		
	⑦ 道路施設被害		
	⑧ 水道施設被害		
	⑨ 下水道施設被害		
その他	⑩ 都市公園等施設被害	様式5によること。 様式6によること。	
	⑪ 公営住宅等被害		
	⑫ 商工関係被害等 商工被害 観光被害		
	⑬ 林野火災被害		様式7によること。
	⑭ 社会福祉施設被害		様式8によること。

(注1) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

(注2) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

(1) 伝達系統

災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



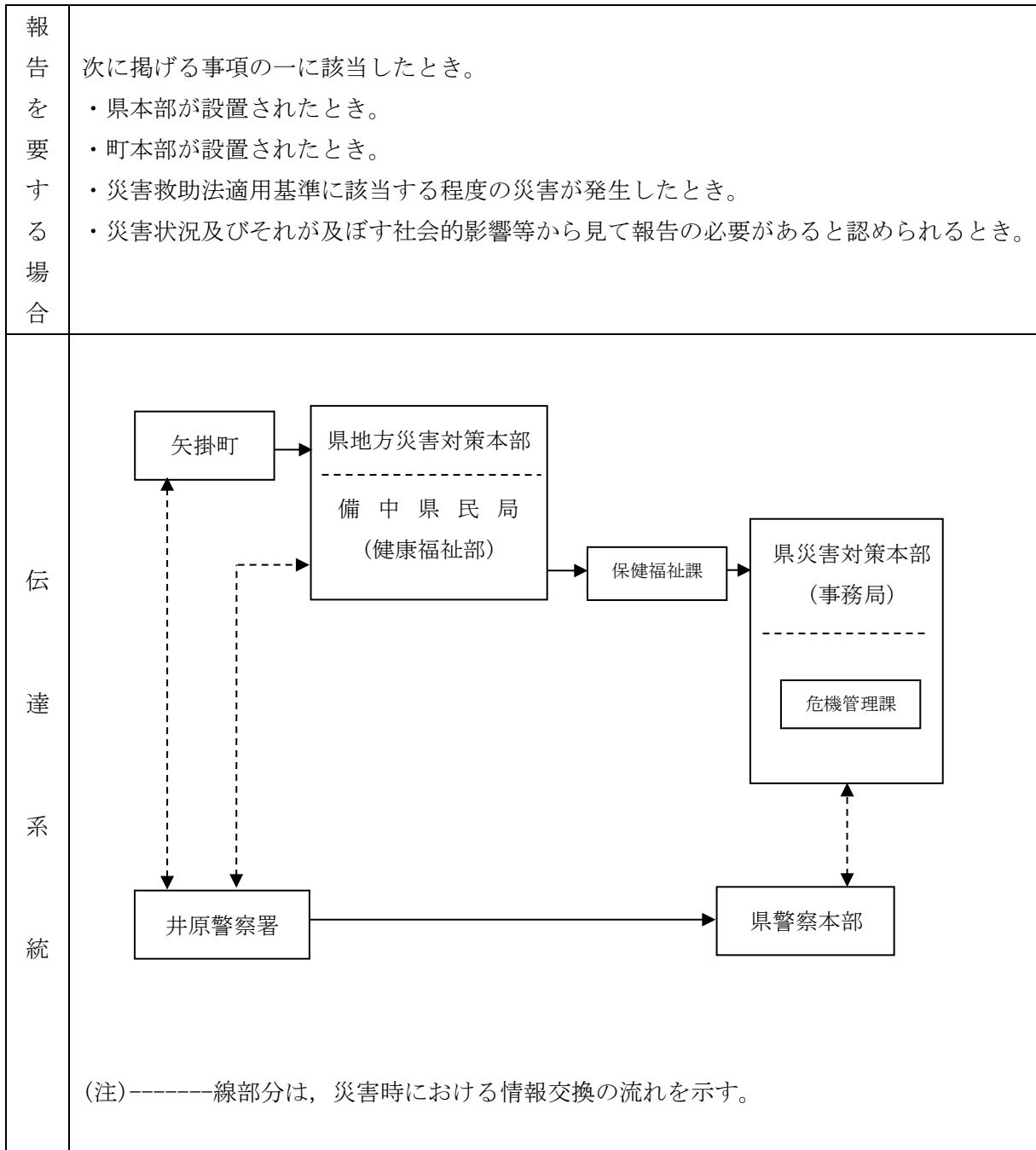
岡山県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合には、次により行う。

なお、町から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

① 災害発生状況報告等

<p>報告を要する場合</p>	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県本部が設置されたとき。 ・ 町本部が設置されたとき。 ・ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・ 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるとき。
<p>伝達系統</p>	<pre> graph TD Y[矢掛町] --> C[県地方災害対策本部 備中県民局 (地域づくり推進課)] C --> D[県災害対策本部 事務局 ----- 危機管理課] F[防災機関] --> C F --> D I[井原警察署] --> E[県警察本部] D -.-> Y D -.-> F D -.-> E </pre> <p>(注)-----線部分は、災害時における情報交換の流れを示す。 ※ 災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。</p>

② 人的被害，住家被害等



③ 河川被害

伝達を要する場合	<p>県本部又は町本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（河川の堤防が破堤又は越水を生じたとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<p>・一級河川(国管理)について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">国土交通省岡山河川事務所</p> </div> <p>・一級河川(県管理)・二級河川について</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p style="text-align: center;">県地方災害対策本部</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">備 中 県 民 局</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p style="font-size: small;">地域事務所</p> </div> <div style="font-size: small;">→建設部</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;"> <p style="font-size: small;">地域管理課</p> </div> </div> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;">河川課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;">監理課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;">危機管理課</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: 150px;"> <p style="text-align: center;">県災害対策本部 (事務局)</p> </div>

矢 掛 町

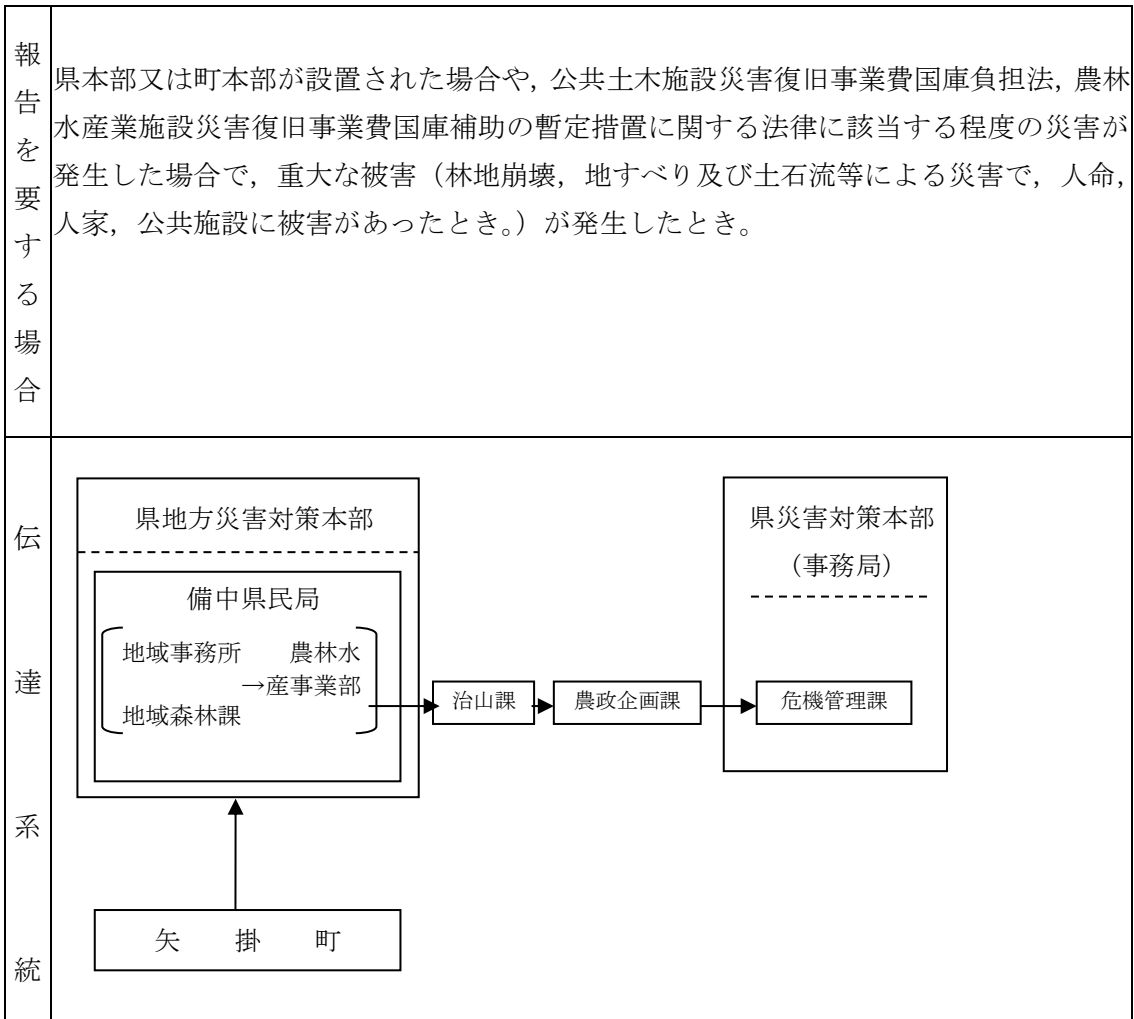
④ 貯水池・ため池被害

報告を要する場合	<p>県本部又は町本部が設置された場合や、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（えん堤本体の決壊による家屋被害又は余水吐若しくはゲートの損壊による家屋浸水）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p>
伝達系統	<p>・ 県管理の貯水池について</p> <pre> graph LR subgraph County_Management [県管理の貯水池について] A[備中県民局 (農林水産事業部)] --> B[耕地課] B --> C[農政企画課] C --> D[危機管理課] end subgraph County_Disaster_Response [県災害対策本部 (事務局)] D end A -.-> E[県地方災害対策本部] E -.-> D </pre> <p>・ 町管理の貯水池について</p> <p>矢掛町</p>

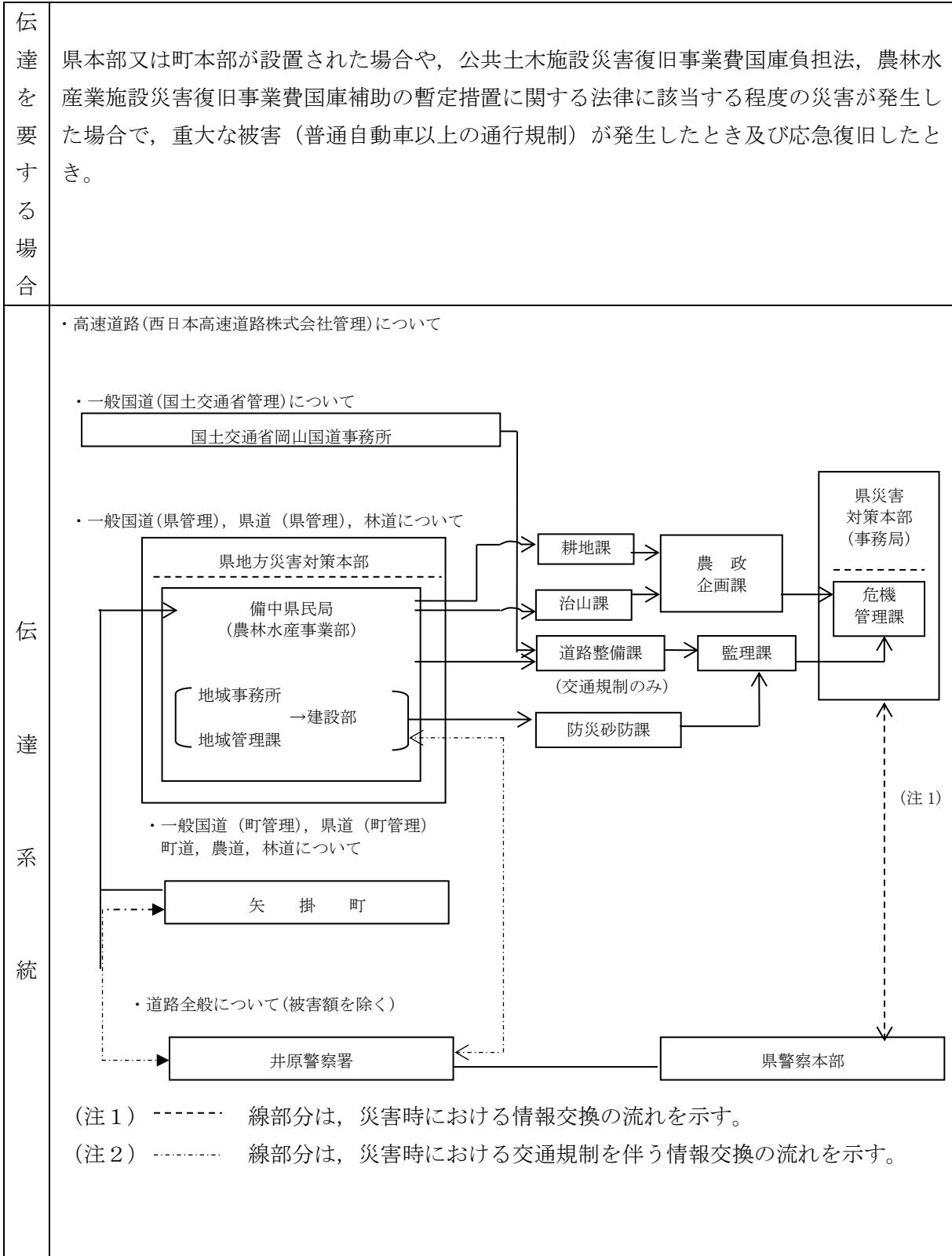
⑤ 砂防被害

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壊による家屋被害，流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。 ・急傾斜地の崩壊（がけ崩れを含む。），地すべり及び土石流等による災害で，人命，人家，公共建物に被害があったとき。
伝達系統	<pre> graph TD A[矢掛町] --> B[備中県民局] subgraph C [県地方災害対策本部] B end B --> D[防災砂防課] D --> E[監理課] E --> F[危機管理課] subgraph G [県災害対策本部(事務局)] F end </pre> <p>The diagram illustrates the reporting and communication system for sand defense disasters. At the bottom, 'Yasugaki Town' (矢掛町) reports to the 'Bunshu Prefectural Office' (備中県民局), which is part of the 'Prefectural Disaster Response Headquarters' (県地方災害対策本部). From the Bunshu Prefectural Office, information flows to the 'Disaster Sand Defense Section' (防災砂防課), then to the 'Inspection Section' (監理課), and finally to the 'Crisis Management Section' (危機管理課), which is part of the 'Prefectural Disaster Response Headquarters (Office)' (県災害対策本部(事務局)).</p>

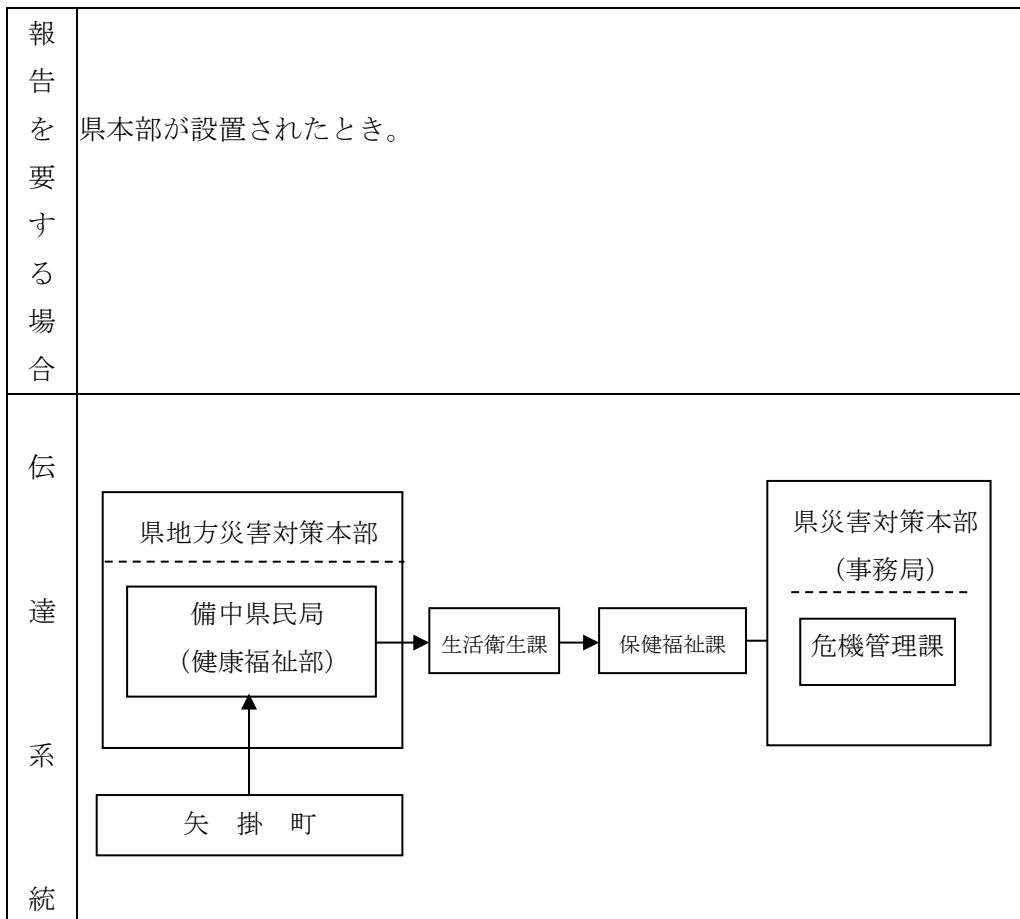
⑥ 治山被害



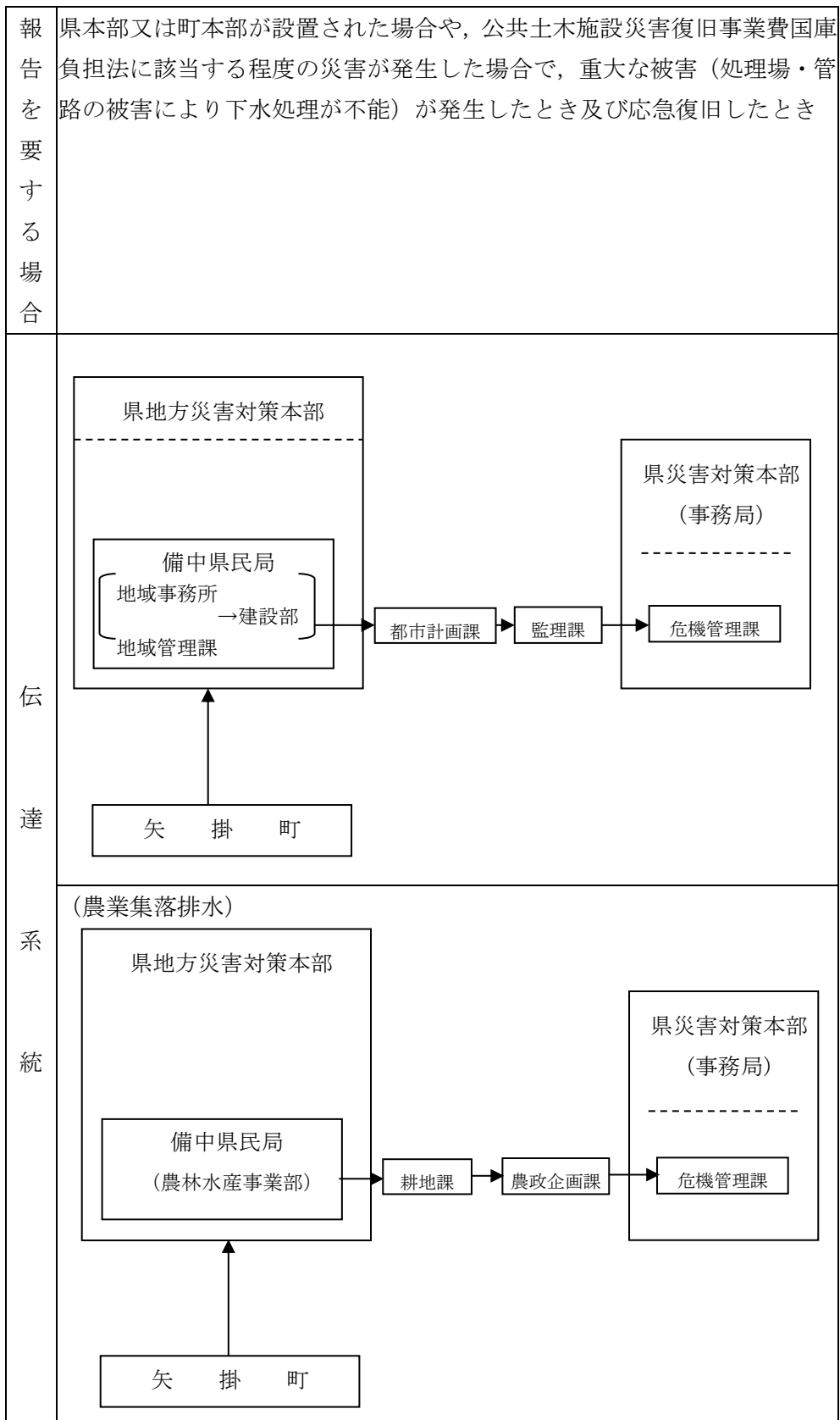
⑦ 道路施設被害



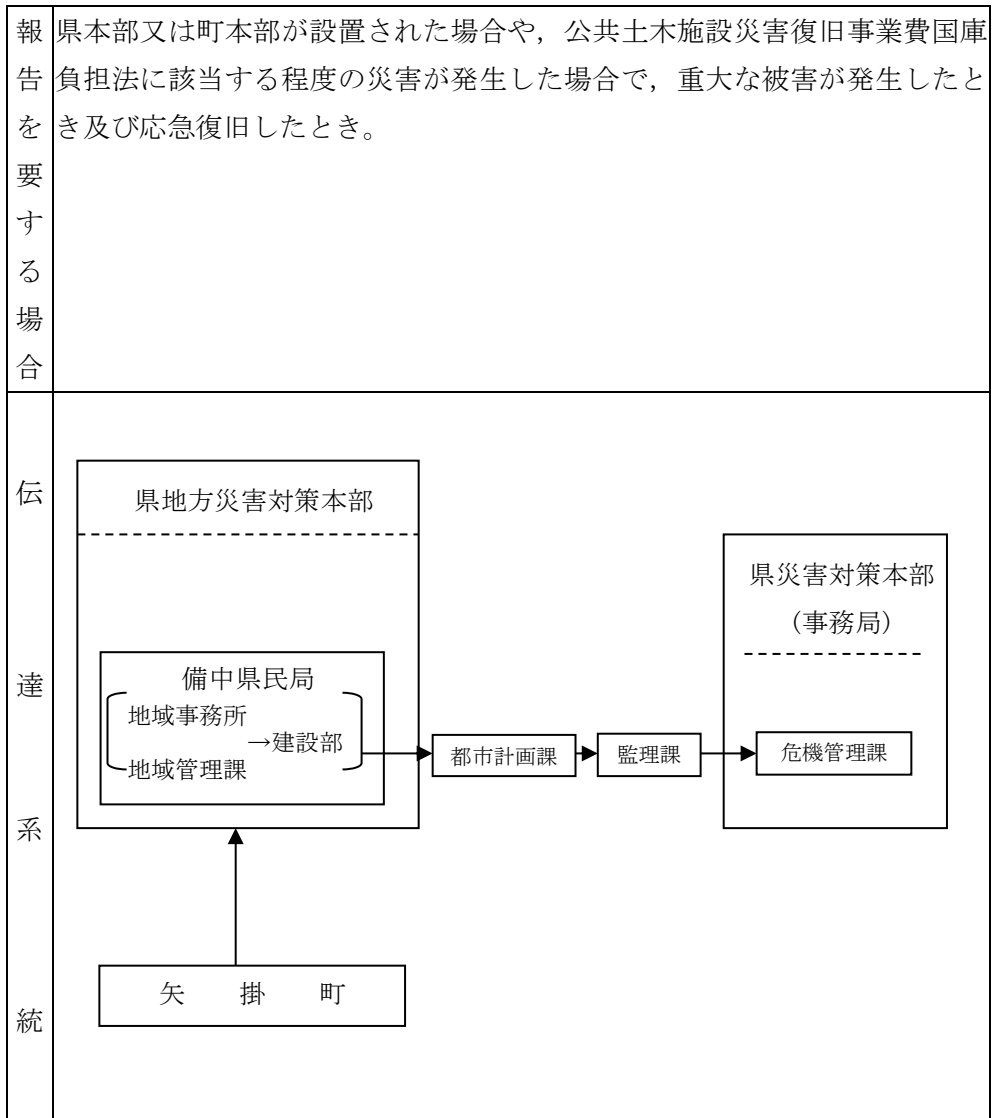
⑧ 水道施設被害



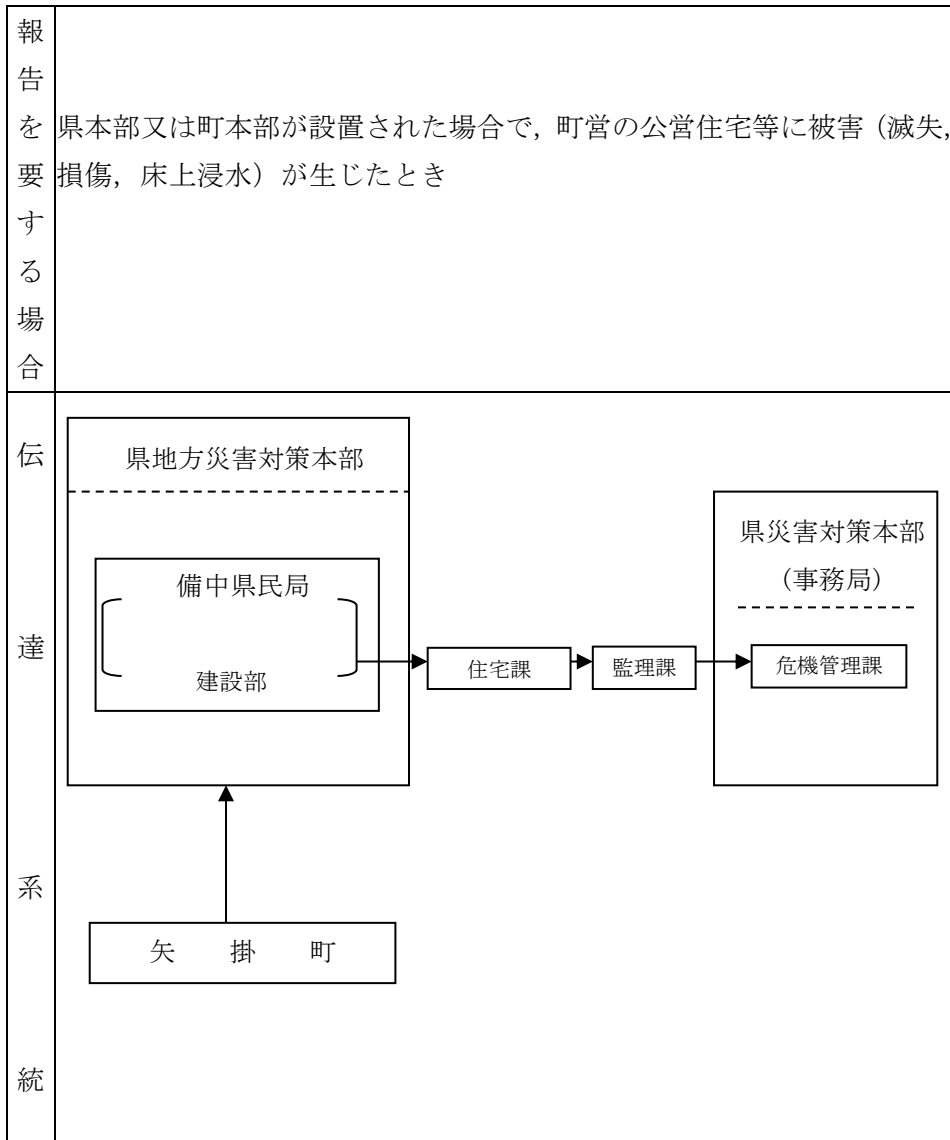
⑨ 下水道施設被害



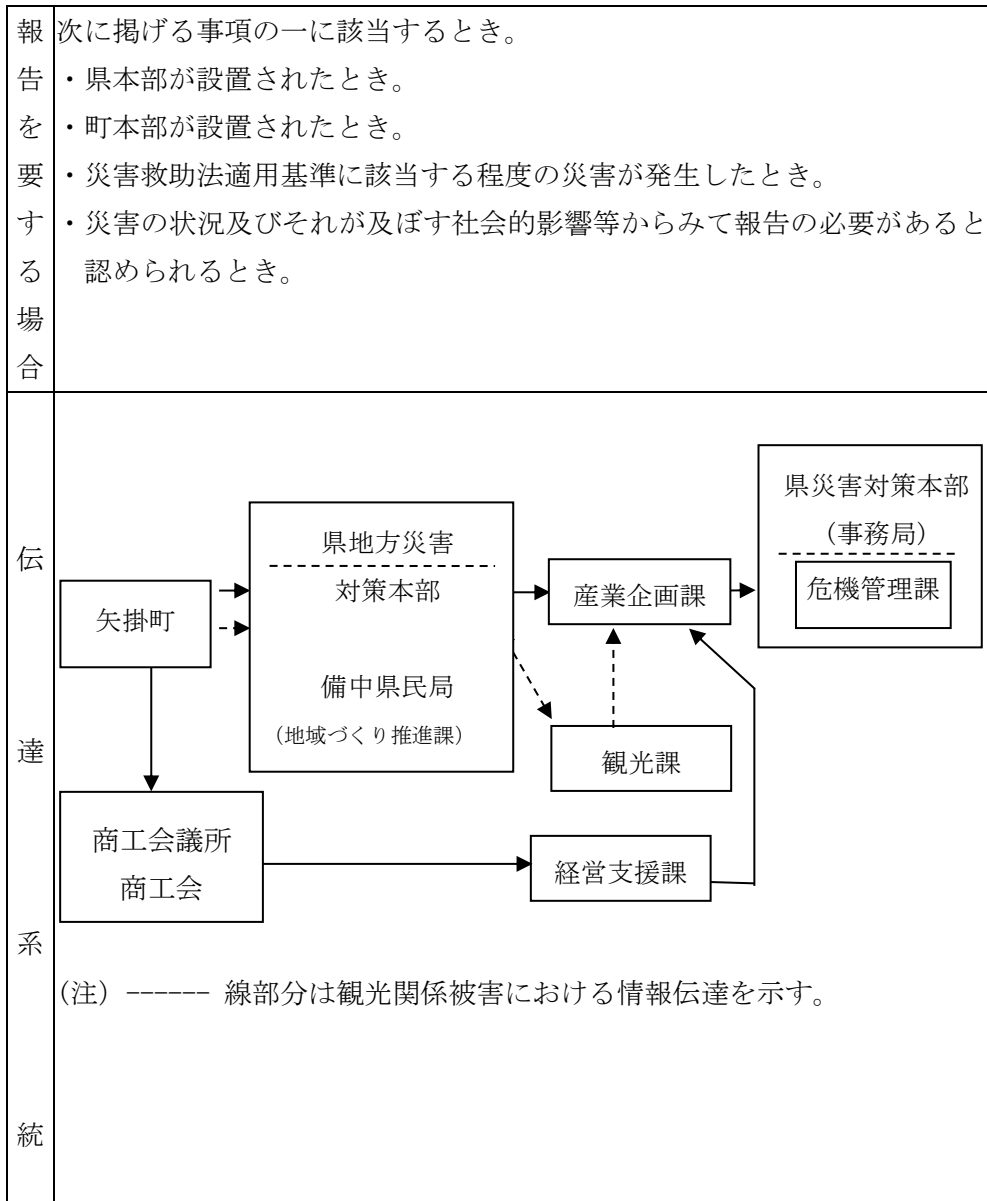
⑩ 都市公園等施設被害



⑪ 公営住宅等被害



⑫ 商工関係被害等



第3章 災害応急対策計画

第2節 防災活動

様式1-1 (災害発生時)

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日 時 分	市町村名		電話番号	
		報告者名			

災害名 _____

第 報

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日	時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		安否不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部破損	棟	世帯			
						非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊		棟	
							公共建物半壊	棟	その他半壊		棟	
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況		設置	年 月 日 時 分								
			解散	年 月 日 時 分								
	<p>○避難指示等の発令状況</p> <p>種 別 : 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保</p> <p>発令日時 : 年 月 日 時 分</p> <p>解除日時 : 年 月 日 時 分</p> <p>対象地区等 :</p> <p>対象人員 : 世帯 人</p> <p>○避難所の設置状況</p> <p>開設避難所名 :</p> <p>○対応状況</p>											
その他												

災害速報（即報・確定）

市町村名				区分		被害	
災害名 報告番号	第 年 月 日 時現在	田	流出・埋没	ha			
			冠水	ha			
		畑	流出・埋没	ha			
			冠水	ha			
		学校		箇所			
		病院		箇所			
報告者名		道路		箇所			
区分				橋りょう	箇所		
人的被害	死者	人		河川	箇所		
	うち災害関連死者	人		海岸	箇所		
	行方不明者	人		港湾	箇所		
	負傷者	重傷	人		漁港	箇所	
		軽傷	人		砂防	箇所	
住家被害	全壊	棟		下水道	箇所		
		世帯		都市公園等	箇所		
		人		清掃施設	箇所		
	半壊	棟		崖崩れ	箇所		
		世帯		鉄道不通	箇所		
		人		被害船舶	隻		
	一部破損	棟		水道	戸		
		世帯		電話	回線		
		人		電気	戸		
	床上浸水	棟		ガス	戸		
		世帯		ブロック塀等	箇所		
		人					
	床下浸水	棟		り災世帯数	世帯		
		世帯		り災者数	人		
		人		火災発生	建物	件	
非住家	公共建物	棟		危険物	件		
	その他	棟		その他	件		

この被害状況の情報は、災害の発生に際し、当該災害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要について、市町村から県に対して報告されたもの。

第3章 災害応急対策計画
第2節 防災活動

区 分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県			
公立文教施設	千円			市町村	設置日時	日 時 分	
農林水産業施設	千円				解散日時	日 時 分	
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農産被害	千円	市町村名	災害救助法適用	適用日時	日 時 分	
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円			計	団体	
被害総額	千円		119 番通報件数		件		
災害の概況							
応急対策の状況	消防機関等の活動						
	自衛隊の災害派遣	その他					

第3章 災害応急対策計画

第2節 防災活動

(注) 記入要領

項目		記入要領
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを母屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構成部（壁、柱、はり、屋根又は階段）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構成部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

第3章 災害応急対策計画

第2節 防災活動

	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

項目		記入要領	
その他	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
		損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
その他	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
		河川海岸	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
		破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れこむ状態のものとする。

そ の 他	その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	下水道	下水道法（昭和33年法律第79条）第2条第2号に規定する下水道施設とする。
	都市公園等	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
	ガス	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業により供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

第3章 災害応急対策計画

第2節 防災活動

項目		記入要領
り	災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り	災 者	り災世帯の構成員とする。
火	災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 額	公立文教施設	公立の文教施設とする
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部の設置状況	災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。	
消防機関の活動状況	地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。	
自衛隊の災害派遣	自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。	

第3章 災害応急対策計画
第2節 防災活動

様式2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発 生	日時	日 時 分			
	場所				
	原因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死亡 2 行方不明 3 重傷 4 軽傷			
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住所				
	収容先				
	その他参考事項 (応急処置, 情報源, 確認・未確認の別, 世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日	時	分	現在	受信時間	時	分	
発信機関					受信機関			
発信者名					受信者名			
内 容								
避 難 状 況	避難先	地区名	避難の種別及び日時		世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			(高齢者等避難, 避難指示, 自主避難) 日 時 分		世帯	人	屋 内 屋 外	
			(高齢者等避難, 避難指示, 自主避難) 日 時 分				屋 内 屋 外	
			(高齢者等避難, 避難指示, 自主避難) 日 時 分				屋 内 屋 外	
			(高齢者等避難, 避難指示, 自主避難) 日 時 分				屋 内 屋 外	
			(高齢者等避難, 避難指示, 自主避難) 日 時 分				屋 内 屋 外	
			(高齢者等避難, 避難指示, 自主避難) 日 時 分				屋 内 屋 外	
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名		設 置 場 所		収 容 人 数		実 施 機 関	
					重 傷	軽 傷		

第3章 災害応急対策計画
第2節 防災活動

様式4

公共施設被害

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時間	
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 河川	イ 海岸	ウ 貯水池・ため池等
	エ 砂防	オ 治山	カ 港湾・漁港
	キ 道路	ク 鉄軌道	
	ケ 電信電話	コ 電力	サ ガス
	シ 水道	ス 下水道	セ 都市公園等
	ソ 公営住宅等	タ その他()	
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者		(電話)
	被害程度 (概 要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義(中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員 100 人以下又は資本金 1 億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員 50 人以下又は、資本金 5 千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員 100 人以下又は、資本金 5 千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む)を、工業関係には製造業を、その他には、建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は計上しないこと(様式6に計上すること。)

第3章 災害応急対策計画
第2節 防災活動

様式6

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被害数	被害額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 町 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注)備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

第3章 災害応急対策計画

第2節 防災活動

様式7

林野火災被害

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部)	
報告者	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時		月 日 時 分 月 日 時 分		
火元の業 態・用途				事業所名 (代表者名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の 生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽傷	人				
建物の概要	構造	建築面積		m ²		
	階層 / 階建	延べ面積		m ²		
焼損程度	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟	棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	a
り災世帯数				気象状況	℃ m/s %	
消防活動 状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注)第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式8

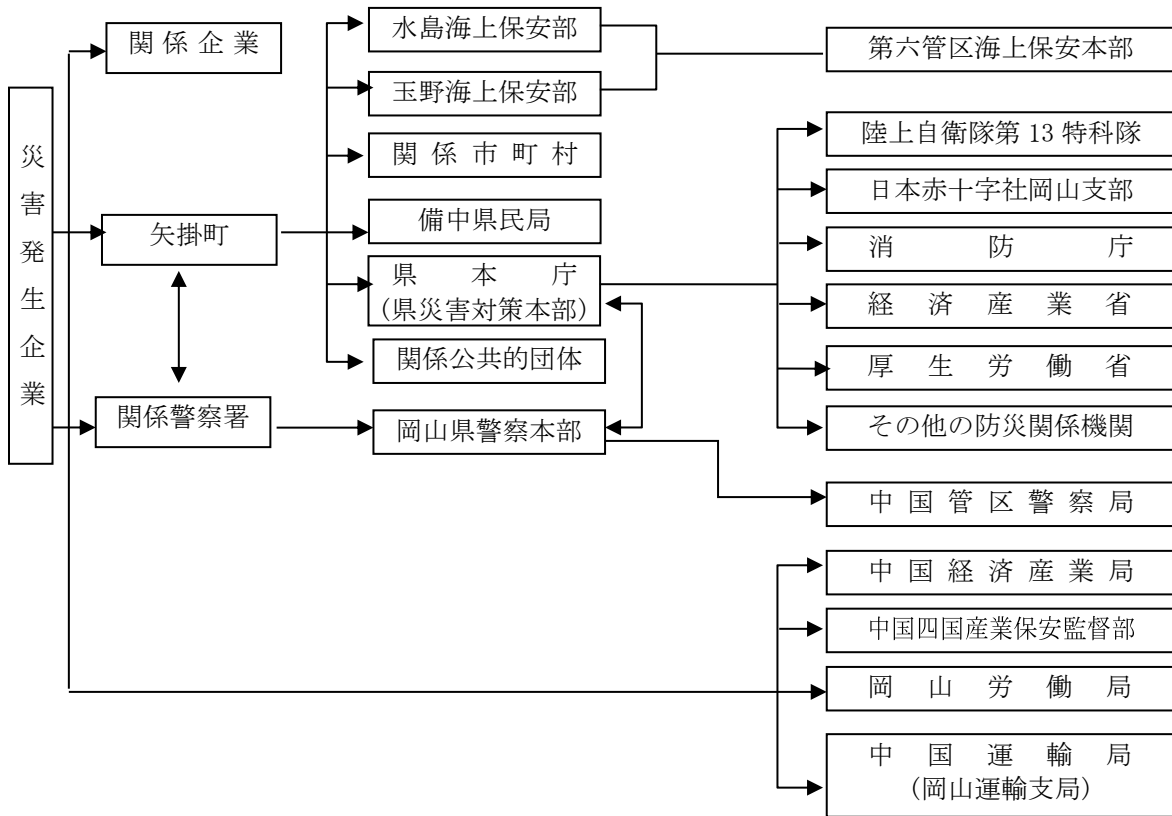
社会福祉施設被害状況

(第 報)

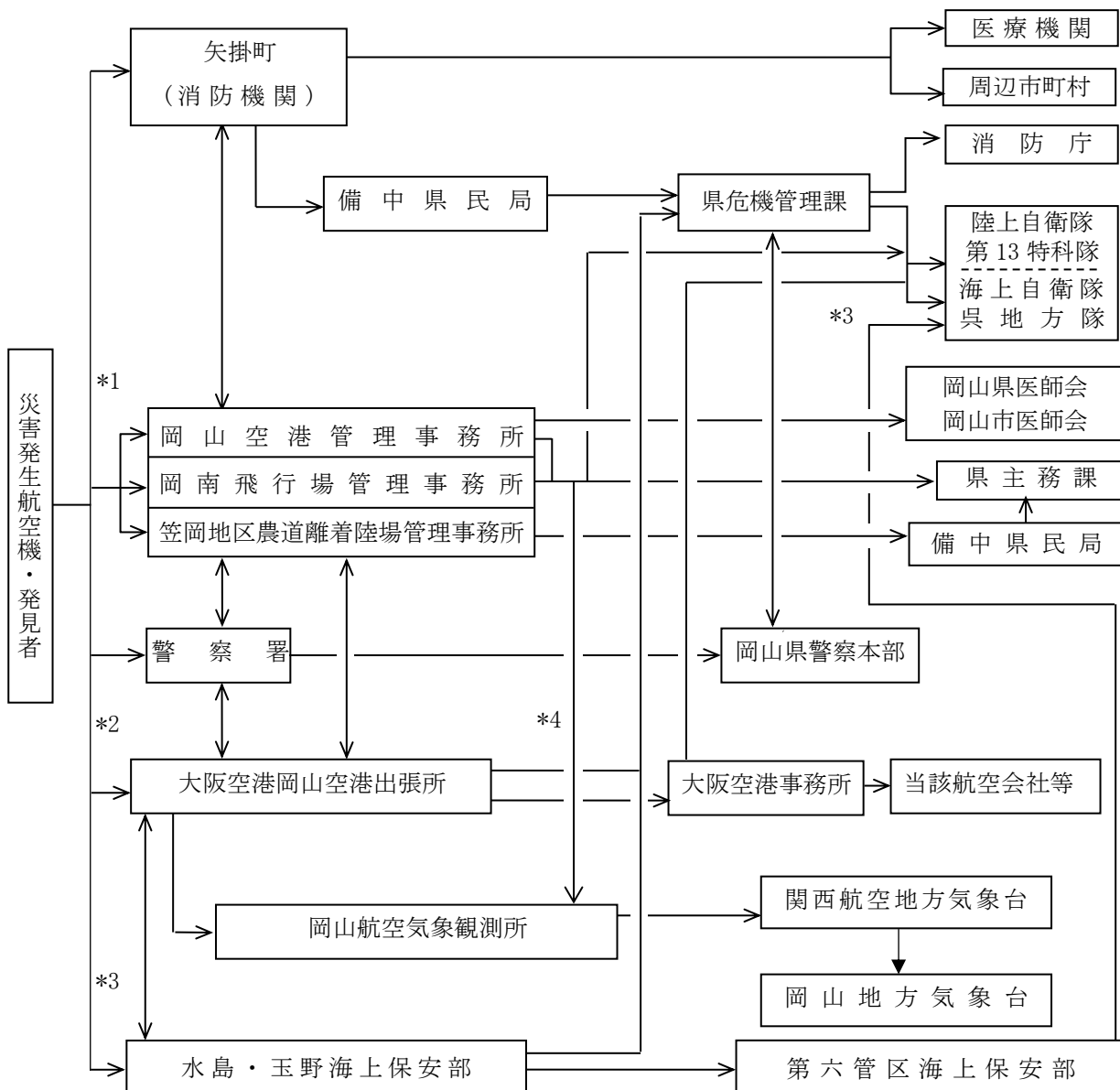
報告の时限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害施設区分	ア 生活保護	イ 身体障害者福祉	ウ 知的障害者福祉
	エ 老人福祉	オ 婦人保護	カ 児童福祉
	キ 保健施設	ケ その他 ()	
発 生	日 時	月 日	時 分
	場 所		
	原 因		
状 況	被害施設名		
	管理者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	人的被害		
	応急対策 の状況		
	復旧見込		
	被害額 (千円)		
	その他 参考事項		

5 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

(1) 陸上の災害



(2) 航空機災害の場合



- *1 各空港又はその周辺で発生した場合
- *2 岡山空港又はその周辺（半径9km以内）で発生した場合
- *3 海上で発生した場合
- *4 岡山空港以外で発生した場合

第8 その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

第3章 災害応急対策計画

第2節 防災活動

第9 災害記録写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また記録保存のためにも極めて重要である。

したがって、災害現場へ出動した際には可能な限り記録写真を撮影することとし、また、災害全般にわたっては総務防災部において記録写真を撮影し、災害応急対策等に活用する。

なお、報道機関及び一般住民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保に万全を期するものとする。

第3節 災害広報及び報道

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

主な実施機関	総務防災課
---------------	--------------

第1 広報の方法

- 1 災害の総合的な広報は、総務防災課（町本部設置時は総務防災部庶務班）が担当する。
- 2 総務防災課以外の各課は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、総務防災課に提出する。
- 3 各災害対策部は、班員を現地に派遣し、記録、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努める。
- 4 総務防災部は、取りまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

第2 広報の方法

1 報道機関

災害関係の予警報をはじめ、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオの報道機関に発表し、迅速、的確な報道について協力を得る。

2 広報車、有線放送、携帯メール等

町は、町民に周知徹底を図るため広報車、有線放送、情報配信メール、ケーブルテレビ、インターネットホームページ、広報紙により迅速的確な広報を行う。

3 広報の内容

①	災害関係予警報等
②	災害発生状況
③	安否情報
④	町民に対する防災、救助、避難等の注意事項
⑤	緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令
⑥	災害応急対策及びその活動の状況
⑦	災害地を中心とする交通規制及び交通情報
⑧	食料、生活必需物資等の供給状況
⑨	ライフラインの復旧状況
⑩	医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
⑪	二次災害に関する情報
⑫	被災者生活支援に関する情報
⑬	その他必要事項

第3章 災害応急対策計画

第3節 災害広報及び報道

第3 災害用伝言ダイヤル

大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、NTTでは、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供を行う。

第4 情報提供媒体に関する配慮

町は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

第5 問合わせ窓口の設置

町は、発災後速やかに、住民等からの問い合わせに対する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第6 外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者として外国人にも十分に配慮する。

岡山県災害時多言語支援センターが設置された場合は、外国人被災者に対し多言語による情報提供が行われるので、外国人に対して適切に情報提供する。

第7 応援協力団体

- 1 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- 2 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- 3 各機関は、災害時に住民に対し必要な情報を伝達できるよう、平常時から報道機関との関係づくりに努める。

第4節 罹災者の救助保護

第1項 災害救助法の適用

主な実施機関	全課
--------	----

制度の内容並びに適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

第1 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県知事が行い（法定受託事務）、町長がこれを補助する。

なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする。

県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁する必要があることがある。

第2 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類と実施者は、本計画の定めるところによる。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町（教育部）
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町（健康子育て部・教育部）
飲料水の供給	7日以内	町（上下水道部）
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	輸送－県本部，調査割当，配分－町（福祉介護部）
医療及び助産救助	14日以内 7日以内	医療班の派遣－県本部，日赤，その他－町（医務部）
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	確保輸送－県本部，調査割当，配分－町（教育部）
被災者の救出	3日以内	町（消防団）
埋葬	10日以内	町（町民部）
生業資金の貸与	1ヶ月以内	対象者選定－町（福祉介護部）貸付決定－県本部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者敷地選定－町（建設部）－県本部又は町（建設部）
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内	同上
死体の捜索	10日以内	町（消防団）
死体の処理	10日以内	町（町民部）
障害物の除去	10日以内	町（建設部）

(注) (1) この実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を町が、また、町実施分を県本部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。

(2) 救助法の実施は、知事が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画による町本部の実施は、町長の補助執行義務に基づいて行うものとする。

(3) 町は救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び地方本部（健康福祉部）に報告又は連絡するものとする。ただし、実施に当たって連絡し、その指示を得る暇のないときは、町限りで実施し、その結果を県本部に報告するものとする。

(4) 実施機関は、災害発生の日からの期限を示す。従ってこの期間内に救助を終了するようにならなければならない。

第3 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、町域の被害が次の各号に該当する災害で、県知事が災害救助法による救助を必要と認めたとき。

(1) 町内において、住家の滅失した世帯数が40世帯以上あるとき。

(2) 被災世帯が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が1,500世帯以上の場合で、前記アの被災世帯数が20世帯以上に達したとき。

(3) 被災世帯が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、町域の住家滅失世帯数が多数であるとき。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

(5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

2 被害計算の方法等

適用の基準となる全滅失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

(1) 住家が滅失した世帯数は、滅失した世帯が1世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯とみなす。

(2) 被災世帯数は、家屋の棟数、個数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。

3 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活の本拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即した決定をする。

4 災害種別については限定しない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、火災等の人災的なものであっても差し支えない。

第4 被害程度の判定基準

被害程度の認定とは、次の各号によって行うものとする。

1 住家

「住家」とは、現実とその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。

法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住するものがない場合は、世帯数としては数えない。

2 世帯

- (1) 生計を一つにしている実際の生活単位をいうものである。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。
- (2) マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱う。
- (3) 会社又は学生の寮等は、全体をもって1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実情を勘案し、個々の生活実態に基づき判断できることとした。
従って、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は別々の世帯として差し支えない。
- (4) 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあるような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。

3 住家の被害

- (1) 住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）
住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- (2) 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊又は半焼」という。）
住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- (3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの（以下「床上浸水」という。）
 - (1) 及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
- (4) 床下浸水
浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。
- (5) 一部損壊
住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。

4 人的被害

- (1) 死者
当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認することはできないが、死亡したことが確実なものをいう。
災害が原因で死亡した者には、従来より、災害時に死亡した者だけでなく、災害により身体に損傷等を受け、それが原因で一定の日時が経過した後に死亡した者も含むこととしている。

(2) 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。

(3) 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。「負傷」のうち「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものをいう。

第5 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法の適用をした場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）の定めるところによる。

第6 町の実施する措置

1 町の実施する応急救助と災害救助法との関係

災害が発生し、又は発生しようとしたときは、町長は町防災計画の定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部長（地方本部健康福祉部経由）に報告するものとする。実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取り扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、町単独の救助として処理するものとする。

（参考）

応急救助の実施と災害救助法適用の時期は、災害の模様及び発生の地区等によって一定ではないが、原則としては災害救助法の適用を現地に示達するまでには、相当の長時間を要する 때가多く、応急救助の実施を先に着手する 場合が多い。

すなわち、広範囲にわたる風水害、震災等においては、災害が発生したときは、直ちに罹災者の救出、避難所の開設、炊出しの実施あるいは医療、助産等の応急救助の実施が必要となるが、災害救助法の適用示達には、通信網等の被害等により相当長時間を要することは必要であるから、災害救助法適用示達の有無にかかわらず必要な応急救助の実施に着手しなければならない。

2 災害発生時の対応

町長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に被害状況を確認し、被災状況が第3の1適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助業務として救助実施する。

3 救助の実施状況の報告

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。

4 被災者台帳の作成

被害状況の確認調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、町長は、速やかに関係部署と協議して、被災者台帳を作成するものとする。

第3章 災害応急対策計画
第4節 罹災者の救助保護

これは救助等の実施記録となるので、救助実施状況を具体的に記載し、整備保管する。

5 罹災証明書の発行

町は、罹災世帯に対して、罹災証明書を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により、罹災証明書の交付ができない場合は、とりあえず（仮）罹災証明書を作成交付する措置をとり、後日速やかに、罹災証明書と取り替えるものとする。

本証明書の発行に当たっては、次の留意を要する。

- (1) 罹災者にとっては、本証明書の交付は本救助のみでなく、以降種々の問題に影響を与えるものであるから慎重を期するものとする。
- (2) 本証明書は、被災者台帳等と照合し、発行に当たっては契印をする等、発行の事実を判然とし、重複発行を避けるよう留意すること。
- (3) 本証明書は、救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当たっては「罹災証明書」の掲示を求めるようにするものとする。

第2項 避難の指示及び避難所の設置

主な実施機関	全課
--------	----

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である町長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ事前に住民の避難誘導を行うなど種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害のある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難方法及び指定避難所の設置について定める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第1 実施責任者

1 避難の指示等

(1) 実施責任者

- ・ 町長（水防管理者）
- ・ 県知事又は県知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法に係る場合）
- ・ 警察官
- ・ 自衛官

2 指定避難所の設置

(1) 実施責任者

- ・ 町長
- ・ 知事（災害救助法が適用された場合）

(2) 町長は、避難者の収容又は搬送を必要とする場合、町のみでは処理できないときは、県本部（保健福祉部）又は事態切迫でその暇がないときは直接隣接市に応援を要請する。

第2 避難の指示等及び報告・通知

1 町長（災害対策基本法第60条第1項）

(1) 指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動

の喚起に努める。

(2) 報告

町長 → (備中県民局) → 知事

2 水防管理者(水防法第29条)

(1) 指示

洪水、雨水出水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(2) 通知

水防管理者 → 井原警察署長

3 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備

「高齢者等避難」を位置付けるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難情報等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

(土砂災害に関する事項)

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

(洪水に関する事項)

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(共通事項)

- (1) 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- (2) 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (3) 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のた

めのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

第3 警戒区域の設定

1 町長（災害対策基本法第63条第1項）

(1) 立入りの制限・禁止，退去

災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，特に必要があると認めるときは，警戒区域を設定し，立入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命じる。

第4 指示の周知徹底

町長は，避難指示の理由，避難先，避難経路及び避難上の留意事項を明確にし，警鐘，放送，防災行政無線（同報系），広報車，伝達員等により伝達する

第5 避難誘導及び移送

1 避難誘導

避難は，原則として地域住民が自主的に行うものとするが，状況によっては県警察及び町が誘導を行う。誘導に当たっては，人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし，負傷者，障害のある人，高齢者，幼児等の避難を優先して行う。

2 住民への避難誘導體制

町は，避難指示等の発令区域・タイミング，指定緊急避難場所，避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際，水害と土砂災害，複数河川の氾濫，複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

町は，災害の想定等により必要に応じて，近隣の市町村の協力を得て，指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 避難の受入れ及び情報提供

町は，指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について，住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう，地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら，あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

町は，避難路，指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し，日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は，指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は，日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して，どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

町及び県は，災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

町は，避難誘導に当たっては，避難場所及び避難路や避難先，災害危険箇所等（浸水想定区域，土砂災害警戒区域等）の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町は，災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお，防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより，災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては，指定緊急避難場所，安全な親戚・知人宅，

第3章 災害応急対策計画

第4節 罹災者の救助保護

ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一般滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

町は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な待避行動を住民がとれるように努める。

町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難情報の伝達に当たっては、町防災行政無線を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、有線放送、戸別受信機、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

4 移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適当となった場合は別の指定避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、平常時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には、必要に応じて、ヘリコプター等による移送を県へ要請する。

第6 指定避難所の設置

1 指定避難所等の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症

第3章 災害応急対策計画

第4節 罹災者の救助保護

対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等についてハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に掲示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、指定福祉避難所を開設する。

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者等の要配慮者のため、指定福祉避難所を設置する。なお、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

町は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

町は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、1に掲げる避難の指示の実施責任者（町長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。また、町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と感染症担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開放に努める。

町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識

等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市町村との間で、災害時における指定避難所設置手続について、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

①	指定避難所の開設・管理責任者，体制
②	開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
③	本部への報告，食料，毛布，仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
④	防災関係機関への通報連絡体制の確立
⑤	シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
⑥	感染症対策を踏まえた運営方法
⑦	その他開設責任者の業務

2 指定避難所の施設設備の整備

町は、指定避難所において貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，非常用電源等の通信機器のほか，空調，洋式トイレ等の入浴設備など，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，避難者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図る。

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，携帯トイレ，簡易トイレ，常備薬，マスク，消毒液，体温計，段ボールベッド，パーティション，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また，備蓄品の調達にあたっては，要配慮者，女性，子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において，あらかじめ，必要な機能を整理し，備蓄場所の確保，通信設備の整備等を進める。また，必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また，授乳室や男女別の物干し場，更衣室の設置に当たり，異性の目線やプライバシー，子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備，必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。

3 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は，公私立学校，公民館，コミュニティハウス等であるが，適当な施設がない場合は，公園，広場を利用して，野外へ建物を仮設し，又はテント等を設営する。この場合，平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握，確認しておく。

4 指定避難所の開設

町は，災害時に必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。町は，災害の規模にかんがみ，必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。また，指定避難所の開設と同時に指定福祉避難所を開設し，要配慮者が安心して避難生活ができるように支援する。指定避難所に指定された施設の管理者は，町と緊密な連絡をとる。なお，町は，避難所を開設する場合には，あらかじめ施設の安全性を確認する。また，被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため，避難所内又は避難所外

第3章 災害応急対策計画

第4節 罹災者の救助保護

に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

町は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

5 指定福祉避難所の開設

町は、災害時に必要に応じ、要配慮者のため、指定福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な指定福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、町、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。

6 宿泊施設提供事業の実施

町は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

7 避難経路の表示

町は、指定避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

8 避難施設の耐震診断

町は、耐震診断結果等に基づき適切な避難所の確保に努める。

第7 指定避難所の運営管理

町は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に町の職員等を配置する。

- 1 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。
- 2 常に町本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- 3 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。
- 4 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。
- 5 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福

第3章 災害応急対策計画
第4節 罹災者の救助保護

社施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

- 6 給食，給水，その他当面必要とされる物資の配給等にあつては，県や他の市町村に対して協力を求めるなど，適切迅速な措置を講じる。
- 7 町は，各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際，指定避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織，避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の市町村に対して協力を求める。また，町は，指定避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立上げを支援する。
- 8 指定避難所における生活環境に注意を払い，常に良好なものであるよう努める。
そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じる。また，避難の長期化等に対応し，プライバシーの確保状況，段ボールベッド，パーティション等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，ごみ処理の状況など，避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努める。
町及び各指定避難所の運営者は，指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために，専門家等との定期的な情報交換に努める。
- 9 町は，必要に応じ，指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに，獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう，連携に努める。
- 10 町は，それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。
- 11 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に，男女別の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品，女性用下着の女性による配布，男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など，性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- 12 町は，指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため，女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する，トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する，照明を増設する，性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど，女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また，警察，病院，女性支援団体との連携の下，被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- 13 町及び県は，災害の規模，被災者の避難状況，避難所の長期化等にかんがみ，必要に応じ，ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- 14 町及び県は，やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努める。
- 15 町及び県は，災害の規模等にかんがみ，必要に応じ，避難者の健全な住生活の早期確保のために，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあつせん及び活用，被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により，指定避難所の早期解消に努める。

第3章 災害応急対策計画

第4節 罹災者の救助保護

- 16 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を県に要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。
- 17 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- 18 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と感染症担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、感染症担当部局は、防災部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

第8 避難体制の明確化

町長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、町防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの指定避難所と経路を明示する。

第9 応援協力関係

- 1 町は、自ら避難者の誘導、移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導、移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- 2 町は、自ら避難所の開設が困難な場合は、他市町村又は県へ避難所開設の応援を要請する。

第10 広域避難

- 1 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 2 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 3 国、県、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- 4 政府本部、指定行政機関、公共機関、県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等の役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第3章 災害応急対策計画

第4節 罹災者の救助保護

第11 広域一時滞在

- 1 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- 2 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

資料編 資料1-13 避難所、主要避難路等一覧

第3項 救助

主な実施機関	総務防災課・消防団
--------	-----------

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるため、その方法等について定める。

第1 救出の方法

町は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分できるよう調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた場合は、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救助活動を行う。

町及び災害現場で活動する消防団、井原地区消防組合、県警察、自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携し、活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。

第2 応援協力関係

- 1 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。
- 2 町が自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ市町村の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。
- 3 災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救助活動を実施し、消防機関等救助を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救助活動を実施する。
- 4 町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第3 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第4項 食料の供給

主な実施機関	健康子育て課・教育課
---------------	-------------------

食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異、食物アレルギー対策にも十分配慮する。

第1 実施方法

1 実施場所

炊出しの実施は、指定避難所（食事をする場所）又はその近くの適当な場所において実施するものとする。

2 炊出しの方法

炊出しは、町がボランティアの協力により、給食施設等既存の施設を利用して行うものとする。なお、炊出し場所には町の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮をとるとともに、必要事項を記録するものとする。なお、記録は様式4-9号に定めるところによるものとする。

3 食料の応急供給

(1) 町は、炊出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

①	<p>米穀</p> <p>事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。</p> <p>米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県本部（生産流通班）に連絡し、県に確保を要請する。</p> <p>県本部（生産流通班）へは、次の事項を連絡するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町名 ・災害地区名 ・給食人員及び必要な応急米の概数
②	<p>その他食料</p> <p>食品販売業者等との協定等に基づき調達する。</p>

(2) 町は、(1)による方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省政策統括官に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。

4 炊き出しその他による食料の給与

(1) 町は応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

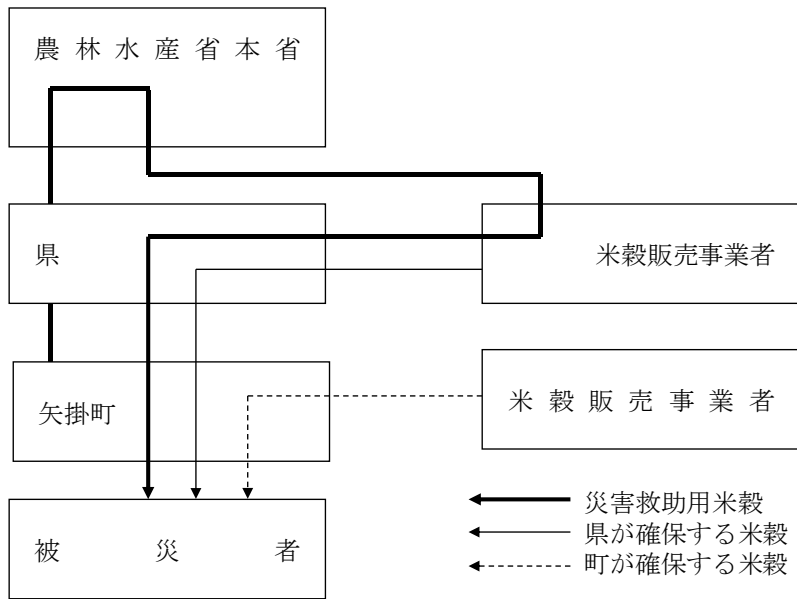
(2) 炊出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

(3) 町は、炊出し用米穀を、必要に応じ、米穀販売事業者から確保するが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

5 炊き出し用として給食する場合の経路（各機関）

(1) 調達

[応急用米穀]



6 応援協力関係

町において炊出しその他による食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、直接隣接市又は県に応援等の要請をするものとする。炊き出し用米穀については、確保が困難な場合は、県に申請し売却決定通知を受け実施する。

応援等の要請において明示する事項

(1) 炊出しの実施

所要食数（人数）、炊出し期間、炊出し品送付先、その他

(2) 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他

7 食品衛生

町本部は、炊出しに当たっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

(1) 炊出し施設は、給食施設又は公民館、寺社等の既存施設を利用するほか、これが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんかい汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。

(2) 炊出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。

(3) その他感染症の発生予防に十分配慮すること。

第2 その他

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

資料編

2-22~25 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

2-26 災害時における支援協力に関する協定

2-27 災害時における応急生活物資供給等に関する協定

2-28 災害救助物資の調達に関する協定

2-42 災害時における物資供給に関する協定

第5項 飲料水の供給

主な実施機関	上下水道課・総務防災課
--------	-------------

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。また、物資等が円滑に供給されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

第1 給水方法

- 1 飲料水の確保が困難な地域においては、臨時給水所を設置し、給水車で搬送のうえ給水する。
- 2 町内の水源での対応が困難であるときは、非被災市町村、日本水道協会岡山県支部又は県に対して給水等の実施等を要請する。
- 3 ろ過水器による給水
自衛隊その他関係機関に依頼し、湖沼水、河川水又は汚染度の少ない井戸水等をろ過しあるいは化学的処理を加えて、給水を行うものとする。

第2 応援協力関係

町のみで対処できない事態となったときは、他市町村、日本水道協会岡山県支部又は県に対して給水等の実施又は要員、給水資機材の応援を要請する。

第3 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第6項 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

主な実施機関	福祉介護課
--------	-------

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるため、その方法について定める。なお、生活必需品等の供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異にも十分配慮する。

第1 生活必需品の給与又は貸与の方法

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を、給与又は貸与する。

第2 生活必需品の供給活動の実施

1 生活必需品の調達

事前の備蓄物資又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。町で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行う。調達を行ったものについては、物資調達台帳に記入し、整理する。

2 生活必需品の輸送

福祉介護課は、町において調達し、又は県から給付を受けた生活必需品を指定の集積地に集め輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送を依頼する。

第3 応援協力関係

町は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。

第4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

資料編	<p>2-22～25 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定</p> <p>2-26 災害時における支援協力に関する協定</p> <p>2-27 災害時における応急生活物資供給等に関する協定</p> <p>2-28 災害救助物資の調達に関する協定</p> <p>2-39 災害時におけるダンボール製品の供給に関する協定</p> <p>2-42 災害時における物資供給に関する協定</p>
-----	---

第7項 医療・助産

主な実施機関	健康子育て課・矢掛病院
--------	-------------

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるのでその方法を定める。

なお、災害救助法が適用された場合は、町長は知事の補助執行機関としてこれを行う。

第1 救護班及び医療班の編成等

1 救護班及び医療班の編成基準

(1) 救護班

医師、薬剤師、看護師、事務職員、診療車を有するときは運転手をもって編成する。班長は、医師をもって定める。

(2) 医療班

医師、補助者（看護師を含む。）をもって編成する。

第2 実施の方法

1 医療、助産

(1) 町長は、救護班及び医療班を編成して医療及び助産に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。

(2) 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

(3) 医薬品、輸血用血液製剤を確保し、必要に応じ、搬送する。

(4) 救護班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検案の体制が整うまでの間は、死体検案に協力する。

2 救護班及び医療班の派遣による方法

災害現地において医療の必要があるとき、町長は町防災計画の定めるところにより、現地に救護班又は医療班を派遣して行う。

3 医療機関による方法

医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なとき、町長は災害地の医療機関又は町長が収容委託した病院（診療所）に移送収容して治療を行う。

4 県からの応援等

(1) 町長は、当該地域の機関によっては、十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、県地方本部にその旨を連絡するなど、他機関の応援を求めて実施するものとする。

(2) 連絡を受けた県地方本部は、応急措置のため保健師その他の職員を派遣するとともに県本部に連絡する。

(3) 県本部は、上記の連絡を受けた場合、必要と認めるときは、県本部において直接実施するか、若しくは日赤県支部、県医師会、その他関係機関に応援要請の手続をとる。

第3章 災害応急対策計画

第4節 罹災者の救助保護

第3 応援協力関係

- 1 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。
- 2 町は、町内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- 3 町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第4 被災者の心のケア

町は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、県に他都道府県に対してDPADの派遣を求めるよう要請する。

第5 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する町及び各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第8項 遺体の捜索・検視・処理・埋火葬

主な実施機関	町民課
---------------	------------

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋葬を行う必要があるため、その方法について定める。

第1 遺体の捜索

町は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

第2 検視・遺体安置場所の確保

町は、あらかじめ選定した検視・遺体安置場所を確保する。

第3 遺体の検視、処理

- 1 町は、警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。
- 2 町は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。
 - (1) 医療機関等の協力により、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - (2) 遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋葬等の処置をするまで一時保存する。

第4 遺体の埋火葬等

町は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋葬に当たっては、次の点に留意する。

①	身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬又は火葬とする。
②	身元が判明しない者の埋葬等は、行旅死亡人としての取扱いとする。

第5 応援協力関係

- 1 町において、自ら遺体の捜索、処理、埋葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の捜索、処理、埋葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- 2 県は、遺体の搬送等について町から要請を受けたときは、(一社)岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。また、県は、災害救助法が適用された災害が発生した市町村から要請を受けたときは、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。

第6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第9項 防疫・保健衛生

主な実施機関	町民課・健康子育て課
--------	------------

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫活動を実施する必要があるため、その方法について定める。

第1 実施期間

災害時における防疫業務は、町が行うものとする。ただし、著しく激甚な災害等のため、町においては十分な防疫活動ができない場合は、県本部に要請する。

第2 防疫活動組織

1 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、町は県本部、日赤、医師会、その他関係機関の協力を求めるものとする。

2 防疫班の編成

町は、防疫実施のため、防疫班を編成する。

第3 防疫措置等

町長は、当該事項を実施するものとする。

1 町は、県が実施する被災者の検病調査、健康診断、衛生指導に協力する。

2 消毒等

被災した家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

3 仮設トイレの設置

指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。

4 ねずみ、昆虫等の駆除

汚物堆積地帯その他に対し、殺虫・殺そ剤を散布する。

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給

「第5項 飲料水の供給」に準じて実施する。

6 患者等に対する措置

感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関、その他適当な医療機関への入院を勧告する等の県の指示により措置を講ずる。

7 指定避難所の防疫

避難者の健康状況の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

第3章 災害応急対策計画

第4節 罹災者の救助保護

8 臨時予防接種等

県の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者の連絡等をする必要がある場合は、県に対して応援を要請する。

9 動物の管理

被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

10 その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

第4 要配慮者への配慮

高齢者、障害者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。

第5 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

第6 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

第7 救護所の設置

被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

第8 応援協力関係

1 町は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。

2 町は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

3 町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に参加する。

第10項 廃棄物処理等

主な実施機関	町民課
--------	-----

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬，処分することにより，生活環境の保全を図ることについて定める。

第1 組織体制の整備等

1 情報の収集，連絡

町は，廃棄物処理施設の被害状況，災害廃棄物等の発生量，収集運搬体制，仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し，必要なものについて，県へ報告を行う。

2 組織体制の整備

町は，あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき，被災後，直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

建設業協会，一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体など協定に基づき協力・支援要請を行う。

3 必要に応じ，長期的な観点から，処理の月別振興計画，処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

第2 災害廃棄物処理実行計画の作成

町は，発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に，災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し，具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

第3 一般廃棄物の処理等

1 仮設トイレ等し尿処理

町は，被災者の生活に支障が生じないように，し尿のくみ取りを速やかに行うとともに，仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生の初期段階では断水や下水道，浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり，その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

なお，仮設トイレの設置に当たっては，要配慮者にも配慮するとともに，管理に必要な消毒剤，脱臭剤等を確保する。

また，仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い，し尿運搬車両等により収集し，原則として処理施設により処理する。

2 道路・河川上のごみ等は，町が指定する処理場へそれぞれの管理者が運搬し，町が処理する。この収集処分については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

第4 災害廃棄物の処理

町は，災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また，町内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は，近隣市及び県に広域支援を要請する。

第3章 災害応急対策計画
第4節 罹災者の救助保護

1 損壊家屋の解体・撤去

町は、所有者の申請に応じ、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

2 収集運搬

町は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

3 仮置場

町は、被害状況を反映した発生推計量を基に必要面積の見直しを行う。

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。

また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。

4 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、町は、復興計画や復興事業の進捗に併せて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類ごとの性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

5 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが可能な処分先の確保を行う。

6 環境対策、モニタリング

町は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

7 広域的な処理・処分

町は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。

広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

8 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

町は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的にを行い、保管又は早期の処分を行う。

第5 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

町は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物

や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

第6 死亡獣畜等収集処理の方法

死亡獣畜は、原則として死亡獣畜処理場において処理する。ただし、死亡獣畜処理場において処理することが困難な場合は、町長の指示により、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

第7 応援協力関係

- 1 町は、大量の災害廃棄物発生に備え、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う。地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、県及び町は、災害廃棄物処理対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- 2 町は、1の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合及びごみの仮置場を確保できない場合は、必要により県の応援を要請する。
- 3 町は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- 4 町は、ごみの仮置場を確保できない場合は、県有地の提供などの協力を県に要請する。
- 5 町は、協力・支援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。
- 6 県、町及び廃棄物事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

第11項 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去

主な実施機関	建設課
--------	-----

災害により住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった世帯に対する住宅の仮設あるいは、自力で応急修理ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理する。

第1 応急仮設住宅の供与

1 建設による供与

- (1) 町は、県と連携し、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、建設予定場所台帳を基に速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。
- (2) 建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間移住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校教育活動に十分配慮する。
- (3) 相当数の世帯が集団的に移住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。
- (4) 応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。また、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去処分を速やかに実施する。

2 借り上げによる供与

県より住宅の借り上げの依頼があった場合は、町内の民間賃貸住宅を借り上げる。

3 公営住宅等のあっせん

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

第2 住宅の応急修理及び障害物の除去

町が直接又は建設業者、土木業者に請け負わせて実施する。

住居内の障害物の除去は、自らの労力、機械器具を用い、又は土木業者等に依頼して行う。

なお、災害救助法の規定に適合するものについては、県が行うが、迅速な実施をする必要がある場合には、知事から町長への委任事項として、町が実施する。

第3 要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の建設等に努める。その際、可能な限り避難前のコミュニティが維持できるように配慮し、高齢者・障害者のみの入居エリアを作らないようにする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第3章 災害応急対策計画

第4節 罹災者の救助保護

第4 応急仮設住宅の運営管理

適切な運営管理を行うなかで、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入れに配慮する。

第5 応援協力関係

- 1 町において応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急処理の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- 2 町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第12項 文教災害対策

主な実施機関	教育課
--------	-----

災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の免除、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な計画を定める。

第1 被害状況、休業措置等の報告

1 臨時休校等の措置

災害時には、校（園）長は、常に気象情報等に注意するとともに、町教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講じる。

2 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等に基づき教育委員会へ報告する。

第2 教育施設の確保

1 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- (1) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ、危険建物の撤去、応急措置を行う。
- (2) 火災による被災建物であって、木造建物で全焼又は主要構造材が炭化以外の被災建物は、残余の部分の床、壁体、天井、建具を修理の上、建物周囲の片付けを行い児童生徒等を収容する。なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士（構造技術者）が構造上の安全を確認後、上記の修理を行い一時的に使用する。
- (3) 火災以外の被災建物で、大破以下の被災建物は応急修理の上、使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の指示により水平力及び積載荷重並びに構造上の安全の確認を行った後使用する。
- (4) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不可能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- (5) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

第3章 災害応急対策計画
第4節 罹災者の救助保護

2 臨時校（園）舎

災害により臨時校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- (1) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。
- (2) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
- (3) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。
- (4) 校（園）長は、授業再開までに、通学路の安全の確保等を行う。また、職員や保護者との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。なお、他府県等に疎開中の児童生徒等への周知については、県本部を通じて、報道機関に依頼する。

第3 児童生徒の就学援助措置等

1 授業料の免除

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、資力の有無にかかわらず物品販売業者の一時的混乱のためこれら学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒に対し、町は必要最小限の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

2 教科書・学用品等の給与

- (1) 町は、自ら学用品等の給与実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
- (2) 知事が災害救助法を適用した場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行令に基づき、県保健福祉部と連携をとり迅速な措置を講じる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。
- (3) 学用品の種別

児童、生徒へ調達確保する学用品は、おおむね次のとおりとする。

①	教科書
②	文房具
③	通学用品

(4) 学用品の調達・割当及び配分手続

① 調達

- ・教科書については、所要冊数を岡山県教科図書販売（株）を通じて取り寄せ、配本する。
- ・学用品等は最低必要量を確保し、臨時授業所に急送する。

② 割当て

県から「学用品支給基準」の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒側に「学用品割当台帳」により割り当てる。

③ 給与券の発行

町は、物資の割当てをしたときは、給与券を各小学校児童及び中学校生徒別に作成し、本人（父兄）に交付する。

第3章 災害応急対策計画

第4節 罹災者の救助保護

④ 支給

町は、受領書と引き換えに学用品を小学校児童及び中学校生徒別に支給する。

3 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、町は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

4 避難所が開設された場合

学校等への避難が行われた場合、初期段階において、避難場所である学校等の教職員は避難所運営（学校の開閉等）に関する対応を行う。

第4 応急教育の実施

1 教員の確保

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 同一町内操作

学校内で解決できないときは、学校長が町本部に派遣の要請を行い、教育委員会は、管内の学校内において操作する。

(3) 同一支部内操作

町内で解決できないときは、県本部に教職員派遣の要請をする。

2 臨時休校（園）等の措置

施設被害又は児童生徒等及び教員の被災の程度によっては、校（園）長の判断により、臨時休校（園）や学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに、町本部を通じて岡山教育事務所へ報告する。

また、臨時休校の対応策として、夏休みの振替授業等により、授業時間を確保すること及び教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施について、適宜検討する。

3 疎開児童生徒等への対応

校（園）長は、避難所に告示板等を設けて、又は教職員を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続の方法を知らせる。

4 学校の再開

校（園）長は、授業再開までに、通学路の安全の確保等を行う。

また、職員や保護者との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。なお、他府県等に疎開中の児童生徒等への周知については、県本部を通じて、報道機関に依頼する。

第5 社会教育施設等の保護

社会教育施設等の被災については滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめる。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士による構造上の安全を確認の上で使用する。

第6 文化財

災害により町指定の文化財がき損又は滅失した場合は、矢掛町文化財保護条例により町教育委員

第3章 災害応急対策計画
第4節 罹災者の救助保護

会に届け出る。

応急修理については、文化財としての価値を損なうおそれがあるので、国、県の技術指導により実施するものとし、町指定の文化財については矢掛町文化財保護条例により、補助金の申請、交付を行う。

第7 応援協力関係

町は、自ら学用品等の給与を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達について応援を要請する。

第5節 交通規制

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を各道路管理者、県警察と協力し、実施する。

主な実施機関	建設課
--------	-----

第1 道路等の応急措置

- 1 町その他道路管理者は、道路等に被害が生じた場合、その状況に応じて応急工事の実施により交通の確保を図る。
- 2 町長等は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設の管理者に、直ちに応急措置を取るよう通報する。

第2 交通規制の実施

1 県公安委員会、県警察による交通規制

- (1) 災害時には、その状況に応じて災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な実施及び一般交通の安全を図るため、通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

①	災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。
②	道路及び橋梁の被害（通公可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における交通の禁止、制限等の交通規制を行う。
③	その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

- (2) 災害時において、災害応急対策等が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、関係機関と連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請する。

- (3) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

2 道路管理者による交通規制

- (1) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。
- (2) 災害の発生するおそれがある場合又は、災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- (3) 道路法に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したいときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明確に記載した道路標識を設置する。
- (4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

第3章 災害応急対策計画

第5節 交通規制

(5) 復旧に当たっては、可能な限り復旧の予定時期を明示する。

3 知事による指示

知事は、2(4)の措置に関し、道路管理者である岡山市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、広域的な知見から指示を行う。

4 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、機関及び理由を相互に通知する。

5 交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限するときは、法令に基づき、禁止又は制限の対象・区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において支持する等の措置を講じる。なお、一部の道路の通行禁止又は制限する場合、適当な迂回路を設定し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

6 広報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報版を始め、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第3 緊急通行車両の確認

災害応急対策等を実施するため町は、緊急輸送を確保するため交通規制が行われている場合で、必要な人員及び物資等を緊急に輸送する必要があるときは、県公安委員会又は備中県民局に申請し、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

第4 応援協力関係

町は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることが出来ない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

第6節 輸送

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を行う。

主な実施機関	総務防災課・建設課
---------------	------------------

第1 輸送力の確保

- 1 輸送力の確保は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるうち最も適切な方法によるものとする。

①	トラック、バス等による輸送
②	自衛隊派遣による輸送力の確保
③	人夫等による輸送

第2 各輸送関係機関の措置

県下のトラック、バス輸送業者、西日本旅客鉄道株式会社等輸送関係機関は、応急対策実施機関の要請を受けたときは、所要の措置を講じ、輸送力の確保に努めるものとする。

第3 緊急通行車両の確認

町は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

第4 輸送拠点の確保

- 1 町は、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性を考慮しながら、輸送拠点及び確保すべき輸送施設（道路等）について把握し、これらを調整することにより、緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 2 町は、施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

第5 応援協力関係

- 1 町は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ郵送活動の実施または自動車等の確保について応援を要請する。
- 2 町及び県以外の各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、1に準じ中国運輸局を始め、一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

第3章 災害応急対策計画

第6節 輸送

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて、一般社団法人岡山県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、県を通じて実施する。

- 3 町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等との物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- 4 町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第6 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送又は車両等の借上げ費用は、国土交通省の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか実費の範囲内とする。なお、官公署及び公共的機関所有の車両については、燃料費負担程度の費用とする。

第7節 電気・通信サービス・ガス・水道の供給

電気、通信サービス、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を行う。

主な実施機関

総務防災課・上下水道課・中国電力(株)岡山支社・中国電力ネットワーク株式会社・西日本電信電話株式会社(岡山支店)・L Pガス販売事業者・L Pガス協会・支部

第1 電気施設応急対策計画

[中国電力(株)岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社]

1 災害における応急工事等

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備、及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

2 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民生安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等、各設備の災害状況及び被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

3 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

4 災害時における広報宣伝

(1) 感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し以下の事項を十分PRする。

①	垂れ下がった電線には、絶対さわらない。
②	浸水家屋については、屋内配線、電気器具等再使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認したうえで使用する。
③	外へ避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。

(2) 災害発生時における住民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電気施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

(3) 上記の(1)及び(2)については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、戸別受信機、PR車等により直接当該地域へ周知させる。

5 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動のために警察や消防機関等から送電停止の要請があった場合は、適切な予防措置を講じる。

6 復旧予定時期の明示

第3章 災害応急対策計画

第7節 電気・通信サービス・ガス・水道の供給

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

7 応援協力関係

電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。

応急工事が実施困難な場合、資機材・要員の確保について、他の電気事業者の応援を要請する。

第2 電気通信施設応急対策計画

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]

平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

電気通信施設の応急対策については、町・県及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

1 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、被災状況等の情報連絡、通信の確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、現地の支店及び本社に災害対策本部を設置し、これに対処する。

2 通信の確保と措置

(1) 通信の確保

- ① 超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置
- ② 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等再使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認したうえで使用する。
- ③ 応急用町内・光ケーブル等による回線の応急措置
- ④ 移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

(2) 一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

(3) 非常通話、非常電報の優先

非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電話サービス契約約款・電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(4) 公衆電話の無料化

災害による停電時に、カードが使用できなくなり、コイン詰まりが発生し利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。

3 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資材等を確保し、速やかに実施する。

4 応急復旧等に関する広報

第3章 災害応急対策計画

第7節 電気・通信サービス・ガス・水道の供給

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、NTTビル前等掲示、広報車又はマスコミ等を通じ、広報を行う。

5 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引続き、県、町、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。

第3 ガス

[LPガス販売事業者・エルピーガス協会・支部]

1 災害時における応急工事

ガス事業者は、災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。

2 災害時におけるガスの保安

ガス事業者は、ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏洩の危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講じる。

①	ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講じる。
②	ガス導管の折損等によってガス漏洩の危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講じる。
③	中国四国産業保安監督部、県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

3 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講じる。

4 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第4 水道

1 応急給水の実施

町は、水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復前の暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

この場合において、災害発生後は避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握したうえで要配慮者に配慮した、きめ細やかな給水を実施する。

2 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

(1) 管施設は、その多くが道路などの地下に埋設されていることから、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることに鑑み、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を図る。

第3章 災害応急対策計画

第7節 電気・通信サービス・ガス・水道の供給

(2) 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定書締結等）に努める。

(3) 施設の復旧に当たっては、各地域の復旧予定時期等を地域住民に周知するよう努める。

(4) 日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、水道災害相互応援要綱を策定しており、県下市町村相互の支援体制を整備しているため、必要に応じて他市町村に支援を要請する。さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他県への協力支援を要請する。

3 水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が混入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知する。

4 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

5 応援協力関係

町は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合、日本水道協会岡山県支部、県、非被災市町村に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受け渡し場所、期間を明示する。

第5 下水道施設応急対策計画

町は、町が管理する下水道施設について、次の対策を講じるが、住民と密着している避難所等に接続する、特に重要な管渠ルートの確認や幹線管路のバックアップシステムなどについても検討する。

1 管渠施設

管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、施設の正確な被害状況の把握が必要である。このため、日頃から下水道台帳の整備や資機材の調達に努め、発災時における迅速な被害状況の把握に努める。

調査結果を分析し、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、漏水等による地表面の陥没などによる二次災害の発生を防止する。

2 下水処理場、ポンプ場施設

発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講ずる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設沈殿池での処理などにより、応急的な機能確保を図る。

3 災害時の協力体制

町は、被害の状況によっては、県へ人員や資機材の支援要請を行うとともに、他の市町村への相互支援の依頼について要請する。

第8節 防災営農

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を行う。

主な実施機関	建設課・産業観光課
--------	-----------

第1 農地及び農業用施設に対する応急措置

1 農地

町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。

2 排水機

町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

3 ダム・ため池

町及び土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認められたときは、取水・放流管を解放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

4 用排水路

町は、洪水時には、取水樋門等の操作、水路の水量調整、決壊防止のための応急工事等を行い、水路の溢水防止に努める。

5 頭首工

町及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

第2 農作物に対する応急措置

1 災害対策技術の指導

町及び農業協同組合等農業団体は、県と一体となって、県が被害の実態に即し樹立した災害対策技術の指導を行う。

農作物について被害が発生したときは、農業団体と協同して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

2 種子（稲）の確保

県は、岡山県穀物改良協会等において、種子もみの供給が困難な場合は、被害の少ない一般ほ場から種子の用に供することが適当な種子もみの確保に努める。また、他府県等に対し、岡山県穀物改良協会等へ種子もみの分譲を依頼し、その確保に努める。

3 病虫害の防除

町及び農業協同組合等農業団体は、県と一体となって、病虫害の異常発生、又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るための対策について、具体的な防除の実施を指導する。

第3章 災害応急対策計画

第8節 防災営農

第3 家畜に対する応急措置

1 家畜の管理

町は、県が行う災害発生に伴う家畜の管理についての指導に協力する。

2 家畜の防疫

町は、県が実施する畜舎等の消毒、家畜への予防注射等について協力し、必要に応じ、畜舎等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

第4 林産物に対する技術指導

1 災害対策技術指導

町は、県が実施する種苗生産者、森林所有者に対する技術指導に協力する。

2 風倒木の処理指導

町は、県が実施する森林所有者に対する風倒木の処理指導に協力する。

3 森林病中等の防除

町は、県が実施する森林所有者に対する森林病中等の防除活動の技術指導に協力する。

第5 応援協力関係

1 農業用施設に対する応急措置

(1) 町及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合、県を通じて中四国農政局へ移動ポンプの貸与を依頼する。

(2) 町は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市に応援を要請する。

第9節 水防

洪水等に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

主な実施機関	総務防災課・建設課・消防団
--------	---------------

第1 水防活動

1 平常時における水防活動の体制整備

町は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

2 水防団体等の出動

町は、水防警報が発表される等水防上必要があると認めたときは、町及び県の水防計画の定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

3 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

ため池管理者においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

4 ダム、ため池、水門等の操作

ダム、ため池、水門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて、門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協力体制を構築するよう努める。

5 水防活動

河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておく危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

6 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

7 避難のための立退き

洪水、雨水出水等の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示しなければならない。立退きの指示をする場合は、井原警察署長にその旨を通知しなければならない。

8 従事者の安全確保

水防管理者は、洪水・雨水出水等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従

第3章 災害応急対策計画
第9節 水防

事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

第2 湛水排除

町及び土地改良区は、河川堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、町は、排除ポンプにより排除を実施し、直ちにこれに応急措置を施す。

第3 応援協力関係

1 水防活動

- (1) 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求める。
- (2) 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- (3) 水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。
- (4) 県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「岡山県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築する。
- (5) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努める。

第10節 流木の防止

貯木場に所在する木材は、洪水等によりいったん流出するとその危害は極めて大きくなることも予想されるので、その安全を確保するための貯木場における措置及び流木に対する措置を行う。

主な実施機関	総務防災課・建設課・産業観光課・消防団
--------	---------------------

第1 貯木場における措置

1 公共管理者が管理する貯木場

公共管理者が管理する陸上の貯木場については、当該管理者が、貯木場の利用者に対し、木材を整理、緊縛させ、木材の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては出入口に流木止め設備を張り巡らせ、木材の場外流出を防止するよう勧告する。

2 民間貯木場

町等の関係機関は、必要があると認めるときは、所有者、占有者等に対し、木材の流出防止につき必要な措置を講じることを警告、指導する。

第2 流木に対する措置

1 木材の所有者、占有者は、事故の木材が流木となった場合は、直ちにこれを安全な場所に除去するなど、被害の軽減に努める。

2 河川流域内に漂流する流木及び湛水又は浸水地域に漂流する流木については、河川管理者及び町は、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去させ、所有者が不明な場合はこれを安全な場所に除去するなど、被害の軽減を図る。

第3 応援協力関係

河川管理者及び町は、流木の除去活動の実施が困難な場合は、県を通じて自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要請する。

第11節 雪害対策

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。

主な実施機関	総務防災課・建設課・消防団
---------------	----------------------

第1 情報の伝達

町及び県は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び町の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、道路情報については、降雪予測及び降雪状況により必要に応じて道路利用者へ提供する。

第2 道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪、凍結に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

また、道路管理者は、事前に凍結防止剤の散布を行う等、交通機能への支障を軽減する対策を事前に実施する。

第3 除雪体制の整備

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び町は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

第4 応援協力関係

- 1 町は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
- 2 応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第12節 集団事故災害対策

交通事故，爆発，有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ，日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において，総合的な救急体制を確立し，救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

主な実施機関	全課
--------	----

第1 矢掛町集団事故災害対策本部の設置

交通事故，爆発，有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ，関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合，町長は，町災害対策本部を設置する。

- 1 町長は，自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して町災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。
- 2 町災害対策本部は，事故現場に近く，かつ，通信連絡に便利な場所に設置する。

第2 矢掛町集団事故現地災害対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

- 1 災害現場での救助
- 2 現場付近での応急手当
- 3 負傷者の分類
- 4 収容医療施設の指示
- 5 医療施設への搬送
- 6 死体の処理

第3 事故発生時における措置

1 事故発生責任者（企業体等）

- (1) 事故発生後直ちに町，消防組合，警察署に通報するとともに自力による応急対策を行う。
なお，必要に応じて，その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 現地災害対策本部が設置された場合は，当該事故発生責任者の代表は，これに参加し救急及び防災活動を行う。

2 町の措置

- (1) 町長は，通報その他により事故の発生を覚知したときは，直ちに町災害対策本部を設置し，関係機関に協力，応援を要請するとともに，矢掛病院に協力を求める。
- (2) 町長は，町災害対策本部を設置したときは，知事（危機管理課）に通報する。
- (3) 町長は，事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は，当該知識を有する者に対し，協力を要請する。

3 消防組合，警察署及び空港出張所の措置

- (1) 通報その他により事故の発生を覚知したときは，直ちに町長に通報するとともに，所定の応急活動を実施する。

第3章 災害応急対策計画
第12節 集団事故災害対策

(2) 町災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

- 4 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置
町長の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

第4 応援協力関係

関係機関は、町の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第13節 自衛隊の災害派遣

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

第1 災害派遣部隊等の活動範囲

1 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

2 避難者の誘導、輸送支援

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

3 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

6 道路又は水路の応急復旧

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

7 診療、防疫の支援

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

9 炊飯及び給水の支援

炊飯及び給水を行う。

10 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の除去等

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

12 その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

第3章 災害応急対策計画
第13節 自衛隊の災害派遣

第2 災害派遣要請等手続き

1 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

知事等は、収集した被害情報及び町の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

また、自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。

①	災害の状況及び派遣を要請する事由
②	派遣を希望する期間
③	派遣を希望する区域及び活動内容
④	その他参考となるべき事項

2 町長の派遣要請の要求

(1) 町長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 町長は、(1)によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

第3 派遣要請後の措置

町長は、部隊の派遣を受けたときは、次の措置を講じて部隊の作業を援助し、災害派遣要請の目的を達するよう努める。

- 1 部隊と応急措置に従事する消防団、その他地元地区民との協調を図る。
- 2 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- 3 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。
- 4 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業方の機関と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- 5 ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、ヘリポートを準備する。

第4 撤収要請依頼

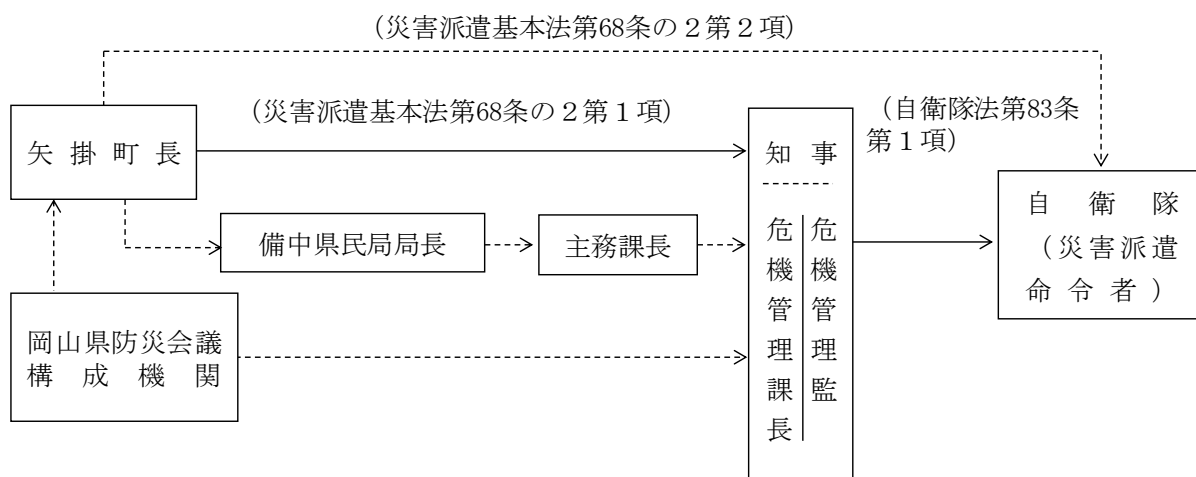
町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

資料編 資料3-1 災害派遣要請要求書
資料3-2 撤収要請依頼書

第3章 災害応急対策計画
第13節 自衛隊の災害派遣

第5 災害派遣要請等手続系統

1 災害派遣要請等手続系統



2 連絡方法 NTT電話0868-36-5151 (内線237 夜間等は302)

FAX0868-36-5151 (内線238)

防災行政無線6440-031 (事務室)

6440-038 (宿直室)

6440-039 (3科・FAX併用)

第6 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。
- 3 海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- 4 その他災害に際し、上記1～3に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第7 災害派遣部隊の受入れ

町長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- 1 派遣部隊との連絡職員を指名する。
 - (1) 町長は、部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。
 - (2) 連絡担当者は、部隊の受入及び作業について現地における町の責任者として、県の現地責任者と連携を密にして、県・部隊及び長との連絡に当たる。
- 2 部隊と応急措置に従事する消防団、その他地元地区民との協調を図る。

第3章 災害応急対策計画
第13節 自衛隊の災害派遣

- 3 応援を求める内容，所要人員及び資機材等の確保について計画を立て，部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- 4 部隊が到着した場合は，部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して，作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- 5 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は，他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を，災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

連隊規模：約 15,000 m²

師団等規模：約 140,000 m²

- 6 ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は，次の点について準備する。

①	基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。 なお，この際，土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。
②	着陸地点には，基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに，ヘリポートの近くに上空から風向，風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
③	ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは，あらかじめ撤去する。
④	砂塵の舞い上がるときは散水し，積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
⑤	ヘリポート付近の住民に対して，ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
⑥	物資を搭載する場合は，その形状と重量を把握し，事前に自衛隊と調整を行う。
⑦	離着陸時のヘリポートには，関係者以外を立ち入らせないようにする。

第8 災害派遣に伴う経費の負担区分

- 1 町長は，部隊の派遣を受けたときは，自衛隊の救援活動に要した経費を負担する。
 - (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地，建物等の使用料及び借上料
 - (2) 派遣部隊の宿営，救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。），水道料，汚物処理量，電話料等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
 - (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達，借上げ，その運搬，修理費
 - (4) 県等が管理する有料道路の通行料
- 2 経費の負担区分について，疑義が生じた場合又はその他必要経費が生じた場合は，その都度協議して決定する。

第14節 広域応援及び雇用

大規模な災害が発生した場合、町だけでは、対応が不十分となることが考えられるため、防災関係機関等に対する応援の要請や必要な要員の雇用について定める。

なお、町は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「応急対策職員派遣制度」により、速やかに応援体制を整える。

主な実施機関	総務防災課
---------------	--------------

第1 他市町村等に対する応援要請

- 町長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

矢掛町が応援を要請された場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

- 県及び町は、「応急対策職員派遣制度」により岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。
- 県及び町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、県及び町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- 町長の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。
ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

①	被害状況
②	応援を要する救助の種類
③	応援を要する職種別人員
④	応援を要する期間
⑤	応援の場所
⑥	その他応援に関し必要な事項

第2 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、町長の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

①	派遣を要請する理由
②	派遣を要請する職員の職種別人員
③	派遣を必要とする期間
④	その他職員の派遣について必要な事項

第3章 災害応急対策計画
第14節 広域応援及び雇用

第3 労務者等の雇用

1 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。

2 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

①	罹災者の避難
②	医療及び助産における移送
③	罹災者の救助
④	飲料水の供給
⑤	救助用物資の支給
⑥	遺体の捜索及び処理

3 奉仕団等の協力

奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、町に自発的に協力して関係業務に従事する。

①	赤十字奉仕団
②	青年団
③	婦人会
④	自主防災組織，町内会，自治会
⑤	大学，高等学校（学生，生徒）
⑥	職業訓練校（訓練生）

第15節 ボランティアの受入及び活動支援計画

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、町、県、県・町社会福祉協議会、日本赤十字社岡山県支部等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、町、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

主な実施機関

福祉介護課

第1 応急対応

1 町の措置

町本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、矢掛町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

2 町社会福祉協議会の措置

町社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、町の要請に基づき、必要と判断した場合は、町災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、町と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

①	被災地のボランティアニーズの把握
②	ボランティアの受付及び登録
③	ボランティアのコーディネート
④	ボランティアに対する具体的活動内容の指示
⑤	ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
⑥	ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
⑦	ボランティア活動の拠点等の提供

第3章 災害応急対策計画

第15節 ボランティアの受入及び活動支援計画

⑧	ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの派遣要請
⑨	その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

町災害ボランティアセンターが被災により機能を十分に果たせない場合、その近隣市町の社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び町災害ボランティアセンターと協議の上、近隣市町村災害ボランティアセンターを設置し、町災害ボランティアセンターの機能の一部又は全部を担う。

3 専門ボランティアの受入及び派遣の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。

4 ボランティアの健康に関する配慮

- (1) 町、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。
- (2) 町、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。
- (3) 町、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と感染症担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

5 その他

県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と県及び町の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第16節 義援金品等の募集・受付

災害が発生した場合、各方面から町等に対して寄託される義援金品等の募集・受付・配分等について定める。

町は、町社会福祉協議会、民生児童委員協議会等の協力により、災害義援金品の募集及び配分を実施する。

主な実施機関	総務防災課・福祉介護課・町民課
---------------	------------------------

第1 募集

1 町域内に大災害が発生した場合

募集については、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ、一般住民に呼びかけるとともに、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及び県に協力を求める。ただし、個人から募集する援助は、原則として義援金のみとする。

2 県内及び他の都道府県に大災害が発生した場合

町は関係機関と協議し、それぞれの機関を通じて義援金品の拠出を呼びかける。

第2 集積

募集に基づき、あるいは任意提出される義援金品の集積は、次の方法によるものとする。

1 各家庭から募集したときは、町内会、自治会あるいは民生委員協議会等の組織で、各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積するものとする。

2 小中学校生徒あるいは工場における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受けるものとする。

3 個人等で募集配分期間に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受け、その都度又は一定期間にまとめてそれぞれ単位機関別に指定した場所に集積するものとする。

4 1によるときは拠出者名簿を、2によるときは義援金品引継書を、また、3によるときは義援金品受領書を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管するものとする。

第3 引継ぎ

募集期間で受け付け募集した義援金品の輸送及び引継ぎは、次の方法によるものとする。

1 義援物資の引継ぎ

集積した義援金品は、町において荷造りし、被災地を所管する配分機関に送付するものとする。ただし、集積物資が少なく輸送等まとめて行うことが適当な場合においては、県単位機関において、一括配分機関に引き継ぐものとする。

2 引継ぎの記録

義援金品の引継ぎに当たっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておくものとする。

第3章 災害応急対策計画

第16節 義援金品等の募集・受付

第4 義援金品の管理

義援金及び義援物資は、次の方法により町において管理するものとする。

1 金銭の管理

現金は、町の歳入歳出外現金として、会計管理者が保管管理するものとする。

2 てん末の記録

義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕するものとするが、輸送その他に要する経費は、それぞれの実施機関において負担するものとする。

ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金品の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は整備保管しておくものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、住民の意見を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

- 2 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の市町村等に対し、職員の派遣その他の協力を求める

第2項 被災者等の生活再建等の支援

主な実施機関	全課
--------	----

町は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 4 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- 5 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- 6 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努める。
- 7 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的生活再建の支援を行う。
- 8 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。
- 9 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- 10 応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。
- 11 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化のため、町は、県や関係機関の後方支援を受け、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアを中長期的に実施する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

- 1 2 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。
- 1 3 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 1 4 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 1 5 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- 1 6 平常時から、住民の基本情報と住所の地理情報とを連携させた防災対策に活用できる住民情報の基盤を作るとともに、被災後の被害の調査から罹災証明書発行後までの各種支援業務フローを整理するなどして、上記の生活再建支援策等を被災直後から迅速に実施できるよう体制整備に努める。

第3項 被災中小企業の復興の支援

主な実施機関	産業観光課・総務防災課
---------------	--------------------

県及び町は、被災中小企業の復興に向け、商工会等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

- 1 岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に中小企業相談窓口を設置し、発災直後から相談対応を行う。

また、商工会が設置する相談窓口で支援制度についての情報提供を行う。

- 2 被災企業の現況や関係機関（国・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて被災企業対策会議を開催する。
- 3 セーフティネット保証4号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業者を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱を開始する。

第4項 公共施設等の復旧・復興計画

主な実施機関	総務防災課・健康子育て課・福祉介護課・建設課・教育委員会
--------	------------------------------

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

このため、復旧計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。

また、町は県警察と連携し、復旧・復興事業について暴力団排除活動の徹底に努める。

[災害復旧事業の種類]

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
 - (9) 公営住宅等災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設，病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第1 公共施設等の復旧・復興計画

- ◎ 公共施設等の復旧・復興計画
- 基本方向の決定
 - 迅速な復旧事業計画の作成
 - さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

1 基本方向の決定

町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても検討する。

2 迅速な復旧事業計画の作成

町は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

3 さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

町は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。

また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、復興計画を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成に当たっては次の点に留意する。

(1) 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

(2) 土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用

計画の実施に当たっては、土地区画整理事業や都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。

(3) 被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、復興計画のスムーズな実施に努める。

(4) 学校の復興とまちづくりの連携

町及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

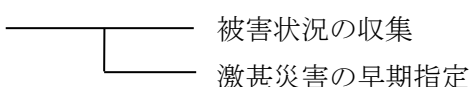
第5項 激甚災害の指定に関する計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

第1 基本方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚法に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続であることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

第2 対策

- ◎ 激甚災害の指定に関する計画 

1 被害情報の収集

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、町及び県においては、国の早期指定のためにも、各種施設ごとの正確かつ迅速な情報の収集を行う必要がある。

(1) 町

町においては、町内の被害状況の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

(2) 県

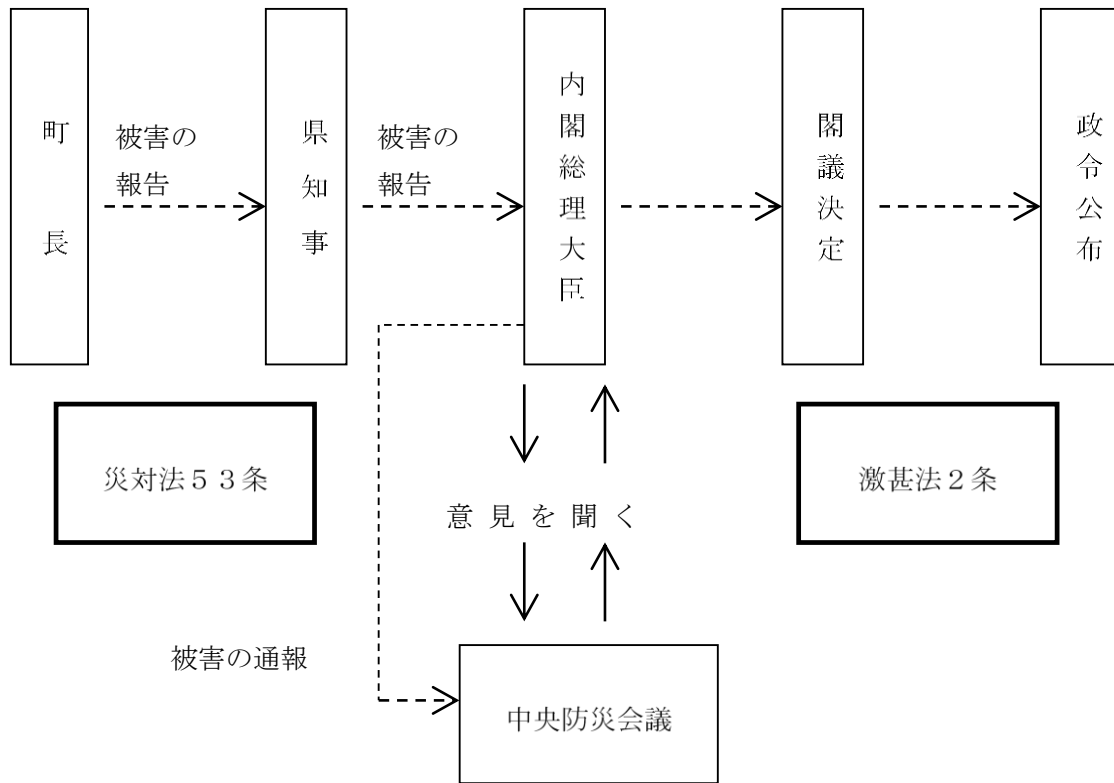
各部局はそれぞれが所管する公共施設等に関する被害状況の収集に努め、その被害の程度を速やかに知事に報告するとともに、その指示に従い、激甚法等において規定する事業種別に、被害額、復旧事業に要する負担額その他必要な事項について調査する。

2 激甚災害の早期指定

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、ある市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局激」がある。県がその被害状況を勘案し、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、町は、県及び国との連絡調整に努め、早期指定に向けて協力する。

第4章 災害復旧・復興計画
第1節 復旧・復興計画

(激甚災害指定フロー)



第2節 財政援助等

第1項 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

主な実施機関	関係各課
--------	------

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係各課は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

第1 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

- ◎ 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画
- 法律等により一部負担又は補助するもの
 - 激甚災害に係る財政援助措置

1 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

(1) 法律

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑨ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- ⑩ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ① 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- ② 都市災害復旧事業国庫補助
- ③ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下この項において「激甚法」という。)に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることになっており、その対象は次のとおりとなっており、町及び県は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - ⑪ 感染症予防事業
 - ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内，公共的施設区域外）
 - ⑬ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に対する特別の助成
 - ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助措置
 - ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - ⑤ 水防資機材費の補助の特例
 - ⑥ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - ⑦ 公共土木施設，公立学校施設，農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2項 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

主な実施機関	関係各課
--------	------

第1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

1 天災資金

大規模自然災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

2 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

第2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

町及び県は、被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

- 1 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。
- 2 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。
- 3 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。
- 4 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。
- 5 町及び中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。
- 6 岡山県中小企業支援資金融資制度等による支援拡充を図る。
- 7 国、県及び町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。
- 8 町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第3 住宅関連融資等

町及び県は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による次の資金の融通が適用される場合は、住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、

第4章 災害復旧・復興計画

第2節 財政援助等

災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

- 1 災害復興住宅資金
- 2 地すべり等関連住宅資金
- 3 宅地防災工事資金
- 4 産業労働者住宅資金
- 5 マイホーム新築資金
- 6 リフォームローン

第4 更生資金

1 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市町村は災害援護資金の貸付けを行う。

2 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

3 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童、寡婦に対して、県は、母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

第5 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

第3項 低所得者及び生活困窮者に対する住居対策

主な実施機関	福祉介護課
--------	-------

第1 低所得世帯に対する住宅融資対策

低所得世帯あるいは母子世帯及び寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者で、住宅を補修し、又は被災を免れた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金の貸付けを行う。

- 1 災害援護資金
- 2 生活福祉資金の災害援護資金
- 3 母子福祉資金の住宅資金
- 4 寡婦福祉資金の住宅資金

第2 生活困窮者に対する施設収容対策

災害により住宅を失い、又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、生活困窮者等で社会福祉施設の入所施設に収容することが適当な者について、次の方法により、収容するものとする。

1 収容施設別対象者

施設への収容者は、次の条件に該当するものとする。

(1) 保護施設

- ① 生活困窮世帯であること。
- ② 扶養者がいない者であること。

(2) 老人福祉施設

- ① 原則として65歳以上の高齢者であること。
- ② 生活困窮世帯であること。
- ③ 居住において援護を受けることができないものであること。

(3) 児童福祉施設

- ① 生活困窮世帯であること。
- ② 母子生活支援施設にあつては、母子世帯であること。その他の施設にあつては、児童のみの世帯又は児童を養育することのできない世帯であること。

2 入居手続

町長は、罹災者のうち社会福祉施設へ収容する必要を認めるときは、備中県民局長へ連絡し、次の手続により収容するものとする。

(1) 保護施設

備中県民局長は、所定の調査をし、施設長と連絡して収容するものとする。

(2) 老人福祉施設

備中県民局長は、所定の調査をし、施設長と連絡して収容するものとする。

(3) 児童福祉施設

母子生活支援施設にあつては、備中県民局長は、所定の調査をし、施設長と連絡して収容するものとし、その他の施設にあつては、所管児童相談所長に通報し、児童相談所長が

第4章 災害復旧・復興計画
第2節 財政援助等

所定の調査をし、適切な施設に収容するものとする。

資料編 資料1-18 災害被災者援護制度

第4項 義援金品等の配分計画

主な実施機関	福祉介護課
---------------	--------------

町、県及び日本赤十字社、報道機関等の義援金収集体は、配分委員会を組織し、当該災害に係るすべての義援金の使用・配分について協議するものとし、風水害等対策編第3章第16節「義援金品等の募集・受付」を準用するものとする。

第3節 復興本部の設置及び復興計画の策定

主な実施機関 全課

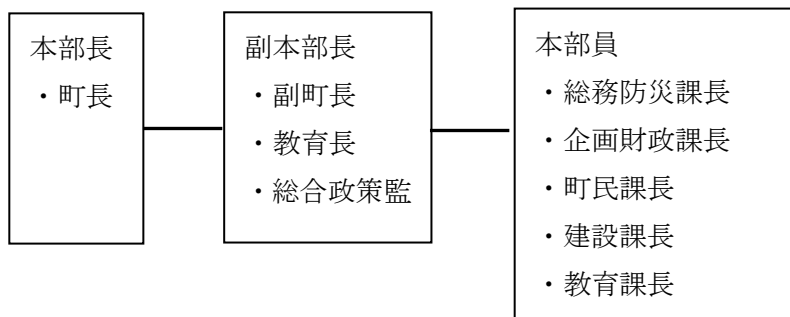
1 復興本部

(1) 復興本部の設置

町は、大規模な災害により、地域が壊滅的あるいは甚大な被害を受け、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興本部を設置する。

(2) 復興本部の組織

矢掛町復興本部の組織は、以下を基本構成とする。また、災害の状況に応じ、本部長が必要と認めるものを本部員として追加して指名することができる。



2 復興計画の策定

町は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」第10条に基づく復興計画を作成することができる。

復興計画は、県及び国の復興基本方針に即して、県と共同で作成することができる。

なお、県や国、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

また、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。更に、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

(1) 復興計画の区域

(2) 復興計画の目標

(3) 復興計画の期間

(4) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

(5) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

(6) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第4節 義援金品等の配分

主な実施機関 総務防災課・福祉介護課・会計課

1 義援金品等の配分

引継ぎを受け、又は受付けた義援金品は、次の方法によって配分するものとする。

(1) 配分の基準

配分の基準はおおむね次のとおりとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

① 一般家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	1 / 2
床上浸水世帯	1 / 2

② 無指定金銭

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む。）	1
重傷で障害が相当残る程度の者	1 / 2
その他重傷者	1 / 3
全失世帯	1
半失世帯	1 / 2
床上浸水世帯	1 / 3

(注) (1) 床上浸水10日以上の子帯にあつては、物資、金銭とも半壊の基準によるものとする。

(2) 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

(2) 町における配分

県及び町で受けた義援金品は(1)に定める基準を参考にして、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。なお、各世帯別配分に当たっては「衣料品、生活必需品その他物資供給計画」に定める配分手続に準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので、実情に即して適宜その手続を変更して差し支えないものとする。

(注) 死亡者、負傷者に対する金銭の配分は、その者の住所で行うものとする。(他市町村で死亡した者でも関連災害の場合は、その者の住所で配分することがある。)ものとする。

(3) 配分の時期

配分は、できる限り受け又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が少量、小額時の配分は、世帯別配分を不可能にし、かつ、労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したときに行う等配分の時期には、十分留意して行うものとする。

ただし、腐敗、変質のおそれがある物資については、速やかに適宜の処理をするように常に配意して扱うものとする。

第5章 原子力災害対策

第1節 放射性物質等災害予防対策

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

町及び放射性物質取扱事業者は、放射性物質に係る事故等を予防し、万一の事故の際には、地域住民に対して放射線の影響が及ぶことのないよう、あらかじめ予防体制を整備する。

第1 放射性物質取扱事業者の措置

- 1 関係法令に基づく適正な取扱・管理・運搬等を行うための保安規程の整備等，保安体制の整備に努める。
- 2 保有又は使用している放射性物質の性状・取扱上の注意事項について防災関係機関への情報提供を行うなど，平素から連絡調整を行う。
- 3 万一の事故に備え，消防その他関係機関との通信連絡体制を確立するとともに，事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。

第2 町の措置

町は，県及び防災関係機関と，放射性物質による事故等の連絡通報体制を整備する。

第2節 放射性物質災害応急対策

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

医療用、工業用及び発電用の放射性物質の取扱いによる事故や放射性物質の発見等事故の発生、又は、そのおそれがある場合、地域住民の安全を確保するため、放射性物質取扱事業者（所有者、占有者、発見者等を含む。）及び防災関係者等の初動体制を確立し、相互に緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害の拡大を防止するとともに、事後対策に必要な措置を定める。

第1 対象とする事象

1 放射性物質を取り扱う事業所に係る事故等

放射性物質を取り扱う事業所における事故及び輸送中の事故により、当該放射性物質が飛散、漏えい又はそのおそれがある事態を生ずることをいう。

2 放射性物質の発見

金属スクラップ等に混入した放射性物質がスクラップ取扱事業者等の管理する場所において見つかること等をいう。

第2 事故等の応急対策

1 放射性物質取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等が行う措置

(1) 連絡通報体制

事故等が発生し、その影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがあるときは、原子炉等規制法又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける場合、事業所等は、その定めるところにより、直ちに関係機関への通報を行う。

また、放射性物質の発見者等は、「放射性物質の取扱上の事故の発生時における情報の収集及び伝達の系統」により、直ちにいずれかの関係機関に通報する。

(2) 被害の拡大防止

ア 消火その他の事故の鎮静化措置

イ 立入制限区域の設定による被ばくの防止

ウ 放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止または汚染の拡大防止

エ 放射線に被ばくした者の救護及び除染

オ その他放射線障害の防止に必要な措置

2 町が行う措置

町は、国、県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講じる。

(1) 事故の状況把握と周辺住民への情報提供

ア 事故の様態に応じた避難の指示等

イ 事故の鎮静に必要な消火その他の措置

ウ 被ばく者の救助等

エ 汚染の拡大防止及び除染

第5章 原子力災害対策
第2節 放射性物質災害応急対策

(2) 地域住民に対する広報

なお、上記の措置の実施が困難なときは、県へこれらの措置の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

第3節 避難者等受入れ対策

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

町は、中国電力（株）島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の事故による原子力災害時において、広域的な避難が必要となる場合に備え、円滑に避難経由所・避難所を開設、運営し、避難者の方々の安全・安心を確保する必要があるため、「原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル【島根原子力発電所事故対応】（以下「避難経由所・避難所運営マニュアル」という。）」を作成する。

第1 連絡体制

発電所において、事故・トラブル等が発生した場合、島根県が、事故、災害の状況、避難準備等に関する情報連絡を岡山県に行くこととしている。岡山県は必要に応じて町へ島根県からの情報連絡を伝える。

なお、町は松江市（避難元）との円滑な連絡調整を行うことができる体制を構築し、災害時には松江市（避難元）の連絡員の派遣を受け入る。

第2 避難者受入手順

町は、避難経由所・避難所運営マニュアルの避難者受入手順に沿って、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所を開設し、受入体制を整える。

第3 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の管理・運営主体

避難開始当初は、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の開設・管理、避難住民の誘導など受入業務については、岡山県及び町が主体的に対応する。

第4 避難経由所の開設・運営

避難経由所は初期段階における避難所運営の負担軽減、渋滞緩和等のために設け、避難者は、社会福祉施設入所者等を除き原則、直接避難所ではなく、避難経由所へ向かう。

避難所は、避難経由所での集結状況により段階的に順次開設する。

避難経由所の開設・運営方法については、避難経由所・避難所運営マニュアルに準ずる。

第5 避難所の開設、運営・管理、撤収

避難所の開設は、原則として、町の担当職員が、避難所の管理者及び職員に対し、できる限りの協力を要請しながら、連携して実施する。

避難開始後、避難元の松江市による運営体制に移行するまで町が運営する。

避難者の次の避難先への移転等避難所生活の必要性がなくなると撤収を検討する。

第6章 事故災害対策

第1節 事故災害予防対策

第1項 道路災害予防対策

主な実施機関	総務防災課・建設課・産業観光課
--------	-----------------

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止し、道路交通の安全を確保するため、県、県警察と協力し、次の対策を講じる。

第1 道路防災対策

- 1 道路管理者等の実施機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。
- 2 災害時の緊急活動を円滑に実施するため、国道、県道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点間のアクセス強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。
- 3 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

第2 トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備えた、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

第3 交通管理体制の整備

町、県、井原警察署等は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、井原警察署は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努めるとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。

第4 情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第5 道路危険区域の点検

地すべり、崩土及び落石のおそれのある地区、路肩軟弱及び路面損壊の箇所、河川水衝部土石流発生のおそれのある地区を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

第6章 事故災害対策

第1節 事故災害予防対策

第6 道路危険地区に対する措置

道路災害発生のおそれのある危険地区に対しては、防災工事の促進を図るとともに、被害箇所には適切な応急措置を実施する。

第7 道路通行規制の実施

災害時における道路災害を予防するため、道路交通に支障を及ぼす事態が発生又は予想されるときは、直ちに道路の通行の禁止又は制限を実施する。

道路通行規制を実施したときは、道路利用者に対する広報、関係機関の意見聴取等を行い、交通の円滑を図る。

第8 道路交通安全施設の整備

- 1 事故多発危険地域における原因を調査し、道路整備と事故防止施設の整備拡充を図る。
- 2 交通安全施設等の設備事業を推進する。
- 3 公安委員会等による合理的な交通規制を推進するとともに、危険物輸送車両の安全の確保に関する指導を強化する。

第9 交通安全意識の普及徹底

- 1 町交通安全対策協議会の活動により、交通安全の普及徹底を図る。
- 2 各種報道機関の活用、講習会の実施、広報紙等により啓発する。
- 3 学校における交通安全教育の普及徹底を図る。

第10 交通事故等に対する救急体制の整備，確立

- 1 救急業務処理体制の整備を図る。
- 2 医療機関との連携を強化し、救急医療体制の整備確立を図る。

第2項 鉄道災害予防対策

主な実施機関	総務防災課・企画財政課
--------	-------------

災害時における鉄道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

第1 鉄道交通の安全のための啓発

井原鉄道（株）は、踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

第2 鉄道の安全な運行の確保

井原鉄道(株)は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

①	大雨等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等の実施
②	異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施
③	防護無線その他の列車防護用具の整備
④	建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実
⑤	乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容に関する教育成果の向上
⑥	乗務員及び保安要員に対する科学的な適性検査の定期的な実施
⑦	トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検
⑧	災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのある時の線路の監視

第3 鉄道車両の安全性の確保

井原鉄道（株）は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。

- 1 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上
- 2 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実
- 3 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映

第4 鉄道交通環境の整備

井原鉄道（株）は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。

- 1 軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備
- 2 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備充実

第5 通信手段の確保

井原鉄道(株)は、事故災害時重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努める。

第6章 事故災害対策

第1節 事故災害予防対策

第6 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

井原鉄道(株)は，災害応急対策と災害復旧へ備えるため，次の事項の実施に努める。

- 1 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化
- 2 事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備
- 3 施設，車両の構造図等の資料の整備

第7 再発防止対策の実施

井原鉄道(株)は，警察，消防等の協力を得て，事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに，安全対策に反映し，同種事故の再発防止に努める。

第3項 大規模な火災予防対策

主な実施機関	総務防災課・消防団
--------	-----------

大規模な火災の発生の防止や、大規模な火事による災害から町民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備の整備を図る。

第1 災害に強いまちの形成

- 1 町は、避難路、指定緊急避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、用水等を消火水利として活用するための施設の整備等により、災害に強いまちづくりを進める。
- 2 町は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。
- 3 町は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

第2 防災知識の普及

町、県及び公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

第3 消火活動関係

- 1 町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- 2 町は、平常時から消防組合、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- 3 町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4項 林野火災の防止対策

主な実施機関	総務防災課・産業観光課・消防団
--------	-----------------

町民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

第1 林野火災予防意識の啓発

町は、山火事予防協議会等へ積極的に参加し、関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図るとともに、山火事防止について、随時一般の注意の喚起に努め、毎年火災の多発する11月から4月頃にかけて「山火事防止運動期間」と定め啓発活動を行う。

①	広報紙、新聞等によるPRを実施する。
②	広報車による巡回啓発、立看板等により広報啓発等を実施する。
③	ポスター・チラシ等を印刷配付する。
④	教育機関における防火意識の徹底、標語募集による防火意識の啓発等を実施する。

第2 警報伝達の徹底

- 1 町は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知しなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、町火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。
- 2 町、県及び消防機関は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、岡山地方気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を受け受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。
- 3 町は消防組合と連絡を密にし、乾燥注意報、火災気象通報を受け受したときは、消防団に連絡するとともに、広報車、有線放送等の確実な伝達により、地域住民への周知を図る。

第3 火入れ指導の徹底

町長は火入れに当っては、森林法第21条を厳守させるとともに、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。

第4 巡視、監視の強化

町は消防組合等の協力を得て、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、及び山火事多発期間中（11月～4月）、彼岸、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入りする時期には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

第5 森林の防火管理の徹底

- 1 森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。
- 2 町及び県は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

第6章 事故災害対策

第1節 事故災害予防対策

第6 消防設備の整備

- 1 町は、林野火災用消防水利（防火水槽，簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。
- 2 町及び県は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

第7 ヘリコプターによる空中消火体制の整備

町は、消防組合と連絡を密にし、県から資機材を借り受けようとするときは、岡山県林野火災対策用空中消火運用要綱に定める手続きにより、ヘリコプターによる空中消火を積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施に努める。

第5項 危険物等保安対策

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

危険物（石油類等）、毒物・劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、県、消防組合等の防災関係機関は、保安意識の高揚、取締まりの強化、自主保安体制の強化を図る。

第1 事業者の自主保安体制の確立

- 1 事業者は法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。
- 2 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため、点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。
- 3 自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。
- 4 漏えい、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。
- 5 石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

第2 輸送対策

- 1 容器、積載方法等の基準遵守を指導強化する。
- 2 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、消防その他関係機関による予防査察及び取締りを行う。

第3 消火薬剤の緊急輸送対策

関係事業所等における消火剤の保有状況等の実態を把握するとともに、消防組合の化学消防車その他化学消防設備の有効利用について日頃から連携を密にし、緊急輸送体制の確立を図る。

第4 保安意識の高揚

町及び県は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

第5 保安の強化

- 1 町及び県は、関係法令の定めるところにより、危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。
- 2 町は、井原地区消防組合と連携し、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

第6 事故原因の究明

町、県及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

第6章 事故災害対策

第1節 事故災害予防対策

第7 危険物等の大量流出時の対策

- 1 危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。
- 2 危険物等が大量に流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。
- 3 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

資料編 1-11 危険物・高圧ガス大量保有事業所

第8 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第6項 高圧ガス保安対策

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、県及び消防組合等の防災関係機関は、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の強化を図る。

第1 事業者の自主保安体制の確立

- 1 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。
- 2 事業者は、自主保安体制の整備に努める。
 - ・ 従業者に対する保安教育の実施
 - ・ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
 - ・ 地域防災協議会の育成
- 3 事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等防火・消火設備を整備する。

第2 保安意識の高揚

- 1 高圧ガス保安法等関係法令の周知
- 2 保安講習会、研修会の開催
- 3 高圧ガスの取扱指導
- 4 高圧ガス保安活動促進週間の実施

第3 保安指導の強化

- 1 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費その他の取扱いについて、高圧ガス取締法に基づき、県が実施している規制業務の実施を把握し、災害防止の指導に努める。
- 2 ボイラー及び圧力容器の製造及び取扱いについて、労働安全衛生法に基づき、岡山県労働基準局が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。
- 3 火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて、火薬類取締法に基づき、県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。
- 4 関係行政機関との緊密な連携

第4 事故原因の究明

町、県及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

第5 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

第6章 事故災害対策
第1節 事故災害予防対策

第6 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

資料編 資料1-11 危険物・高圧ガス大量保有事業所

第7項 火薬類保安対策

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、県及び消防組合の防災関係機関は、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の強化を図る。

町は、中国四国産業保安監督部及び県と協力して、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

第1 事業者の自主保安体制の確立

- 1 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。
- 2 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

- ・ 従業者に対する保安教育の実施
- ・ 防災訓練等の実施
- ・ 定期自主検査の実施と責任体制の確立

- 3 事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

火災が発生する、保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になったときに備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。

第2 保安意識の高揚

町及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

- 1 火薬類取締法等関係法令の周知
- 2 保安講習会、研修会の開催
- 3 火薬類の取扱い指導
- 4 危害予防週間の実施

第3 保安指導の強化

町及び県は、関係法令の定めるところにより、火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

- 1 製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化
- 2 製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進
- 3 関係行政機関との緊密な連携

第4 事故原因の究明

町、井原地区消防組合、県及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

第6章 事故災害対策

第1節 事故災害予防対策

第5 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

第6 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第8項 爆発・火災等労働災害予防対策

主な実施機関	関係事業者・総務防災課
--------	-------------

大規模な爆発、火災等の労働災害の原因となる災害について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の定めるところにより、その防止を図る。

第1 関係設備の安全確保対策

関係事業者は、ボイラー及び圧力容器の安全確保に関する自主的な予防対策を実施する。

第2 酸素欠乏等による災害予防対策

関係事業者は、酸欠症及び硫化水素中毒による災害を防止するため、自主的な防災対策を実施する。

第3 関連調整事項

関係事業者は、ボイラー及び圧力容器による災害の予防対策の実施に当たっては、日本ボイラー協会と一体となって、自主的な安全確保対策を促進する。

第2節 事故災害応急対策

第1項 道路災害対策

主な実施機関	建設課
--------	-----

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合、適切な応急措置について定める。

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 1 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 町は、人的被害の状況を県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

第2 応急活動及び活動体制の確立

- 1 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じる。
- 2 関係機関は、第3章「災害応急対策計画」第1節「防災組織・防災体制」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

- 1 道路管理者は、町の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。
- 2 町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- 3 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。
- 4 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章「災害応急対策計画」第12節「集団事故災害対策」により活動を実施する。

第4 道路、橋梁等の応急措置

- 1 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。
- 2 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。
- 3 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

第6章 事故災害対策
第2節 事故災害応急対策

第5 応援協力関係

- 1 町は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。
- 2 被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、県を通じて（一社）日本自動車連盟に協力を要請する。
- 3 町は、応援要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第6 その他

1 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第2項 鉄道災害対策

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 1 大規模な鉄道事故が発生した場合、井原鉄道(株)は速やかに事故の発生を町及び関係機関に連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 町は、人的被害の状況を県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

第2 応急活動及び活動体制の確立

関係機関は、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

- 1 井原鉄道(株)は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関を始め各機関に可能な限り積極的に協力する。
- 2 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。
- 3 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章「災害応急対策計画」第12節「集団事故災害対策」により活動を実施する。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

井原鉄道(株)は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。

第5 災害復旧活動

井原鉄道(株)は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被災施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

この場合、可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

第6 応援協力関係

- 1 井原鉄道(株)は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

第6章 事故災害対策

第2節 事故災害応急対策

- 2 他の鉄軌道事業者での事故災害時において、町又は井原鉄道(株)が応援要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。
- 3 関係機関は相互に密接な連携をとる。

第3項 航空機事故災害対策

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

航空機の墜落炎上等による災害から乗客，地域住民等を守るため，防災関係機関は，早期に初動体制を確立し，緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより，被害拡大を防御し，被害の軽減を図る。

- 1 町は，航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは，事故の状況，被害の規模等を把握できた範囲から直ちに県及び関係機関へ通報する。
- 2 町は，必要に応じ防災関係機関，関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- 3 町は，死傷者が発生した場合，地元医療機関，保健所等で医療班を組織し，現地に派遣して応急措置を施した後，あらかじめ指定した医療機関に搬送する。
- 4 災害の規模が大きく町で対処できない場合は，相互応援協定に基づき，他の市町村に応援を要請する。
また，必要に応じ，県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
県及び他の市町村は，要請又は応援協定に基づき，応援活動の迅速な実施に努める。
- 5 さらに，消防力を必要とする場合は，県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに，化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。
また，必要があると認めるときは，指定地方行政機関に対し，当該職員の派遣を要請するとともに，県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。
- 6 町は，県，他市町村，空港出張所等からの応援要請等を受けたときは，積極的に協力して消火活動等を実施する。
- 7 一時に多数の死傷者が生じ，総合的な救急活動の必要がある場合は，この節のほか，第3章「災害応急対策計画」第12節「集団事故災害対策」により活動を実施する。

第4項 大規模な火災対策

主な実施機関	総務防災課・消防団
--------	-----------

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災が発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火・避難、緊急輸送活動及び救助・救急活動をいう。

第1 情報の収集・連絡

大規模な火災が発生した場合は、町は、直ちに消防組合へ連絡するとともに、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、町は、直接消防庁へも連絡する。

第2 消火・避難活動

- 1 大規模な火災が発生した場合は、町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び消防団及び自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。
- 2 大規模な火災が発生した場合は、県警察は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。
- 3 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

第3 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

第4 救助・救急活動

- 1 火災による人的被害が発生した場合は、町及び消防団は、消防組合に協力して救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。
- 2 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章「災害応急対策計画」第12節「集団事故災害対策」により活動を実施する。

第5 応援協力関係

- 1 町は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。
また、化学消火薬剤等を町で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。
- 2 町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

第5項 林野火災対策

主な実施機関	総務防災課・建設課・消防団
--------	---------------

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

第1 情報の収集・連絡

- 1 大規模な林野火災が発生した場合は、町は直ちに消防組合へ連絡するとともに、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。
- 2 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、町が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

第2 応急活動及び活動体制の確立

- 1 町は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。
- 2 町本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は町本部が行う。

第3 消火・避難活動

- 1 林野火災が発生した場合、消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。
- 2 町は、必要に応じて消防団や自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

第4 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

第5 救助・救急活動

- 1 林野火災による人的被害が発生した場合は、町及び消防団は、消防組合に協力して、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。
- 2 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章「災害応急対策計画」第12節「集団事故災害対策」により活動を実施する。

第6 消防防災ヘリコプターの要請と運用

- 1 町は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。
- 2 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。
- 3 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。
- 4 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

第7 応援協力関係

- 1 町は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、町で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に

第6章 事故災害対策

第2節 事故災害応急対策

確保を要請する。

- 2 町の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。
- 3 町は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に参加する。

第6項 危険物等災害対策

主な実施機関	総務防災課・消防団
--------	-----------

危険物施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合、住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置等を実施する。

第1 危険物等施設

1 危険物等施設の所有者、管理者及び占有者の措置

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講じる。
- (2) 町及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。
- (3) 自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (4) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。
- (5) 事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- (6) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じる。
- (7) 事業者は、消防機関、県警察等と緊密な連携の確保に努める。
- (8) 事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
- (9) 大量の危険物等が事業所外に漏洩した場合は、現場の事業者等は、防除措置を講じる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

2 町の措置

- (1) 災害発生について県へ直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (2) 危険物等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (3) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (4) 消防計画等により消防機関を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じて関係企業の協力を得て救助、消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、

第6章 事故災害対策
第2節 事故災害応急対策

十分留意して行う。

- (5) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力では、対処できないときは、他市町村に対して応援を要請する。
- (6) 消防機関の到着後は、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。
- (7) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- (8) 危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。
- (9) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、国・県及び事業者と連携して、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第2 危険物等積載車両

危険物等輸送機関及び町は、それぞれ上記に準じた措置を講ずる。

第3 応援協力関係

- 1 その他の防災関係機関及び関係企業等は、町、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。
- 2 町は、被害の規模に応じて、県及び他市町村等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- 3 関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

第4 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章「災害応急対策計画」第12節「集団事故災害対策」により活動を実施する。

第7項 高圧ガス災害対策

主な実施機関	総務防災課・消防団
--------	-----------

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

第1 高圧ガス施設

1 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者の措置

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の応急措置を講じる。
- (2) 県、県警察及び町の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (3) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- (4) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。
- (5) 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

2 町の措置

- (1) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (2) 製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。
- (3) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。
- (4) 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (5) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (6) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (7) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市に対して応援を要請する。
- (8) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の

第6章 事故災害対策
第2節 事故災害応急対策

災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

第2 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送事業者及び町は、それぞれ第1 1 (1)～(5)に準じた措置を講じる。

第3 応援協力関係

- 1 その他の防災関係機関及び関係企業等は、町、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。
- 2 町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- 3 関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

第4 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章「災害応急対策計画」第1 2節「集団事故災害対策」により活動を実施する。

第8項 火薬類災害対策

主な実施機関	総務防災課・消防団
--------	-----------

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

第1 火薬類関係施設

1 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者の措置

- (1) 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。
- (2) 火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これを移し、かつ見張人を付け、移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置を講じる等安全な措置を講じる。
- (3) 県・県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。
- (5) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- (6) 事業者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。
- (7) 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

2 町の措置

- (1) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (2) 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (3) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- (4) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市に対して応援を要請する。
- (5) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

第6章 事故災害対策
第2節 事故災害応急対策

第2 火薬類積載車両

1 火薬類輸送事業者の措置

(1) 第8項第1の1に準じた措置を講じるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中国運輸局（岡山運輸支局）へも通報する。

2 町の措置

(2) 第8項第1の2に準じた措置を講じる。

3 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章「災害応急対策計画」第12節「集団事故災害対策」により活動を実施する。

第3 応援協力体制

1 その他の防災関係機関及び関係企業等は、町又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

2 広域的な応援体制

町は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

3 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

第9項 有害ガス等災害対策

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

第1 特定施設等の設置者の措置

- 1 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。
- 2 町又は県に事故状況を通報するとともに、必要に応じ付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。
- 3 町又は県の措置があった場合、これに従う。

第2 町の措置

町長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な危害を及ぼすおそれがある場合、当該地域住民等に対する警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告、指示等により人身への被害を防止する。

第3 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、町、県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

第4 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章「災害応急対策計画」第12節「集団事故災害対策」により活動を実施する。

第10項 流出油対策

主な実施機関	関係各課
--------	------

町は、住民等から、水路、道路等への油流出の通報があった場合、消防組合等へ連絡し、状況を調査し、原因を突き止め、原因者に油の処理と装置等の修復をさせる。

- 1 被災現場を所管する課が担当し、その他の課はこれに協力する。
- 2 原因者不明又は原因者において直ちに処理不能の場合は、町が処理対策を実施する。この場合、必要に応じ、消防組合に吸着マット、オイルフェンス等の処理資材の確保を依頼するとともに、指導、協力を求める。
- 3 処理の経費は原因者負担とする。
- 4 被害の状況により引火のおそれがあると判断した場合は、関係者と連絡をとり、立入禁止区域の設定等必要な措置をとる。

矢掛町地域防災計画（風水害等対策編）作成・修正の経緯

昭和36年11月15日 災害対策基本法公布
昭和37年 7月10日 災害対策基本法施行
昭和37年 9月28日 矢掛町防災会議条例施行
昭和40年 矢掛町地域防災計画策定承認
昭和59年 3月22日 矢掛町地域防災計画の全面修正を承認
平成 元年 4月24日 矢掛町地域防災計画の一部修正を承認
平成 9年 5月 9日 矢掛町地域防災計画の全面修正（震災対策編の策定及び一部修正）を承認
平成17年11月24日 矢掛町地域防災計画の一部修正を承認
平成26年 3月25日 矢掛町地域防災計画の全面修正（南海トラフの巨大地震対策等、風水害等対策編及び地震災害対策編を全面修正）
令和 2年 3月26日 矢掛町地域防災計画の一部修正を承認
令和 4年 3月23日 矢掛町地域防災計画の一部修正を承認

矢掛町地域防災計画（風水害等対策編）

発行 令和4年8月
編集 矢掛町防災会議
矢掛町総務防災課
〒714-1297 小田郡矢掛町矢掛 3018 番地

